

官報

号外
平成十八年十二月六日

○第百六十五回 参議院會議録第十七号（その一）

平成十八年十二月六日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十八年十二月六日

午前十時開議

第一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三 有機農業の推進に関する法律案 農林水産委員長提出

○本日の会議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件
一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下 議事日程のとおり

○議長（扇千景君） これより会議を開きます。

この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員山東昭子君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。

同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔山東昭子君起立〕

議員山東昭子君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

○議長（扇千景君） 青木幹雄君から発言を求められました。発言を許します。青木幹雄君。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

○青木幹雄君 私は、皆様のお許しをいただき、本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもって表彰をされました山東昭子先生に対し

まして、一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

山東先生は、昭和四十九年の第十回参議院議員通常選挙において初当選をされ、以来、五たびの当選を重ねられ、今日まで二十五年の長きにわたる本院議員として活躍をされました。

この間、山東先生は、環境特別委員長、外務委員長等の重責を担われ、また、第一次及び第二次大平内閣の環境政務次官、第二次海部改造内閣の科学技術庁長官として国政の枢機に参画をされ、その卓越した政治手腕を遺憾なく發揮してこられました。

このように、先生は、高い見識と豊富な政治経験に基づき、我が国議会政治発展のために多大の貢献をされました。

ここに、我々議員一同は、先生の二十五年の御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、栄えある表彰を受けられましたことに心から祝意を表する次第であります。

我が国を取り巻く内外の諸情勢は誠に厳しく、克服すべき諸課題が山積する中であつて、国民の負託を受けた国会の責務は重く、参議院が果たすべき役割に対する関心と期待は高まるばかりであります。

山東先生におかれましては、どうか今後とも御健康に留意をされ、国民のため、参議院のため、そして我が国議会制民主主義の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますように切にお願いを申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

先生、おめでとうございます。（拍手）

○議長（扇千景君） 山東昭子君から発言を求め

られました。発言を許します。山東昭子君。

〔山東昭子君登壇、拍手〕

○山東昭子君 ただいまは、院議により表彰をいただき、また、青木幹雄議員より身に余るお褒めの言葉をちょうだいいたしました。恐縮しております。

思えば昭和四十八年三月、時の田中総理から、どうだ山東君、政治をやってみないかと勧められ、私の家は親戚には大臣や代議士をした者もおりましたが、私自身大学で政治学を勉強したわけでもなく、とてもとてもと申しましたら、何を言うんだ君、政治家は最初からプロは一人もいないんだ、大切なことはいろんな人に会っているんだ、ことを吸収する能力があるかどうかだ、それに我が国は女性議員が余りにも少な過ぎる、君は若いんだから、勉強して正論を主張する政治家になつてくれと激励をされ、決意いたしました。

翌年、多くの皆様方の御支援により、百二十五万六千七百二十四票、全国第五位で当選をさせていただきました。いただきましたのが、御案内のとおり、最年少の三十二歳のときでございました。

長い間の政治生活の中で感じましたことは、時の社会情勢やいわゆる政治的な風によつて、どんなに国会でまじめに仕事をしておいても選挙民に伝わらず、議席を失つた仲間がどれくらいいたことか、己を含めまして当選し続けることの難しさでございました。

しかし、本日、この議席におられる皆さん方は、政党や信条は違つても、国民のより良い生活を追求するということ、国際社会の中で我が国がもつと誇れるような国になるように努力するという点では一致しているのではないのでしょうか。

そのためにも、これからも参議院の一員として皆様方と大いに議論することをお約束を申し上げ、また、今日までの長い間、陰になりひなたになり、本当にいろんな分野で応援をしてくださいました皆様方に心から感謝を申し上げ、御礼の言葉とさせていただきますと存じます。
ありがとうございます。(拍手)

○議長(属千景君) この際、日程に追加して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(属千景君) 御異議ないと認めます。国務大臣久間防衛庁長官。

(国務大臣久間章生君登壇、拍手)

○国務大臣(久間章生君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省とするため所要の規定を整備するほか、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務として位置付けるとともに、安全保障会議の諮問事項を追加する必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び安

全保障会議設置法の一部改正並びに関係法律の規定の整備を内容としております。

まず、防衛庁設置法の一部改正につきましては、防衛庁を防衛省とするともに、その長を防衛大臣とする等、所要の改正を行うものであります。防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様のものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、防衛庁を防衛省とすることに伴い、自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上における警備行動の承認その他の内閣の首長としての内閣総理大臣の権限については変更せず、内閣府の長としての内閣総理大臣については、これを防衛大臣と改める等、所要の改正を行うものであります。

第二に、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動並びに国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動について、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うこと等を新たに自衛隊法第三条に規定する自衛隊の任務として位置付けるための所要の改正を行うものであります。

最後に、安全保障会議設置法の一部改正でございます。

これは、安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重

要事項及び内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項を追加するものであります。

そのほか、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(属千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。愛知治郎君。

(愛知治郎君登壇、拍手)

○愛知治郎君 私は、自由民主党と公明党を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部改正案について質問をいたします。

このたび、いわゆる防衛省移行法案が、参議院でようやく審議されることになりました。

昭和二十九年に防衛庁が発足し、そのわずか十年後の昭和三十一年に、我が自由民主党は省移行法案を取りまとめております。

しかしながら、党の正式な手続を経たにもかかわらず、当時の社会情勢により国会には提出されませんでした。また、友党である公明党も、冷戦構造崩壊等の国際情勢の変化を踏まえ、新たな安全保障体制の構築が必要と考えるに至りました。

そして、平成九年の中央省庁再編時には政治の場で論議すべき課題と位置付けられましたが、やはり国会で議論されることはありませんでした。

国家の根幹を成す安全保障にかかわる問題は、特にその制度面に関しては、全国民を代表する国会において可及的速やかにしっかりと議論すべきではなかったのでしょうか。

我が党及び公明党は、これまでも国民の生命、

財産を守るため有事法制や周辺事態法を整備し、国際貢献の道を開くためPKO協力法や国際緊急援助隊法を整備いたしました。また、国際テロ撲滅のためインド洋やイラクに自衛隊を派遣するなど、安全保障体制を一步一步整備してまいりました。正に、一國平和主義から、憲法でうたわれる平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めるべく取り組んできたのであります。

この安全保障を語ることは国家の在り方を語ることであります。

日本は戦後、非核三原則、専守防衛など独自の政策に基づいた外交を展開し、世界の信頼を得てまいりました。永世中立国であるスイスも独特な国として知られ、国際紛争を解決する手段としての国権の発動による戦争を放棄した日本とともに平和国家として語られることがよくあります。

確かに、日本とは国情が大きく異なることは事実であります。スイスは多国籍で戦争が起ころうとしても中立であることを宣言しており、また、軍事的な同盟国がないことから、他国の攻撃に遭った場合でも自国だけで解決しなければなりません。そのため強力な軍隊を組織しており、男性には兵役義務があり、各家庭の地下にシェルター

があるなど、自分で自分を守るという国民一人一人の意識が非常に高い国であります。

しかしながら、平和とはただ待っていても黙っていても与えられるものではなく、不断の努力によって得られるものであると私は考えております。そして、この点においてはスイスも我が国も全く同じであると思えます。

日本は、今後どのような国家を目指していくのでしょうか。安倍政権はどのような国家を目指しているのか、そして、このたびの法改正は安倍政権の目指す国家においてどのような役割を果たすとお考えか、官房長官にお伺いをいたします。

また、この点を踏まえた上で、防衛庁の省移行、自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化で防衛政策の基本方針に具体的な変更があるのか、それとも従来の政策を踏襲していくのかはやはり国民の関心があるところであります。加えて、省移行に伴い、いたずらに防衛予算が膨れ上がるのではないかと心配される方々もおります。

現行の防衛大綱では、防衛力の効率化、合理化をキーワードに、規模の拡大に依存することなく、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要と書かれております。現在の国際情勢にかんがみると、我が国の防衛力を充実させなければならぬというのが、厳しい財政運営の折、一定の歯止めは掛けなければなりません。防衛政策の基本方針変更の有無と併せ、政府として今後大綱を改定するつもりがあるのか、また、現在において適正な防衛予算の規模をどう考えているのかについて、防衛庁長官にお伺いをいたします。

次に、組織の運用について質問いたします。

この省移行によってシビリアンコントロールが保たれるのかとの懸念があると聞いておりますが、この点、私は全く問題がないと考えております。防衛庁という行政組織に変更があるのは確かですが、政治と自衛隊との関係に変化が生じ、自衛隊の決定権、発言権が強化されるわけではありません。逆に、そのような懸念に配慮し、本法案では自衛隊の国際平和協力活動及び周辺事態への

対処を安全保障会議の諮問事項として追加し、チェック機能を高めることにしたと理解しているからであります。

むしろ、省移行によって、実動部隊である自衛隊の部隊運用に関し、現場の意見が政府に正しく伝わる制度がつくられるのか、問いたいと思います。

これまでは、制服組と背広組という表現が使われ、意思の疎通に問題があるような報道もございました。シビリアンコントロールの原則から、政策や方針決定は政治が行うのが当然であります。その決定に資するため、部隊運用に関して現場の自衛隊の意見が防衛庁長官にしっかり届くようにしていただきたいと思いますが、この点に関して防衛庁長官にお伺いをいたします。

また、本改正により、在外邦人等の輸送も防衛出動や治安出動と同様に本来任務化されますが、その態勢は万全なのでありましかうか。朝鮮半島で紛争が起これば、中国や韓国に被害が及び、在留邦人が危険に巻き込まれる可能性があります。また、大量の難民が発生するかもしれません。その際、日本はどのような対応をするのか、準備はできているのでしょうか。

在外邦人の輸送については、周辺事態法が成立する際、邦人輸送のため艦船、ヘリコプターの使用が可能となりましたが、輸送の安全が確保されていなければ自衛隊を派遣することができません。つまり、緊急時に全く活用できない、活動できない可能性があるものであります。これはおかしい話ではないでしょうか。改善の余地がないのか、防衛庁長官にお伺いをいたします。

また、このような事態に関連し、中国や韓国で

難民が出た場合、日本は受入れをするのでしょうか。難民問題は法務省が所管ですが、このような有事の際の受入れに関しては内閣全体で取り組まねばならない課題であります。現在、どのような検討が行われているのか、官房長官にお伺いをいたします。

先日、安倍総理がかねてより意欲を示しておられた日本版国家安全保障会議創設を目指す国家安全保障に関する官邸機能強化会議の初会合が開かれました。具体的な姿はこれから決まっていくと思いますが、防衛省移行と併せ、日本の安全保障においてどのような役割を担っていくのでしょうか。

総理は、大統領直属で約二百人のスタッフを抱える米国のNSCをイメージしていると伺っておりますが、大統領制を取る米国と議院内閣制である日本はリーダーの権限や議会との関係が異なります。この点、英国は議院内閣制であり、国防及び海外政策内閣委員会という、内閣官房が機動的に関係省庁を調整する権限を持つシステムを有しております。これは日本にとって大いに参考になるのではないかと思います。

今後、国民的議論を経て、日本の安全保障に最も役立つシステムをつくり上げなければならないと思っておりますが、防衛庁が防衛省となった後、国家安全保障会議はどのような役割を果たしていくべきかとお考えか、最後に官房長官にお伺いをし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣久間章生君登壇、拍手)

○国務大臣(久間章生君) 愛知議員にお答えいたします。

まず、省移行、本来任務化と防衛政策との関係

についてお尋ねがありました。

今回の法改正に当たり、専守防衛といった我が国の防衛政策の基本について変更する考えはありません。また、特に国際平和協力活動等の本来任務化は、現在の防衛大綱で示された考え方を踏まえ行うものであり、法案の成立を機に防衛大綱を改定することは考えておりません。

次に、適正な防衛予算の規模についてお尋ねがありました。

防衛庁の省への移行は、国の行政組織の位置付けを変更するものであり、追加の予算措置を伴うものではなく、将来の防衛関係費の増大を招くようなものではありません。防衛庁としては、今後とも、防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するため、思い切った合理化、効率化を行いつつ、必要な予算を確保するよう努めてまいります。

次に、現場の意見に関するお尋ねがありました。

部隊運用に関する政策決定に当たり、実際に現場での厳しい勤務を経験した自衛官の意見を聴くことは重要であると考えており、これまでその把握に努めてまいりました。今後も、私自身が部隊視察に出向いて意見交換を行うなど、様々な機会をとらえて、できる限り現場の生の声を聴取するよう努力する所存であります。

次に、本来任務化される在外邦人等の輸送の態勢についてお尋ねがありました。

在外邦人等の輸送は国民の安全確保の観点から重要な活動であることなどから、今後、本来任務化することとしています。防衛庁としては、現在

もその活動に用いる航空機と船舶を保有していますが、今後とも必要な態勢構築のため、新たな輸送機、ヘリコプター搭載護衛艦などの着実な整備を続けてまいります。

最後に、緊急時の自衛隊の在外邦人等の輸送についてお尋ねがありました。

輸送の安全確保が在外邦人等輸送の要件とされているのは、空港等の安全が確保されない場合に、危険を冒して輸送を行えば在外邦人の安全確保という本来の目的を果たせない可能性があるからであります。仮に派遣国で紛争が生じていても、空港等を選んで輸送できる場合もあり、自衛隊として安全を確保しつつ輸送活動を行う所存であります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 愛知議員にお答えいたします。

まず、目指す国家の在り方と省移行政案の役割についてのお尋ねがございました。

安倍内閣が目指すものは、文化、伝統などを大切に、自由な社会を基本とする国であり、世界に信頼され、尊敬され、愛されるリーダーシップのある美しい国であります。国及び国民の更なる安全確保と、国際社会の平和と安定への積極的な貢献を果たしていくため、防衛庁の省への移行は安倍内閣が目指す国づくりにおいて極めて重要であると考えております。

次に、有事の避難民受入れについてのお尋ねがございました。

御質問の場合の対応はその時々状況等に依りて異なっておりますが、政府全体として対処する必要があるものと考えており、我が国の安全に

及ぼす影響はもちろんのこと、その受入れ体制、人道的観点も考慮しつつ、適切に対処していく所存であります。かかる対応策について、政府として必要な検討を行っておりますが、その内容については検討途上にあるものであり、お答えは控えさせていただきますと思います。

次に、安全保障に関する官邸機能の強化についてお尋ねがございました。

現在、国家安全保障に関する官邸機能強化会議で、外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能をも再編強化するための施策について検討を行っているところであり、どのような司令塔機能を構築するかについて現時点でお答えすることは困難であります。関係省庁が効果的に機能し、外交と安全保障の国家戦略を政治の強力なリーダーシップにより速やかに決定できるように仕組みを構築していくことが必要と考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 藤末健三君。

(藤末健三君登壇、拍手)

○藤末健三君 民主党・新緑風会を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し質問いたします。

私は、本法案に関して明確にしたい点が二つあります。

一つは、衆議院で活発な審議が行われましたが、まだまだ本法案に関しては多くの懸念事項がございます。特に、文民統制、シビリアンコントロールの維持について明確にする必要があります。

そして二つ目には、長期的な防衛、安全保障政策の姿が見えないという問題があります。まるで

船が海図なきまま、北朝鮮問題という突風が吹いたため、場当たり的に船の進む方向を変えたというような感じがします。衆議院の審議を見ても、防衛庁を省にした後に、国防充実のために何を行うことが必要かということが明確にはまだ示されておられません。特に、今まで日本国憲法の下、自衛のための必要最小限の防衛力、専守防衛、非核三原則、武器輸出三原則などのある程度大きな枠組みがありましたが、この枠組みさえも崩れるのではないかと危惧されます。

まず、文民統制、シビリアンコントロールについてお尋ねいたします。

シビリアンコントロールといいますと、防衛庁の官僚である背景組の官僚が自衛官、制服組を管理するということとされている方は多いと思います。しかしながら、民主主義制度における文民統制、シビリアンコントロールは、国民を代表する議会、我々が自衛隊を統制することを示します。議会による文民統制は具体的に二つの形があります。一つは、国民を代表する国会が自衛官の定数、主要組織などの法律を審議し、また防衛予算の審議を通して直接防衛組織を統制するもの、そしてもう一つは、議院内閣制を取っている国として、国会が国会議員の中から総理大臣を指名し、その管理下に防衛組織を置き、間接的に国会が統制することです。

しかしながら、本改正案においては、総理大臣による統制が十分確保できない可能性があらます。我が国は、戦時中の軍部専横の反省から、日本国憲法六十六条に「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」としています。この文民には元自衛官は含まれます。つま

り、憲法解釈上、自衛官は自衛隊を辞めた途端に文民になります。そして、文民は選挙の洗礼を受けた議員でなくとも改正案にある防衛大臣に着任できます。つまり、自衛官が自衛隊を辞めてすぐに防衛大臣になる、そのことが可能となります。

本法案で、防衛大臣は、高級幹部の人事や法律の制定について閣議を求めると、予算要求や執行を財務大臣に求めること、駐留軍用地の収用、アメリカ軍に対する物品と役務の提供などの大きな権限を持ちます。私は、自衛官の方々を否定するわけではありませんが、戦前に陸軍大臣、海軍大臣が軍人である必要があり、政治が混乱した反省により、憲法に文民条項が盛り込まれたと理解しております。今回の法改正は、その文民条項の趣旨から外れるものではないでしょうか。

ちなみに、同じ議院内閣制であるイギリスにおいては、内閣、国会連法により、国防大臣は文民でありかつ国会議員しか担当できないようになっています。イギリスにおいては国防大臣は文民であり、国会議員しか担当できません。また、アメリカ合衆国においては、政府組織関係法により、過去十年以内に軍の将校として現役にあった者は国防長官に任命することはできないとあります。過去十年以内に軍の将校として現役にあった者は国防長官に任命することはできないとあります。そして、フランスでは、首相が国防に関する総合責任者であり、その下に国防事務総長がいると、これは現状の我が国と同じような組織形態になっています。

これらの先進国と比べても、自衛官が翌日から防衛大臣になれる本法案ではシビリアンコントロールは著しく後退する可能性が指摘できます

が、防衛庁長官の御意見を伺いたい。また、このような状況にかんがみ、シビリアンコントロールに関する法律を別途作る必要性を感じますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

なお、昭和二十九年の衆議院答弁において、内閣法制局は、憲法六十六条に關し、制服を着た現役自衛官も文民であると解釈していました。しかしながら、この解釈を途中で変更し、自衛官は文民でない、自衛官は文民にあらずとしています。これは、私の調べたところ、戦後における内閣法制局の憲法解釈の唯一の変更点です。

そこで、内閣法制局長官にお聞きします。
まず、この解釈が変わり、また制服を着た自衛官を文民とすることが可能となるかどうか、可能性があるかどうか。そして、もし、現職自衛官が文民であるとの憲法解釈が復活すれば、現役の自衛官が防衛大臣になるということも可能でござい

ます。
そしてまた、お聞きしたいのは、このような内閣法制局による憲法解釈の変更は今後あり得るか。例えば、防衛政策に關しては、集团的自衛権は保有するが行使しない、攻撃的兵器の保有は禁止する、海外派兵の禁止など、内閣法制局による憲法解釈がありますが、今後その変更の可能性があるかどうか、内閣法制局長官、お答えいただけますか。

また、自衛隊法改正案第八条において、「防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する」とありますが、これは本法案第六章及び第七章に定められた任務のみに基づき統括するものとしていただきたい。そうしなければ

ば、防衛大臣の権限が法律でなく裁量により拡大することが懸念されますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

そして、同時に、防衛庁長官にお願いしたいことがあります。自衛隊法改正案第三条二項において、自衛隊の任務を「別に法律で定め」としています。自衛隊法は、歴史的にインデックス法、法律自体がインデックス、つまり目次のような機能を持っています。すべての任務が書かれ、項目が書かれ、すべて網羅できるようになっている法律です。今後とも、自衛隊任務を別の法律で定めた場合も自衛隊法に書き込んでいただきたいが、いかがでしょうか。

次に、防衛庁の省昇格について御質問します。
本法案についていろいろな方からお聞きする懸念に、防衛庁が省に昇格することが自民党の新憲法草案にある自衛隊の自衛軍への昇格につながるんではないかというものがあります。是非、防衛庁長官、そのようなことはないと否定していただきたいのですが、いかがでしょうか。

そして、今回、防衛庁の省昇格によって、これまでの防衛政策の基本である専守防衛、自衛のための必要最小限の防衛力、防衛費のGNP一％枠、非核三原則、海外派兵の禁止、攻撃型兵器の保有禁止、シビリアンコントロール、そして集团的自衛権の禁止などの変更が行われることが懸念されますが、いかがでしょうか。防衛庁長官に防衛政策の基本の変更はあり得ないと明確にしたい。また、武器輸出三原則の見直しについても、なし崩し的に緩和することはないかと約束していただきたいが、いかがでしょうか。

私は、防衛省に新たな機能や組織の追加や変更もないまま防衛庁から防衛省へ格上げすることについてはやや疑問があります。新しい組織にするのであれば、新しい役割を与えるべきではないでしょうか。例えば、防衛政策や防衛戦略の企画立案、防衛情報の収集、分析、加えて防衛情報の近隣諸国との交換や軍備の削減、そしてテロ対策としての核兵器の拡散防止などの機能も新しい組織に持たせてはいかがでしょうか。

防衛という観点からすると、自らの防衛力の強化だけではなく、近隣諸国の軍備の縮小を進めることも我が国の防衛力を相対的に高める上で必要だと考えますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。特に、テロ対策として核拡散防止や国際的武器管理なども行う組織とした方が近隣諸国に対する我が国の軍事拡大化への懸念を払拭することができるのではないのでしょうか。防衛庁長官の見解をお聞きます。

そして、より重要なことは、防衛庁を省に昇格することが長期的な防衛、安全保障政策の取組の中でどのように位置付けられるか。是非この点について、防衛庁長官の明確なビジョンを示していただきたいと思ひます。

次に、国際的な活動についてお聞きします。
防衛庁長官、自衛隊法改正案三条二項二号において自衛隊の海外における活動を定めています。自衛隊の海外活動は基本的に国連を中心とした平和活動として行うべきと考えますが、いかがでしょうか。現在、国連は機能しないなどの指摘がありますが、我が国が国連改革の主導権を取って集団安全保障の実現を目指すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、自衛隊法改正案三条二項二号において、「その他の国際協力」の推進」とあるのは何を指すのか。法制局には、集团的自衛権の行使を含まないということを確認にしていたかと思ひます。

また、イラク戦争についての活動は、大量破壊兵器が発見できなかったことやアメリカの中間選挙の結果を見ても間違いだったとも考えられます。アメリカ大統領、イギリス首相もイラク政策が誤りだったというような発言をしています。また、イタリアもイラクから撤退を完了しました。日本政府も一度率直に誤りを認めるべきだと考えますが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

政府は、今、東アジア共同体構想を進めています。私はこの構想に大きく賛成いたします。ただ、この構想の中で、経済的な連携だけではなく、東アジアの総合的な地域安全保障なども併せて進めていただくべきだと考えますが、アジア外交を精力的に進めている安倍政権の見解を伺いたいと思ひます。

最後に、参議院の皆様に申し上げたいことがござい

ます。
我が参議院は、良識の府としての役割を果たさなければなりません。衆議院のように民意を反映する数の論理に対し、我々参議院は、理、理屈、理をきちんと通さねばならないと考えます。本法案におけるシビリアンコントロール、私が指摘申し上げましたシビリアンコントロールが本場に理にならなっているか、きちんと審議しなければなりません。

そしてまた、我が参議院は再考の府、再び考える、再考の府でござい

り大所高所に立つた長期的な審議に基づく權威が期待されます。この防衛庁の省への昇格について大所高所から、また中長期的な観点から、再考の府として基本的なところから審議をする必要があります。

六年前に、斎藤参議院議長の私的諮問機関として設置された参議院の将来像を考える有識者懇談会の意見書には、参議院は「政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視する」、参議院は「政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視する。」とあります。是非とも、参議院の先輩方、そして同僚の皆様、良識の府、そして再考の府としての審議をお願いしたいと思います。

特にシビリアンコントロールについては、我々が本当に議論しなければならない一番大きなポイントだと思えます。是非、深い審議をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣久間章生君登壇、拍手)
○国務大臣(久間章生君) 藤末議員にお答えいたします。

まず、元自衛官が防衛大臣になることの文民統制上の問題につきお尋ねがありました。

我が国のシビリアンコントロールは、国会の指名した内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を有すること、その内閣総理大臣が防衛庁長官、省移行後は防衛大臣を任命すること、防衛に関する法律や予算は国会の議決を経て成立すること、国会は内閣を不信任できることなど、国会を重視したものであります。今回の法案により、このようなシビリアンコントロールの枠組みが変わることとはなく、仮に自衛官であった者が防衛大臣に任

命されたとしても何ら問題はないと考えます。

次に、シビリアンコントロールに関する法律の必要性についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げたように、我が国には国会によるシビリアンコントロールの枠組みがあります。

また、憲法においては、国務大臣は文民でなければならぬとされています。したがって、シビリアンコントロールに関する法律を新しく作成することは考えておりません。

次に、省移行後の自衛隊の指揮監督権についてお尋ねがありました。

御指摘の改正後の自衛隊法第八条については、同法第七条の内閣総理大臣の最高の指揮監督権と、これに服すべき防衛大臣との関係を明確にするものです。また、省移行後の防衛大臣の職務の統括の権限は、自衛隊法第六章及び第七章に規定するものに限られず、自衛隊法に規定するもの全般が対象となります。

次に、自衛隊法の規定の在り方についてお尋ねがありました。

これまで、国際平和協力法など、別に定める法律により自衛隊に新たな任務、権限を付与する場合には、自衛隊法についても改正を行い、その旨を規定したところであります。このような考え方は、今後とも変更することは考えておりません。

次に、省移行と憲法との関係についてお尋ねがありました。

省移行は、行政組織の位置付けに関するものとして長きにわたり議論されてきたもので、憲法改正の問題とは関係ありません。また、憲法上、自衛のための必要最小限度を超える実力を自衛隊が保持し得ない等の従来からの政府見解を変えるものでは

ではありません。

次に、省移行と防衛政策の基本についてお尋ねがありました。

防衛庁の省への移行は、専守防衛、軍事大国とならないこと、非核三原則、海外派兵の禁止といった我が国の防衛政策の基本の変更や防衛関係費の増加を招くものではありません。また、省移行は、集団的自衛権の行使の禁止など、現行の憲法解釈を変更するものではありません。

次に、武器輸出三原則についてお尋ねがありました。

防衛庁の省への移行によって、平和国家としての我が国の方針である武器輸出三原則等を変更することはありません。

次に、防衛省に新たな役割を与えてはどうかとの御指摘がありました。

防衛政策の企画立案、情報の収集、分析、交換、核拡散防止などの軍備管理、軍縮、不拡散への国際的な取組に関しては、防衛庁を含む関係省庁が適切な役割を担い、十分な連携を取って取り組んでおり、省への移行を契機に見直すことは考えておりません。

次に、省移行の防衛、安全保障政策上の位置付けに関するお尋ねがありました。

近年、防衛庁・自衛隊の役割は国政の中で重要性を増しており、また、何よりも国の防衛は国家の最も基本的な任務であります。このような中、防衛庁を省として政策官庁として明確に位置付け、危機管理体制を整備することは、今後の我が国の防衛や安全保障において極めて重要であると考えております。

次に、国連と自衛隊の国際平和協力活動についてお尋ねがありました。

新たな安全保障環境においては、国際平和協力活動の形態が多様化しており、また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結び付いているとの認識の下、御指摘のように、国連を中心とした国際平和のための取組はもとより、様々な国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、イラク戦争についてのお尋ねがありました。

従来より総理や外務大臣から答弁しているところではありますが、政府としては、イラクが十二年間にわたり累次の国連安保理決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしなかったことから、国連安保理決議に基づく米国、英国等の各国による武力行使を支持したものであり、現在においてもこの考えに変わりはありません。

なお、自衛隊については、国連安保理決議の要請に基づき人道復興支援活動等を行うために派遣しているところでもあります。

最後に、東アジア共同体構想についてお尋ねがありました。

近年、東アジア地域においては、将来の共同体形成を視野に入れて、地域共通の課題に共同で対処しようという機運が高まっており、様々な枠組みにおいて対話や協力が進められております。我が国としては、こうした枠組みを活用しつつ、安全保障の分野においても東アジア諸国との対話と協力を深めていくことが重要であると考えております。(拍手)

〔政府特別補佐人宮崎礼壹君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人(宮崎礼壹君) お答えいたします。

まず、文民や防衛政策に関する憲法解釈についてのお尋ねがありました。

憲法第六十六条の文民につきましては、憲法で認められる範囲内にあるものといえ、自衛隊も国の武力組織であります以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるといふのは憲法の精神から見て好ましくないとの考え方に立つて、自衛官は文民に当たらないとの解釈が現在確立しているものと考えております。

一般に、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基いてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであります。

したがって、このような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではなく、その変更については十分慎重でなければならないものと考えております。

次に、改正後の自衛隊法第三条第二項第二号に規定する活動についてのお尋ねがありました。

ここに言う「その他の国際協力の推進」とは、国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与以外の国際協力の推進を意味し、具体的には、国際緊急援助隊法に基づく国際緊急援助活動及びテロ特措法に基づく協力支援活動がこれに含まれます。

ます。

また、改正後の自衛隊法第三条第二項第二号に規定する活動につきましては、同項の柱書きにおいて、その活動が武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において行われるものであることが明確に規定されておりまして、この活動に集団的自衛権の行使が含まれることはないものと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長柏村武昭君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔柏村武昭君登壇、拍手〕

○柏村武昭君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、フィリピンとの経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、人の移動の円滑化及びビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、中小企業等の分野における協力を促進することについて定めております。

次に、メキシコとの経済連携協定議定書は、協定の規定に基づき、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率及び合計割当て数量について定めております。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、経済連携協定締結の意義、フィリピンとの経済連携協定の締結と有害廃棄物の輸出規制、フィリピンからの看護師及び介護福祉士の受入れに伴う体制の整備、今後の経済連携協定締結交渉における人の移動の問題に対する基本姿勢等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一

賛成

二百十二

反対

九

よつて、両件は承認することに決しました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長加治屋義人君。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

〔加治屋義人君登壇、拍手〕

○加治屋義人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法案は、有機農業による生産を推進し、これによつて生産される農産物の流通、消費を増加させるため、農業生産、流通、消費というそれぞれの側面から、有機農業を推進するために必要となる施策を総合的に講じようとするものであります。

以下、その主な内容を御説明申し上げます。

第一に、この法律において有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本

として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうこととしております。

第二に、基本理念として、有機農業の推進は、農業者が容易に有機農業に従事することができるようにすることを旨として行われなければならないこと、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れることができることを旨として行われなければならないこと、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならないこと、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならないことを定めております。

第三に、有機農業の推進に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

第四に、農林水産大臣は有機農業の推進に関する基本方針を定めることとし、この基本方針には、有機農業の推進に関する基本的な事項、有機農業の推進及び普及の目標に関する事項などを定めることとしております。

第五に、都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないこととしております。

第六に、国及び地方公共団体は、基本的な施策として、有機農業者等の支援、有機農業に関する技術開発の促進のための研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導、消費者の理解と関心の増進のための広報活動、有機農業者と消費者との交流の促進、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援などを行う

こととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十
賛成 二百二十
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
近藤 正道君	鰐淵 洋子君	扇 千景君	角田 義一君
又市 征治君	谷合 正明君		
澤 雄二君	小泉 昭男君		
大田 昌秀君	遠山 清彦君		
浮島とも子君	山本 香苗君		
小池 正勝君	山本 貞雄君		
渡辺 孝男君	山本 保君		
高野 博師君	福本 潤一君		
世耕 弘成君	鶴保 庸介君		
福島みずほ君	田 英夫君		
加藤 修一君	西田 実仁君		
松 あきら君	弘友 和夫君		
山内 俊夫君	中川 義雄君		
山下 栄一君	山口那津男君		
魚住裕一郎君	荒木 清寛君		
林 芳正君	浅野 勝人君		
武見 敬三君	国井 正幸君		
浜四津敏子君	風間 昶君		
白浜 一良君	草川 昭三君		
木庭健太郎君	吉村剛太郎君		
山崎 正昭君	溝手 顕正君		
若林 正俊君	田村耕太郎君		
北川イツセイ君	河合 常則君		
関口 昌一君	椎名 一保君		
坂本由紀子君	末松 信介君		
中川 雅治君	二之湯 智君		
野村 哲郎君	川口 順子君		
荻原 健司君	岡田 直樹君		

秋元 司君	山谷えり子君
柏村 武昭君	山本 順三君
有村 治子君	加治屋義人君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
中村 博彦君	岡田 広君
岸 宏一君	山崎 力君
常田 享詳君	田村 公平君
田浦 直君	岩城 光英君
佐藤 昭郎君	阿部 正俊君
岩永 浩美君	鈴木 政二君
魚住 汎英君	泉 信也君
岩井 國臣君	金田 勝年君
北岡 秀二君	景山俊太郎君
市川 一朗君	狩野 安君
佐藤 泰三君	田中 直紀君
清水嘉子子君	小野 清子君
鴻池 祥肇君	松田 岩夫君
香掛 哲男君	片山虎之助君
水落 敏栄君	松山 政司君
藤野 公孝君	長谷川憲正君
後藤 博子君	神取 忍君
松村 祥史君	亀井 郁夫君
田村 秀昭君	岸 信夫君
吉田 博美君	森元 恒雄君
舩添 要一君	藤井 基之君
愛知 治郎君	西島 英利君
荒井 正吾君	小林 温君
伊達 忠一君	西銘志郎君
野上浩太郎君	木村 仁君
中島 啓雄君	山本 一太君
山下 英利君	大野つや子君
松村 龍二君	保坂 三蔵君

平成十八年十二月六日 参議院會議録第十七号(その一) 議長の報告事項

矢野 哲朗君 太田 豊秋君 谷川 秀善君 橋本 聖子君 陣内 孝雄君 真鍋 賢二君 竹山 裕君 関谷 勝嗣君 鈴木 陽悦君 藤末 健三君 松下 新平君 藤本 祐司君 那谷屋正義君 下田 敦子君 柳澤 光美君 主濱 了君 池口 修次君 若林 秀樹君 森 ゆうこ君 大塚 耕平君 広野ただし君 櫻井 充君 浅尾慶一郎君 羽田雄一郎君 峰崎 直樹君 円 より子君 小林 元君 高嶋 良充君 江田 五月君 広中和歌子君 山下八洲夫君 郡司 彰君	脇 雅史君 加納 時男君 中原 爽君 青木 幹雄君 中曾根弘文君 山東 昭子君 櫻井 新君 倉田 寛之君 尾立 源幸君 富岡由紀夫君 荒井 広幸君 足立 信也君 白 眞勲君 小林 正夫君 喜納 昌吉君 芝 博一君 大江 康弘君 平野 達男君 辻 泰弘君 松井 孝治君 小川 敏夫君 福山 哲郎君 木俣 佳丈君 加藤 敏幸君 直嶋 正行君 和田ひろ子君 佐藤 道夫君 田名部匡省君 西岡 武夫君 渡辺 秀央君 大石 正光君 蓮 舫君	広田 一君 島田智哉子君 前川 清成君 松岡 徹君 水岡 俊一君 鈴木 寛君 榛葉賀津也君 黒岩 宇洋君 井上 哲士君 藤原 正司君 山根 隆治君 小池 晃君 平田 健二君 工藤堅太郎君 市田 忠義君 輿石 東君 伊藤 基隆君 岡崎トミ子君 佐藤 泰介君 北澤 俊美君	仁比 聡平君 大久保 勉君 小林美恵子君 津田弥太郎君 紙 智子君 岩本 司君 ツルチ マルティン君 大門実紀史君 谷 博之君 神本美恵子君 緒方 靖夫君 朝日 俊弘君 家西 悟君 吉川 春子君 今泉 昭君 築瀬 進君 千葉 景子君 前田 武志君 柳田 稔君	議長の報告事項 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 大塚 耕平君 補欠 松井 孝治君 外交防衛委員 辞任 藤末 健三君 補欠 喜納 昌吉君 財政金融委員 辞任 松井 孝治君 補欠 大塚 耕平君 文教科学委員 辞任 南野知恵子君 補欠 荻原 健司君 厚生労働委員 辞任 荻原 健司君 補欠 南野知恵子君 経済産業委員 辞任 喜納 昌吉君 補欠 藤末 健三君 予算委員 辞任 遠山 清彦君 補欠 山下 栄一君 紙 智子君 補欠 小林美恵子君 決算委員 辞任 岸 信夫君 補欠 小林 温君 犬塚 直史君 補欠 松下 新平君 神本美恵子君 補欠 山本 孝史君 藤本 祐司君 補欠 那谷屋正義君 山下 栄一君 補欠 遠山 清彦君	行政監視委員 小林美恵子君 紙 智子君 辞任 小林 温君 補欠 岸 信夫君 松下 新平君 補欠 犬塚 直史君 議院運営委員 辞任 那谷屋正義君 補欠 藤本 祐司君 懲罰委員 辞任 山本 孝史君 補欠 神本美恵子君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 教育基本法に関する特別委員 辞任 井上 哲士君 補欠 小林美恵子君 福島みずほ君 補欠 小森 貞雄君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 懲罰委員会 理事 山本 孝史君 (千葉景子君の補欠) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案
---	--	---	---	---	---

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 教育基本法案(第百六十四回国会閣法第八九号)、日本国教育基本法案(参第四号)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第五号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第六号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 中曽根弘文

蓮 舫

風間 昶

岩城 光英

岡田 直樹

中島 啓雄

神本美恵子

近藤 正道

亀井 郁夫

第二班

岸 信夫

北岡 秀二

佐藤 泰介

小野 清子

鴻池 祥肇

松村 祥史

水岡 俊一

山下 栄一

小林美恵子

一、派遣地

第一班 新潟県 長野県

第二班 兵庫県 徳島県

一、期間 両班とも十二月三日及び四日の二日間

一、費用 概算一、〇〇九、二一〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十八年十二月一日

教育基本法に関する特別委員長 中曽根弘文

参議院議長 扇 千景殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出柔道整復師の往療料に関する再質問に対する答弁書(第二五号)

参議院議員藤末健三君提出ODA事業の適正な執行に関する質問に対する答弁書(第二六号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成十七年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

去る三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

文教科学委員 峰崎 直樹君

辞任

補欠

神取 忍君

三浦 一水君

農林水産委員

補欠

三浦 一水君

神取 忍君

松本 新一君

千葉 景子君

予算委員

補欠

主濱 了君

藤末 健三君

山下 栄一君

遠山 清彦君

小林美恵子君

紙 智子君

小林 温君

岸 信夫君

高橋 千秋君

和田ひろ子君

那谷屋正義君

藤本 祐司君

藤末 健三君

主濱 了君

松本 新一君

犬塚 直史君

山本 孝史君

神本美恵子君

遠山 清彦君

山下 栄一君

紙 智子君

小林美恵子君

行政監視委員

補欠

岸 信夫君

小林 温君

犬塚 直史君

松本 新一君

議院運営委員

補欠

藤本 祐司君

那谷屋正義君

懲罰委員

補欠

神本美恵子君

山本 孝史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

辞任

補欠

谷合 正明君

鰐淵 洋子君

小林美恵子君

井上 哲士君

同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを経済産業委員会に付託した。

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)(参第七号)

同日議長は、次の衆議院提出案を経済産業委員会に付託した。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆第七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

建築士法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

教育の基本に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第二八号)

独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第二九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二七号)

同日議長は、フィリピン共和国において発生した台風による被害に対し、マヌエル・ヴィリヤール

同国上院議長宛、見舞電報を発送した。

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

峰崎 直樹君

補欠

松井 孝治君

法務委員

辞任

富岡由紀夫君

補欠

前川 清成君

松本 新平君

外交防衛委員

辞任

犬塚 直史君

補欠

岩本 司君

財政金融委員

辞任

前川 清成君

補欠

富岡由紀夫君

松井 孝治君

文教科科学委員

辞任

三浦 一水君

補欠

神取 忍君

農林水産委員

辞任

神取 忍君

補欠

三浦 一水君

経済産業委員

辞任

千葉 景子君

補欠

松本 新平君

予算委員

辞任

岩本 司君

補欠

犬塚 直史君

決算委員

辞任

藤末 健三君

補欠

主濱 了君

和田ひろ子君

補欠

藤末 健三君

高橋 千秋君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

井上 哲士君

芝 博一君

紙 智子君

教育基本法に関する特別委員

辞任

近藤 正道君

補欠

淵上 貞雄君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢社会に関する調査会委員

辞任

蓮 舫君

和田ひろ子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 峰崎 直樹君 (峰崎直樹君の補欠)

経済産業委員会

理事 藤末 健三君 (藤末健三君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員

長提出)(参第八号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議

長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関

する特別委員会に付託した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第

百六十四回国会案第二〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務

を課する等の措置を講じたことについて承認を

求めるの件(閣承認第三号)

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第一二

号)
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員
長提出)
同日委員長から次の報告書が提出された。
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和
国との間の協定の締結について承認を求めるの
件(閣案第二号)審査報告書
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ
合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基
づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の議定書の締結につい
て承認を求めるの件(閣案第一号)審査報告書
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 貸金業の規制等に関する法律等の一
部を改正する法律案(閣法第一〇号)の審査に
資するため、現地において意見を聴取する。
一、派遣委員
家西 悟 査掛 哲男
中川 雅治 野上浩太郎
大久保 勉 峰崎 直樹
田中 直紀 富岡由紀夫
広田 一 西田 実仁
大門実紀史
一、派遣地 埼玉県
一、期間 十二月八日 一日間
一、費用 概算二二八、二六〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八
十条の二により承認を求めます。
平成十八年十二月五日
参議院議長 扇 千景殿
財政金融委員長 家西 悟

委員派遣承認要求書
一、目的 教育基本法案(第百六十四回国会開
法第八九号)、日本国教育基本法案(参第四
号)、地方教育行政の適正な運営の確保に関
する法律案(参第五号)及び学校教育の環境の
整備の推進による教育の振興に関する法律案
(参第六号)の審査に資するため、現地におい
て意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 中曾根弘文 北岡 秀二

佐藤 泰介 岡田 直樹

小泉 昭男 林 久美子

水岡 俊一 浮島とも子

岸 信夫 櫻井 充

風間 昶 小泉 顕雄

坂本由紀子 中島 啓雄

松村 祥史 下田 敦子

藤本 祐司 井上 哲士

一、派遣地

第一班 山梨県

第二班 静岡県

一、期間 両班とも十二月六日 一日間

一、費用 概算四二二、七二〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成十八年十二月五日

参議院議長 扇 千景殿

教育基本法に関

する特別委員長

中曾根弘文

投票者氏名

日程第一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
魚住 汎英君 小野 清子君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 杏掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君

坂本由紀子君 櫻井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 林 芳正君
藤井 基之君 藤野 公孝君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
舩添 要一君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 森元 恒雄君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 信也君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 家西 悟君
池口 修次君 今泉 昭君

岩本 司君 江田 五月君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 正光君 大江 康弘君
大久保 勉君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加藤 敏幸君
神本美恵子君 木俣 佳文君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 黒岩 宇洋君
郡司 彰君 小林 正夫君
小森 元君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
櫻井 充君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田名部匡省君
高嶋 良充君 谷 博之君
千葉 景子君 ズルン マルティン君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
富岡由紀夫君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円 より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君

反対者氏名

九名

井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門美紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君

日程第三 有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)

賛成者氏名

二二〇名

阿部 正俊君 愛知 治郎君

青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イッセイ君	杏掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小池 正勝君	小泉 昭男君
小泉 顯雄君	小斉平敏文君
小林 温君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	櫻井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 雅治君

中川 義雄君	中島 啓雄君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	櫻井 充君

芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	高嶋 良充君
谷 博之君	千葉 景子君
シラシ マルテ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
蓮 舩君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君

反対者氏名

山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	亀井 郁夫君
後藤 博子君	田村 秀昭君
長谷川憲正君	荒井 広幸君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

○名

柔道整復師の往療料に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十一月二十一日

参議院議長 扇 千景殿

大久保 勉

柔道整復師の往療料に関する再質問主意書

私は、柔道整復師の往療料に関する質問主意書（第一六五回国会質問第一〇号）（以下「前回質問主意書」という。）を提出し、去る十月三十一日にその答弁書（以下「前回答弁書」という。）を受領した。しかし、前回答弁書で示された政府見解に疑義があるので、再度、以下の質問をする。

一 前回答弁書の「二について」では、柔道整復師の施術に係る往療料について、往療距離の移動に要する時間内に仮に当該施設において施術を行つていれば得られたであろう施術料を補填するなどの趣旨で設定していると答弁している。その反面、医師の診療に係る往療料については、往診料の点数を引き上げる一方、往診距離に係る加算を廃止し、診療報酬体系の簡素化と在宅医療に対する評価の充実を行つたと答弁している。このような医師の往診料に対する方針は、柔道整復師の往療料へも敷衍すべきであると思うが、政府の見解を示されたい。

二 前回答弁書の「二について」では、片道八キロメートルを超える場合に往療料が一律加算となる理由について、「療養費等の頻度調査について(平成十七年十月十九日付け保医発第一〇一九〇〇一)号厚生労働省保険局医療課長通知」に基づく調査結果によるものと答弁している。しかし、往療料の計算根拠の変更のような重要事項は、調査を踏まえた上で、さらに、中央社会保険医療協議会等の諮問機関に意見を求めるべきと思うが、政府の見解を示されたい。

三 前回答弁書の「五について」では、絶対的理由がなく往療距離が十六キロメートルを超える場合について、当該往療に係る往療料その他の療養費は算定できないと答弁しているが、絶対的理由の例を具体的に示されたい。また、往療料のみならず療養費全体まで算定されなくなる理由を示されたい。あわせて、療養費の算定ができない往療距離について、十六キロメートルを超える場合としている理由を示されたい。

平成十八年十二月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿
参議院議員大久保勉君提出柔道整復師の往療料に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出柔道整復師の往療料に関する再質問に対する答弁書

一 について
柔道整復師の施術(以下単に「施術」という。)に係る療養費の算定項目は診療報酬の算定項目に比べて数が少なく施術料金の算定方法の簡素化を図る必要性が低いこと、また、療養費は、療養の給付等を行うことが困難であると保険者が認めるときなど例外的な場合に限ってこれに代えて支給されるものである上、療養費として支給される往療料は、下肢の骨折等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に限り算定できることとしているなど、在宅での施術を例外的なものと位置付けており、これに対する評価の充実を図る必要性が低いことから、往療料について往診料と同様の考え方に基づいて改定を行うことは適当ではないと考える。

二 について
療養費については、診療報酬の算定方法に準拠して算出した額を一応の標準として保険者がその額を定めるものであり、往療料の算定根拠となる「柔道整復師の施術料金の算定方法(昭和三十三年九月三十日付け保発第六十四号厚生

省保険局長通知)についても保険者がその額を定めるに当たつての一応の標準となるものにするにないことから、厚生労働大臣が行う診療報酬の改定についての中央社会保険医療協議会に対する諮問のように審議会等の意見を求める必要はないと考える。

三 について
お尋ねの「絶対的理由の例」としては、患者の所在地から片道十六キロメートル以内に保険医療機関及び柔道整復師の施設が存在せず下肢の骨折等のため当該患者の所在地に最も近い柔道整復師の施設所からの往療を受けざるを得ない事情が存在することなどが挙げられる。このような理由がない場合には片道十六キロメートルを超える往療を受ける必要がないと判断されるものであり、そもそも行く必要のない場所での施術を保険給付の対象としないものである。また、お尋ねの柔道整復師の施設所の所在地と患者の所在地との間の距離が片道十六キロメートルを超える場合の療養費の取扱について、中央社会保険医療協議会における関係者間の議論を経て定められた医師の往診に係る診療報酬の取扱いに準じているものである。

ODA事業の適正な執行に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十八年十一月二十二日
参議院議長 扇 千景殿 藤末 健三

ODA事業の適正な執行に関する質問主意書
書
ODAは日本の国際貢献の方法として重要な役割を担っているが、現在のODAの実態は、国民の税金が適切に使われているか不透明な状況にある。援助対象国のみならず、日本国民にとつても納得できる形で、適切にODA事業が行われるようにするためには、外務省の不断の努力が必要となる。

そこで、以下質問する。

一 私には、本年四月五日及び五月二十九日の参議院決算委員会において、平成十六年度無償資金協力事業における落札率の高さについて質疑をしたが、その後、この状況は改善されたのか明らかにされたい。また、政府は、改善のためにどのような施策を講じたのか明らかにされたい。

二 本年十月十四日付けの読売新聞(以下「新聞記事」という。)は、平成十七年に行われた東南アジア及び東アジアにおける小学校建設工事の担当事業者の選定を行うための入札に際し、談合が行われているとの疑いを指摘した。外務省は、報道された入札案件に関する事実関係をどのように把握しているか明らかにするとともに、談合の疑いについても見解を示されたい。また、ODA事業の事業者を決める際の選定基準についても明らかにされたい。

三 新聞記事によると、平成十七年度分の建設工事のうち、予定価格が公表されている七十一件の平均落札率は九七・八パーセントであるが、新規参入業者が落札した二件の事業は、平均よりも一〇パーセント以上低く落札されていると

いう。新規参入業者の落札率が平均を大きく下回っていることは、従来は談合が行われてきたことを示すものではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 無償資金協力事業のうち、食糧援助や貧困農民支援事業について、予定価格を公表しない理由を明らかにされたい。

五 独立行政法人国際協力機構、国際協力銀行及び財団法人日本国際協力システムの職員が、建設業界又はコンサルタント業界に転職した事例、あるいはその逆の事例はあるのか明らかにされたい。ある場合は、過去五年間における前記機関及び企業ごとの人数を明らかにされたい。

六 有償資金協力として行われた事業のうち、相手国から我が国に対し返済が行われていない事業の件数及び事業金額を明らかにされたい。また、返済が行われていない事業に対してどのような対策が講じられたのか明らかにされたい。右質問する。

平成十八年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出ODA事業の適正な執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出ODA事業の適正な執行に関する質問に対する答弁書

御指摘の委員会において質疑のあった平成十

六年度に閣議決定をした一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力の案件の平均落札率は約九十三・五パーセントであったのに対し、平成十七年度分の平均落札率は約九十二・三パーセントである。政府としては、無償資金協力事業の入札における競争性の向上を図っていくことが重要と考えており、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)と協力しつつ、入札における事前資格審査基準の緩和、業者等に対する説明会の拡充等を通じ、入札における参加者の拡大に努めている。

御指摘の報道の内容及び当該案件と推測される無償資金協力事業の入札会においては、特定の業者の入札参加資格に関して他の業者から質問がなされた経緯があったが、御指摘の報道により言及されている発言を含め談合の疑いを示す事実はなかったとの報告をJICAから受けており、入札は適正に成立したものと承知している。

我が国ODA事業の請負業者については、一般に、所定のガイドラインに基づき、経済性、効率性、公平性を確保するとの観点から、原則として一般競争入札により選定されている。

三について
政府としては、無償資金協力事業の入札における競争性の向上を図っていく上で、業者の新規参入は望ましいものと考えている。他方、新規参入業者が落札した案件の落札率が平均落札率を下回っていることのみをもって、それ以外の案件の入札において談合が行われてきたと結論付けることは困難である。

四について

二国間で実施している食糧援助及び貧困農民支援については、供与資金により調達される品目が限られるため、予定価格を公表した場合、当該品目の予定単価が容易に推測され、その後の入札において競争性を確保することが困難となるおそれがあることから、予定価格については非公表としているものである。

五について

JICA、国際協力銀行(以下「JBIC」という。)及び財団法人日本国際協力システム(以下「JICS」という。)の職員の転職の状況については、一般に政府がこれを把握する立場にはない。

しかしながら、平成十四年四月一日から平成十八年十月一日までの間の役職員の転職状況について、JICA、JBIC及びJICSが自主的に調査した結果を聞いた限りでは、以下のとおりと承知している。

JICAから建設業界又はコンサルタント業界に転職した人数は五名である。一方、建設業界又はコンサルタント業界からJICAに転職した人数は四名である。

JBICから建設業界又はコンサルタント業界に転職した人数は十一名である。一方、建設業界又はコンサルタント業界からJBICに転職した人数は一名である。

JICS役職員から建設業界又はコンサルタント業界に転職した事例及び建設業界又はコンサルタント業界からJICSの役職員に転職した事例はない。一方、建設業界又はコンサルタント業界からJICSの常勤嘱託と

なっている。

六について

平成十七年度末時点のJBICの海外経済協力勘定について、延滞債権の件数は、三十一件(契約ベース)、当該延滞債権総額は、九百六十九億九千八百万円である。また、延滞解消のために、JBICからの貸付先に対する督促状の発出を行っている。

官報

号外 平成十八年十二月六日

○第百六十五回国会 参議院会議録第十七号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年十二月五日

外交防衛委員長 柏村 武昭

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とフィリピン共和国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、ビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間の経済上の連携が強化されることを通じ、両

国の経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十一月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

目次

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 法令の見直し

第五条 公衆による意見提出の手續

第六条 行政上の措置に関連する手續

第七条 審査及び上訴

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 他の協定との関係

第十二条 実施取極

第十三条 合同委員会

第十四条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十五条 定義

第十六条 物品の分類

第十七条 内国民待遇

第十八条 関税の撤廃

第十九条 関税上の評価

平成十八年十二月六日 参議院会議録第十七号(その二) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

- 第二十條 輸出税
- 第二十一條 非関税措置
- 第二十二條 緊急措置
- 第二十三條 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第二十四條 国際収支の擁護のための制限
- 第二十五條 物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則
- 第二十六條 物品の貿易に関する小委員会
- 第二十七條 輸出についての協力
- 第三章 原産地規則
- 第二十八條 定義
- 第二十九條 原産品
- 第三十條 累積
- 第三十一條 僅少の非原産材料
- 第三十二條 原産資格を与えることとならない作業
- 第三十三條 積送基準
- 第三十四條 組み立ててないか又は分解してある産品
- 第三十五條 代替性のある産品及び材料
- 第三十六條 間接材料
- 第三十七條 附属品、予備部品及び工具
- 第三十八條 小売用の包装材料及び包装容器
- 第三十九條 船積み用のこん包材料及びこん包容器
- 第四十條 関税上の特惠待遇の要求
- 第四十一條 原産地証明書
- 第四十二條 輸出に関する義務
- 第四十三條 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第四十四條 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 第四十五條 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定
- 第四十六條 秘密性
- 第四十七條 罰則、制裁又は他の措置
- 第四十八條 雑則
- 第四十九條 原産地規則に関する小委員会
- 第四章 税関手続
- 第五十條 適用範囲
- 第五十一條 定義
- 第五十二條 透明性
- 第五十三條 通関
- 第五十四條 通過物品
- 第五十五條 協力及び情報の交換
- 第五十六條 税関手続に関する小委員会
- 第五章 貿易取引文書の電子化
- 第五十七條 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力
- 第五十八條 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力
- 第五十九條 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討
- 第六章 相互承認
- 第六十條 一般的義務
- 第六十一條 適用範囲
- 第六十二條 定義
- 第六十三條 適合性評価機関の登録及び登録の取消し
- 第六十四條 相互承認に関する小委員会
- 第六十五條 相互承認に関する運用上の手続規則
- 第六十六條 一般的例外
- 第六十七條 雑則

- 第六十八条 秘密性
- 第六十九条 分野別附属書
- 第七章 サービスの貿易
- 第七十条 適用範囲
- 第七十一条 定義
- 第七十二条 市場アクセス
- 第七十三条 内国民待遇
- 第七十四条 追加的な約束
- 第七十五条 特定の約束に係る表
- 第七十六条 最恵国待遇
- 第七十七条 許可、免許又は資格
- 第七十八条 相互承認
- 第七十九条 透明性
- 第八十条 独占的又は排他的なサービス提供者
- 第八十一条 支払及び資金の移転
- 第八十二条 国際収支の擁護のための制限
- 第八十三条 一般的例外
- 第八十四条 安全保障のための例外
- 第八十五条 利益の否認
- 第八十六条 サービスの貿易に関する小委員会
- 第八章 投資
- 第八十七条 適用範囲
- 第八十八条 定義
- 第八十九条 内国民待遇
- 第九十条 最恵国待遇
- 第九十一条 一般的待遇

- 第九十二条 裁判所の裁判を受ける権利
- 第九十三条 特定措置の履行要求の禁止
- 第九十四条 留保及び例外
- 第九十五条 収用及び補償
- 第九十六条 争乱からの保護
- 第九十七条 資金の移転
- 第九十八条 代位
- 第九十九条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第一百条 一時的なセーフガード措置
- 第一百一条 信用秩序の維持のための措置
- 第一百二条 環境に関する措置
- 第一百三条 投資及び労働
- 第一百四条 収用を構成する租税に係る課税措置
- 第一百五条 利益の否認
- 第一百六条 投資に関する小委員会
- 第一百七条 追加的な交渉
- 第九章 自然人の移動
- 第一百八条 適用範囲
- 第一百九条 定義
- 第一百十条 特定の約束
- 第一百十一条 自然人の移動に関する要件及び手続
- 第一百十二条 相互承認
- 第一百十三条 自然人の移動に関する小委員会
- 第一百十四条 一般的例外
- 第一百十五条 安全保障のための例外
- 第一百十六条 見直し

第十章 知的財産

第百七条 一般規定

第百十八条 定義

第百十九条 協力

第百二十条 手続事項の簡素化及び調和

第百二十一条 透明性

第百二十二条 知的財産の保護についての啓発の促進

第百二十三条 特許

第百二十四条 意匠

第百二十五条 商品及びサービスに係る商標

第百二十六条 著作権及び関連する権利

第百二十七条 植物の新品種

第百二十八条 不正競争

第百二十九条 権利行使

第百三十条 知的財産に関する小委員会

第十一章 政府調達

第百三十一条 調達に関する原則

第百三十二条 無差別待遇に関する交渉

第百三十三条 政府調達に関する小委員会

第百三十四条 追加的な交渉

第十二章 競争

第百三十五条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第百三十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

第百三十七条 第十五章の規定の不適用

第十三章 ビジネス環境の整備

第百三十八条 原則及び協力

第百三十九条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第百四十条 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

第百四十一条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第百四十二条 外交上の経路を通じた問題の解決

第百四十三条 第十五章の規定の不適用

第十四章 協力

第百四十四条 基本原則

第百四十五条 範囲及び形態

第百四十六条 実施

第百四十七条 協力に関する小委員会

第百四十八条 次章の規定の不適用

第十五章 紛争の回避及び解決

第百四十九条 適用範囲

第百五十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

第百五十一条 あつせん、調停又は仲介

第百五十二条 紛争解決のための特別協議

第百五十三条 仲裁裁判所の設置

第百五十四条 仲裁裁判所の任務

第百五十五条 仲裁裁判手続

第百五十六条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第百五十七条 裁定の実施

第百五十八条 費用

第百五十九条 手続規則

第十六章 最終規定

第百六十条 目次及び見出し

第百六十一条 一般的な見直し

第百六十二条 附属書及び注釈

第百六十三条 改正

第百六十四条 効力発生

第百六十五条 終了

附属書一 (第二章関係) 第十八条に関する表

附属書二 (第三章関係) 品目別規則

附属書三 (第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四 (第六章関係) 第六十一条に関する分野別附属書

附属書五 (第七章関係) 金融サービス

附属書六 (第七章関係) 特定の約束に係る表及び最惠国待遇の免除に係る表

附属書七 (第八章関係) 現行及び将来の措置に関する留保

附属書八 (第九章関係) 自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びフィリピン共和国 (以下「フィリピン」という。) は、
様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて
発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを認識し、
国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発な、かつ、急速に変化する国際環境が、新たな多数の経
済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

革新及び競争を奨励し、並びに資本及び人的資源に対する両締約国の魅力を高めることにより、このよう
な新たな課題及び機会に対処する能力を向上させることが可能であることを認め、

両締約国間の経済上の連携が、一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の経済効率及び消費
者の福祉を向上させることにより、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに、両締約国間のみなら
ずアジア地域における貿易及び投資の拡大をもたらすことを認識し、

両締約国間の経済上の連携が、新たな市場の発展によってもたらされる新たな課題に対処し、及び両締約
国の市場基盤を整備するための規制分野における両締約国間の協力の推進に向けた有益な枠組みを提供する

ことを再確認し、

両締約国政府がそれぞれ自国の法令に従い措置を実施することの重要性を認識し、
両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に千九百九十四年四月十五日
にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく両締約国の権利及び義務に留意
し、

同協定の附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一 B サービス
の貿易に関する一般協定第五条を想起し、

世界貿易機関によって具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、

世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び
投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを認識し、

両締約国間の経済的な関係の強化が日本国と東南アジアとの関係の強化につながるであろうことを理解
し、

両締約国間の経済的な関係がアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認
め、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済
上の連携の枠組みに留意し、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びフィリピンの企業のみならずアジアの他の国の
企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供す
るであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

官 報 (号 外)

(c) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。 (d) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の保護を促進し、及びその分野における協力を強化すること。 (e) 両締約国における政府調達の見通しを促進すること。 (f) 反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の分野において協力すること。 (g) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。 (h) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。 (i) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。	され、及び実施されるものをいう。 (f) 「法人」とは、営利目的であるか否か、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。 (g) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。 (h) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。 (i) 「世界貿易機関設立協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
第二條 一般的定義 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、 (a) 「区域」とは、 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国内法令及び国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。 フィリピンについては、フィリピンの憲法第一条に規定する国家の領域をいい、「国家の領域」には、フィリピンが国内法令及び国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚を含む。	第三條 透明性 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。 2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局（以下この章において「権限のある当局」という。）の名称及び所在地を公に利用可能なものにする。 3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、可能な限り英語で、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。
注釈 この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 (b) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。 (c) 「サービスマ貿易一般協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスマ貿易に関する一般協定をいう。 (d) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。 (e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用	第四條 法令の見直し 各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令につき、その制定の契機となつた事情若しくは目的が存在しなくなった場合又はそのような事情若しくは目的について一層貿易制限的でない態様で対応することができるときには、その法令を改正し、又は廃止する可能性を検討する。 第五條 公衆による意見提出の手続 各締約国政府は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第六条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請に関する決定を合理的な期間内に申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

2 権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対してとる措置の基準を定めるものとし、また、次の事項を行う。

(a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。

(b) そのような基準を、それが自国にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとする。

3 権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対してとる措置との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。

4 権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第七条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する関係当局による行為について、公平な、かつ、独立した審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、国内法令に従い司法上の救済手段を利用可能とすることを確保する。

2 各締約国は、1に規定する司法上の救済手段の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 司法上の救済手段の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、1に規定する行為に関し、2(b)の決定が権限のある当局によって実施されることを確保する。

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、国内法令に従い、この協定が対象とする事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第九条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の法人の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものと提供した情報の秘密性を保持する。

第十条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。

注釈 「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定をいう。

第十一条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

官 報 (号 外)

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

4 この協定と世界貿易機関設立協定及び日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約以外の協定であつて両締約国が締結しているものとが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

5 この協定に規定する協定であつて両締約国が締結しているものが改正される場合には、条約法に関するウィーン条約を含む国際法の関連する諸原則が適用される。両締約国は、この5に規定する協定が改正される場合には、必要に応じて相互に協議することが出来る。

第十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条 合同委員会

1 この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。

(b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d) 次のものを採択すること。

(i) 第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則及び第六十五条に規定する相互承認に関する運用上の手続規則

(ii) 第百五十九条に規定する手続規則

(iii) 必要な決定

(e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 合同委員会は、次の事項を行うことができる。

(a) 小委員会を設置し、合同委員会の任務の遂行を委任すること。

(b) その任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとること。

4 この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

(a) 物品の貿易に関する小委員会

(b) 原産地規則に関する小委員会

(c) 税関手続に関する小委員会

(d) 相互承認に関する小委員会

(e) サービスの貿易に関する小委員会

(f) 投資に関する小委員会

(g) 自然人の移動に関する小委員会

(h) 知的財産に関する小委員会

(i) 政府調達に関する小委員会

(j) ビジネス環境の整備に関する小委員会

(k) 協力に関する小委員会

両締約国の合意により、その他の小委員会を設置することが出来る。

5 小委員会の詳細については、実施取極で定めることができる。

6 合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回、日本国及びフィリピンにおいて交互に開催する。

第十四条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第十五条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(b) 「国内産業」とは、締約国において活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当部分を占めている生産者をいう。

(c) 「緊急措置」とは、第二十二条1に規定する緊急措置をいう。

(d) 「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(e) 「その他の課徴金」とは、第十八条3においては、千九百九十四年のガット第二条1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(f) 「暫定的な緊急措置」とは、第二十二条4(a)に規定する暫定的な緊急措置をいう。

(g) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十六条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十七条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十八条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の原産品（その関税が1の規定に従って撤廃又は引下げの対象となつていないものに限る。）の輸入について又はその輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合に、これらの課徴金を撤廃する。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品の輸入について又はその輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入について、次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第十九条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十条 輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品について課される税を撤廃するため、最善の努力を払う。

第二十一条 非関税措置

一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

第二十二条 緊急措置

1 一方の締約国は、第十八条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつていときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、

て、緊急措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 緊急措置をとる日における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最惠国税率

2 各締約国は、附属書一の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、緊急措置をとってはならない。

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条 2 の規定に適合する自国の関係国内法令に規定する手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ緊急措置をとることができる。

(b) (a) に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

4 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1 (a) 又は (b) に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な緊急措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3 に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、5 (e) に規定する期間に算入される。

(d) 2 及び 5 (g) の規定は、暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる 3 (a) に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

5 次の条件及び制限は、緊急措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する 3 (a) に規定する調査を開始する場合

(ii) 緊急措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a) に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

(i) (a) の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a) の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする緊急措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該緊急措置の正確な説明並びに当該緊急措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 一方の締約国が秘密の情報を含む関連する情報を他方の締約国に提供する場合には、他方の締約国は、当該情報の秘密を含まない部分、要約又は版のみを公開することができる。

(d) 緊急措置をとらうとし、又は延長しようとする締約国は、3 (a) に規定する調査から得られる情報を検討し、当該緊急措置に関し意見を交換し、及び 6 に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(e) 緊急措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、緊急措置の適用期間を最長四年とすることができる。緊急措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該緊急措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該緊急措置を漸進的に緩和する。

(f) 緊急措置の対象とされた原産品の輸入については、当該緊急措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、緊急措置を再度とってはならない。

(g) 緊急措置の適用期間の終了後における関税率は、当該緊急措置がとられなかったとしたらば適用したであろう税率とする。

6 (a) 緊急措置をとらうとし、又は延長しようとする締約国は、他方の締約国に対し、当該緊急措置の結果

生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が5(d)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該緊急措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該緊急措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を実現するために必要な最小限度の、かつ、当該緊急措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該緊急措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該緊急措置がこの条の規定に適合する場合には、当該緊急措置がとられている最初の十二箇月間については、行使されてはならない。

7 4(b)及び5(a)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡(文書の形式によるものを含む。)は、英語により行う。

8 各締約国は、緊急措置及び暫定的な緊急措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

9 各締約国は、緊急措置及び暫定的な緊急措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を確保する。

10 1(b)及び4(a)の規定にかかわらず、各締約国は、緊急措置をとる決定又は暫定的な緊急措置をとる仮の決定を七年目の末日までに行う場合には、原産品の関税を当該緊急措置又は暫定的な緊急措置をとる日に於いて世界貿易機関の加盟国に無差別的に適用する税率の水準まで引き上げることができる。ただし、当該緊急措置又は暫定的な緊急措置は、遅くとも八年目の初日から1(b)に規定する条件を満たさなければならぬ。

注釈 この規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

11 各締約国は、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることができる。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定。ただし、当該原産品が千九百九十四

年のガットに基づく自国の譲許の対象となっており、かつ、当該セーフガード措置により千九百九十四年のガットに基づく自国の義務を停止し、又は千九百九十四年のガットに基づく自国の譲許を撤回し、若しくは修正する場合に限る。

(b) 世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定(以下この章において「農業協定」という。)第五条の規定。ただし、当該原産品が千九百九十四年のガットに基づく自国の譲許の対象となっており、かつ、当該セーフガード措置により農業協定第五条の規定に従つて追加の関税を課する場合に限る。

12 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十三条 一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十條及び第二十一條の規定を準用する。

第二十四条 国際收支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二條及び第十八條B並びに世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十五条 物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則

合同委員会とは、この協定の効力発生の日に物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十八條に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三條の規定に従つて、物品の貿易に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

官 報 (号 外)

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。 (c) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。 3 (a) 小委員会は、鉄鋼及び鉄鋼製品に関する特別小委員会及び自動車及びその部品に関する特別小委員会を設置する。小委員会は、必要な場合には、その他の特別小委員会を設置することができる。 (b) 特別小委員会は、次の事項を任務とする。 (i) 関連する産品及びその分野に関する事項(当該産品の取引に関する事項を含む。)について分析すること。 (ii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。 (iii) 鉄鋼及び鉄鋼製品に関する特別小委員会につき、鉄鋼及び鉄鋼製品の関税の撤廃についての約束を実施することに関する事項を見直し、及びその討議を行うこと。 (iv) 自動車及びその部品に関する特別小委員会につき、自動車及びその部品の関税の撤廃についての約束を実施することに関する事項を見直し、及びその討議を行うこと。 4 小委員会及び特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。小委員会及び特別小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者(民間部門からの代表者を含む。)であって、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。 第二十七条 輸出についての協力 両締約国は、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車であって両締約国が合意するものにつき、当該輸入締約国の安全及び環境に関する基準(例えば、路上での使用のための適格性及び排出ガスに関する基準)との適合性に係る適当な仕組みを利用することについて相互に協力する。 第三章 原産地規則 第二十八条 定義 この章の規定の適用上、 (a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、フィリピンについては関税局をいう。 (b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責	
	任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、フィリピンについては関税局をいう。 (c) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものを用う。 (d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。 (i) 当該締約国において登録されていること。 (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。 (iii) 当該締約国の国民又は法人(当該締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が六十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。)が六十パーセント以上の持分を所有していること。 (iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。 (v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。 (e) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。 (f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規程は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。 (g) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。 (h) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。 (i) 燃料及びエネルギー (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品
 - (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品
 - (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
 - (vi) 產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
 - (vii) 触媒及び溶剤
 - (viii) 產品に組み込まれていないその他の物であつて、当該產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
 - (i) 「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。
 - (j) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の產品の生産に使用される当該締約国の原産品（第三十條一の規定に従つて当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。
 - (k) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中に保護するために使用される產品であつて、第三十八條に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。
 - (1) 「関税上の特惠待遇」とは、第十八條一の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。
 - (m) 「生産」とは、產品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、收穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
- 第二十九條 原産品
- 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約国の原産品とする。
 - (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される產品であつて、2に定めるもの
 - (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される產品
 - (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される產品であつて、附屬書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
 - 2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる產品は、締約国において完全に得られ、又は生産される產品とする。
 - (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
 - (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる產品
 - (d) 当該締約国において收穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
 - (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
 - (f) 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の產品
 - (g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する產品から生産される產品
 - (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる產品。ただし、当該締約国が、国内法令及び国際法に基づき、当該海底又はその下について權利を有することを条件とする。
- 注釈 この(h)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の權利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (i) 当該締約国において収集される產品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
 - (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廢品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
 - (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
 - (1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品
- 3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附屬書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。
 - 4 (a) 1(c)の規定の適用上、附屬書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従つて計算される產品の原産資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
- (b) 產品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
- $$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$
- この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの際の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5 (a) 産品の本船渡しの際の価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの際の価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6 4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限り。）を除外することができる。

7 産品が締約国の原産品であるかを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8 5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三十条 累積

1 産品が一方の締約国の原産品であるかを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるかを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十一条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているかを考慮しない。

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他のこれに類する作業
 - (b) 改裝及び仕分
 - (c) 組み立てられたものを分解する作業
 - (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
 - (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
 - (f) 物品を単にセットにする作業
 - (g) (a)から(f)までの作業の組合せ
- 第三十三条 積送基準
- 1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品と

する。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある産品

1 第二十九条から第三十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第二十九条から第三十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限り。

第三十五条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易

及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

3 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第三十六条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたかを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に依りて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたかを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依りて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

(a) 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。 (b) 製品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該製品が生産される締約国の原産材料とみなす。 第四十条 関税上の特惠待遇の要求 1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。 2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。	には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。 4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。 5 原産地証明書は、英語で記入する。 6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後六箇月間又は当該輸入締約国の法令に基づくこれよりも長い期間有効なものとする。 7 輸出者が製品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。
(a) その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入 (b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入 3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。 (a) 通し船荷証券の写し (b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの 第四十一条 原産地証明書 1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。 3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合	(a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該製品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの (b) 当該輸出者の要請により、当該製品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書 8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に對し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後によりのみ発給される。 9 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。 10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。 第四十二条 輸出に関する義務 1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7(b)に規定するものが、産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に對し書面により遅滞なく通報することを自国の法令に従つて確保する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7(b)に規定するものが、当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに關する記録を保管することを奨励する。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるかを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに關する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに關する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の結果に満足しない場合には、輸出締約国に対し次のことを要請することができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに關する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに關する情報であつて、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供すること。

2 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確

認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

3 輸入締約国は、1又は2の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

4 3の規定により送付される書面には、次の事項に關する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
- (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の名氏及び官職

5 輸出締約国は、1又は2の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、3の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

6 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は2の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に關税上の特惠待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条6に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条3の規定による書面による要請に対し同条5に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

第四十六条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から自国の法令に従って保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、

(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条 罰則、制裁又は他の措置

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものについて、自国の法令に従い、次の場合の適当な罰則、制裁又は他の措置を維持し、又は

定めることを確保する。

(a) 原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合

(b) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合

第四十八条 雑則

1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡(文書の形式によるものを含む。)は、英語で行う。

2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の実施及び運用

(ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正

(iii) 第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四章 税関手続

第五十条 適用範囲

1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国において効力を有する法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、第二十八条(b)に定義する税関当局をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第五十二条 透明性

- 1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても容易に利用可能なものにすることを確保する。
- 2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、今後とも可能な限り、当該改正の効力発生の前に、修正された情報を公に利用可能なものにする。
- 3 各締約国は、利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えその他の適切な情報も併せて提供する。各締約国は、自国の利用可能な資源の範囲内で、相互に理解可能な言語によりそれらの情報を提供するように努める。

第五十三条 通関

- 1 両締約国は、次に掲げる原則を遵守することにより、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う。
 - (a) 予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用すること。
 - (b) 適当な場合には、他の国内当局、第三国の税関当局及び貿易関係者と協力すること。
 - (c) 影響を受ける当事者に対し、行政上及び司法上の審査を容易に行い得る手続を提供すること。
- 2 各締約国は、1に規定する目的を達成するため、次の事項を行う。
 - (a) 情報通信技術を利用すること。
 - (b) 輸入及び輸出に関する書類に係る要件を削減し、及び簡素化すること。
 - (c) 世界税関機構の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

第五十四条 通過物品

各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第五十五条 協力及び情報の交換

- 1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。
- 2 両締約国は、1の規定を効果的に実施するため、実施取極で定めるところにより協力し、及び情報を交換する。
- 3 第九条の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第五十六条 税関手続に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (c) 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章 貿易取引文書の電子化

第五十七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、仕入書、信用状、保険証明書その他の文書上の内容であつて電子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し、及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化の実現及び促進に関し意見及び情報の交換によつて協力する。

第五十八条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨

励する。このような協力には、両締約国の法人間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したものを効率的かつ安全に提供するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し、及び運用することを含めることができる。

第五十九条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現に向けた進捗状況について、両締約国が合意する頻度で検討を行う。

第六章 相互承認

第六十条 一般的義務

1 一方の締約国は、この章の規定に従い、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則によつて要求される適合性評価手続であつて、自国の登録当局による登録を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施するもの（適合性の証明書を含む。）を受け入れる。

2 適合性の表示を使用するため1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によつて許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に規定する義務を回避するための手段として用いられないよう即時にかつ無条件で発給する。

第六十一条 適用範囲

1 この章の規定は、適合性評価機関の登録及び製品又は工程の適合性評価手続であつて、分野別附属書に規定するものについて適用する。分野別附属書は、附属書四に掲げるものとし、第一部及び第二部から成る。

2 分野別附属書第一部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3 分野別附属書第二部は、次の事項を定める。

- (a) この章の規定が適用される製品を定める各締約国の関係法令及び運用規則
- (b) 技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であつて、この章の規定が適用されるものを定める各締約国の関係法令及び運用規則

- (c) 適合性評価機関の登録基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則
- (d) 登録当局の表

第六十二条 定義

1 この章の規定の適用上、

- (a) 「適合性の証明書」とは、登録又は認定を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であつて、製品又は工程が関連の分野別附属書に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものをいう。
- (b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。
- (c) 「他方の締約国の適合性評価機関」とは、他方の締約国内に所在する適合性評価機関をいう。
- (d) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が関連の分野別附属書に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するための手続をいう。
- (e) 「登録基準」とは、一方の締約国の登録当局による登録又は認定を受けるために他方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の締約国の登録当局による登録又は認定を受けた適合性評価機関が当該登録又は認定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であつて、関連の分野別附属書に特定する当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。
- (f) 「他方の締約国の事業体」とは、他方の締約国内に所在する事業体をいう。
- (g) 「登録当局」とは、一方の締約国の当局であつて、関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従い、他方の締約国の適合性評価機関の登録又は認定及び当該登録又は認定の取消しを行う権限を与えられたものをいう。
- (h) 「登録」とは、一方の締約国の登録当局が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従つて行う他方の締約国の適合性評価機関の登録又は認定をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第六十三条 適合性評価機関の登録及び登録の取消し

- 1 (a) 一方の締約国の登録当局は、登録を申請する他方の締約国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録基準を満たす場合には、関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って、当該他方の締約国の適合性評価機関に登録する。
- (b) 一方の締約国の登録当局は、他方の締約国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録基準を満たさなくなった場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録を取り消すことができる。
- 2 (a) 一方の締約国の登録当局は、他方の締約国の適合性評価機関が登録基準を満たしていることを確認するため、次のことを行うことができる。
 - (i) 当該他方の締約国の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。
 - (ii) 当該他方の締約国の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。
 - (iii) 登録を申請する他方の締約国の適合性評価機関が、適合性評価手続の一部として適合性評価の活動をその活動の対象となる当該他方の締約国の事業体の施設で行う場合には、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該事業体及び当該適合性評価機関が同意を与えること並びに当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局の職員が同行することを条件として、当該一方の締約国の登録当局の職員をオブザーバーとして当該他方の締約国の適合性評価機関に同行させること。
- 注釈 当該一方の締約国の登録当局に対し、訪問又は同行の要請が受領された後十日間又は当該一方の締約国の登録当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に反対が通報されない場合には、反対がなかったものとみなす。
- (b) 一方の締約国の登録当局は、(a)(i)に規定する質問書を送付するときは、直ちに他方の締約国に通報する。
- (c) (a)(ii)又は(iii)に規定する訪問又は同行は、その訪問又は同行が行われる締約国の法令に反しない方法で行われる。
- (d) 締約国は、自国の登録当局が照会、訪問又はオブザーバーとしての同行を通じて入手した情報について

- ては、(a)に規定する目的のためにのみ使用する。
- 3 一方の締約国の登録当局は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽の回答が行われた場合、他方の締約国が2(a)(ii)に規定する訪問に反対し、若しくは当該他方の締約国の適合性評価機関が2(a)(ii)に規定する同意を与えない場合又は2(a)(iii)に規定する訪問が拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録を取り消すことができる。
 - 第六十四条 相互承認に関する小委員会
 - 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、相互承認に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
 - 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) 規格及び適合性評価手続に関する情報を交換すること。
 - (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (c) 追加的な製品又は工程について相互承認のための交渉を行う可能性を検討すること。
 - (d) この章の規定に関連する問題（この章の規定の効果的な実施及び運用のために規格及び適合性評価手続に関する両締約国間の協力を促進する方法を含む。）について討議すること。
 - (e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
 - 第六十五条 相互承認に関する運用上の手続規則
 - 合同委員会は、この協定の効力発生の日に相互承認に関する運用上の手続規則を採択する。登録当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。
 - 第六十六条 一般的例外
 - この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。
 - 第六十七条 雑則
 - 1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関若しくは適合性評価手続の対象となる事業体又はそれらの代表、被用者その他の人員に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない。一方の締約国は、この章の規定に関連して、他方の締約国の適合性評価機関若しくは

官 報 (号 外)

は適合性評価手続の対象となる事業者又はそれらの代表、被用者その他の人員に対し刑事上、民事上又は行政上の罰則を科してはならないことが確認される。

2 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定の当事国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十八条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 この章の規定に従って入手された情報は、外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行いういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第六十九条 分野別附属書

一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に関係し、かつ、関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合に、第六十三条2に定める手続により、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第二部を改正する。

第七章 サービスの貿易

第七十条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(e) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3 第七十二条、第七十三条及び第七十六条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。

4 附属書五は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定を定める。

第七十一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(aa) 他方の締約国の自然人

- (b) (i) に規定する他方の締約国の法人
- (e) (i) 法人がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
- (ii) 法人がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
- (iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。
- (f) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 中央又は地方の政府がとる措置
- (ii) 非政府機関が中央又は地方の政府によって委任された権限を行使するに当たってとる措置
- (g) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。
- (i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置
- (ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
- (iii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
- (h) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
- (i) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。
- (j) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
- (i) 特定の約束については、附属書六第一部の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野
- (ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）
- (k) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）

- を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含めない。
- (l) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
- (m) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
- (i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス
- (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス
- (n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (o) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (p) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。
- 注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じてサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点到及ぼされるものとし、サービスが提供される区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。
- (q) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。
- (r) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。
- (s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。
- (t) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。
- (i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
- (ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行

われるもの(海外消費の態様による提供)

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの(業務上の拠点を通ずる態様による提供)

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの(自然人の存在を通ずる態様による提供)

(u) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運輸し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利(運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。)をいう。

第七十二条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(i)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもつて当該資本の移動を認めることを約束したとする。締約国は、同条(ii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもつて自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したとする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限(数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的若しくは排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。)

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限(数量

割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によつて提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限(外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの)

第七十三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第七十四条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十五条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2 附属書六第一部の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件及び制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

3 1に規定する特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、2(a)及び(b)に規定する条件及び制限は、第七十二条及び第七十三条の規定に適合しない現行の措置に限る。

4 第七十二条及び第七十三条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十二条に関する欄に記載する。

その記載は、第七十三条の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

5 特定の約束に係る表は、附属書六第一部に掲げる。

第七十六条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、締約国が附属書六第二部の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、適用しない。

第七十七条 許可、免許又は資格

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第七十八条 相互承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a) 第七十六条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第七十九条 透明性

1 第三条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があつた場合には、照会所を通じて、同条1に規定する事項（免許及び資格の要件及び手続を含む。）に関して、速やかに、当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。当該照会所については、この協定の効力発生の日に、外交上の公文により他方の締約国に通報する。

2 各締約国は、中央政府及び日本国については都道府県、フィリピンについては州政府が維持する第七十二条又は第七十三条の規定に適合しないすべての現行の措置であつて、この章の規定の対象とされているもの（これらの措置が附属書六第一部に記載する自国の特定の約束に含まれているか否かを問わない。）を記載した表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表する。当該表は、次の要素を含むものとし、毎

年見直しを行い、必要に応じて改訂する。

- (a) 分野及び小分野又は事項
- (b) 適合しない規定（市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類
- (c) 当該措置の法的根拠その他の根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明

注釈 この2の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第八十条 独占的又は排他的なサービス提供者

- 1 各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。
- 2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。
- 3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十一条 支払及び資金の移転

- 1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。
- 2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もつとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十二条 国際収支の擁護のための制限

- 1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国

は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

- 2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

- 3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとつて一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

- 4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第八十三条 一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威もたらされる場合に限り、援用することができる。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
 - (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
 - (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の

保護

(iii) 安全

第八十四条 安全保障のための例外

1 この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2 一方の締約国は、他方の締約国が1(b)及び(c)の規定に基づいてとる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

第八十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され、又は支配される法人であつて、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないものにより提供されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。この2の規定は、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供する海上運送サービスについては、適用しない。

いものにより提供されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。この2の規定は、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供する海上運送サービスについては、適用しない。

第八十六条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束（第七十五条3の規定によつて「SS」と記載した約束の範囲を含む。）の見直しを行うこと。

(b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) 国内の法令に関する情報を交換すること。

(d) この章の規定に関連する問題（第七十九条に規定する表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表する期限に関するものを含む。）について討議すること。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八章 投資

第八十七条 適用範囲

1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

3 この章のいかなる規定も、前章の規定に基づきいずれかの締約国によつて行われた特定の約束の範囲を拡大するものと解してはならない。

4 投資財産の設立、取得又は拡張に関し、第八十九条、第九十条及び第九十三条の規定は、フィリピンが採用し、又は維持する措置であつて、サービス分野における日本国の投資家及びその投資財産に関するものについては、適用しない。

第八十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(b) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

(i) 法人

(ii) 株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権並びに商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(c) 「締約国の投資家」とは、(i) 一方の締約国の国民である自然人（他方の締約国の国民であるものを除く。）又は(ii) 一方の締約国の法人であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。ただし、第三国の法人の支店であつて締約国の区域内に所在するのは、当該締約国の投資家とはみなさない。

(d) (i) 法人がいずれかの者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 法人がいずれかの者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(e) 「締約国の法人」とは、法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法人であつて、当該締約国の区域内においてその管理部門が所在し、又は実質的な事業活動を行つてゐるものをいう。

(f) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第八十九条 内国民待遇

一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十条 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十一条 一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われること自体は、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第九十二条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十三条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家が投資活動を行うための条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に係る投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
- (e) 当該投資活動に係る投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- (f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (g) 一定の水準の自国民を雇用すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。
 - (i) 司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法の違反に係る救済措置としてそのような移転の要求を行い、又は強制する場合
 - (ii) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、自国の区域外の特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により

妨げられるものではない。

第九十四条 留保及び例外

1 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書七第一部の自国の表に記載されるもの
 - (b) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 日本国における都道府県又はフィリピンにおける州によりこの協定の効力発生の日の後一年間維持され、その後2の規定に従つて締約国により附属書七第一部の自国の表に記載される措置
 - (ii) (i)に規定する都道府県又は州以外の地方政府により維持される措置
 - (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
 - (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第八十九条、第九十条及び前条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）
- 2 各締約国は、第八十九条、第九十条及び前条の規定に適合しない措置であつて、1(b)(i)に規定する都道府県又は州により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後一年以内に附属書七第一部の自国の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。
- 3 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、附属書七第二部の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が当該表に定める条件に従つて採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七第二部の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。
- 5 一方の締約国が、1(d)に規定する改正を行う場合又はこの協定の効力発生の日の後に附属書七第二部の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該改正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に又は例外的状況においてはその後で速やかに、次のことを行う。
- (a) 次の事項を他方の締約国に対し通報すること。
 - (i) 分野及び小分野又は活動

(ii) 留保の種類 (iii) 政府の段階 (iv) 措置 (v) 概要 (b) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。 6 各締約国は、適当な場合には、附属書七第一部及び第二部の自国の表にそれぞれ記載される留保を削減し、又は撤廃するよう努める。 7 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。 8 第八十九条及び第九十条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱い(貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの)の対象となるいかなる措置についても、適用しない。 9 この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく両締約国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。 第九十五条 収用及び補償 1 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続に従って行われるものであり、かつ、(d)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置(以下この章において「収用」という。)を実施してはならない。 2 補償は、収用が公表された時と収用が公表なしに行われた時とのいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が公表前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用が行われた時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価し、かつ、自由に移転することができるものとし、また、収用が行われた日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協	
定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。 4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。 第九十六条 争乱からの保護 1 一方の締約国は、武力紛争又は革命、暴動、国内争乱その他これらに類する緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国がいかなる投資家に対して与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由に移転することができるものとする。 第九十七条 資金の移転 1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものの移転を含む。 (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金 (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益 (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入 (d) 返済金その他契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの (e) 自国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬 (f) 前二条の規定に従って行われる支払 2 いずれの締約国も、自国の区域に向けた及び自国の区域からの資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。 3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、自国の区域に向けた及び自国の区域からの資金の移転を遅らせ、又は妨げることができ	

る。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 通貨その他の支払手段の移転に関する登録、報告及び事前の承認に係る義務

注釈 事前の承認に係る義務は、当初の償還期間が一年以内の短期の外国通貨による貸付けについてのみ適用する。

(e) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第九十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第九十九条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この章のいかなる規定（第九十六条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がも

たらされる場合に限り、援用することができる。

(c) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(d) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

2 一方の締約国は、この章の規定（第九十六条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し次の事項を通報する。

(a) 分野及び小分野又は活動

(b) 当該措置に係る義務又は規定

(c) 当該措置をとる法的根拠

(d) 当該措置の簡潔な説明

(e) 当該措置をとる目的

3 第八十九条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第百条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第八十九条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第九十七条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

官 報 (号 外)

- (a) 国際通貨基金協定の加盟国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第百一条 信用秩序の維持のための措置

各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することができる。当該措置については、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百二条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。当該一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第百三条 投資及び労働

1 両締約国は、国内の労働法令において与えられる保護を弱め、又は低下させることにより投資を奨励することが適当でないことを認める。このため、各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得、拡張又は維持を奨励する手段として、2に規定する国際的に認められた労働者の権利に対する支持を弱め、又は低下させる形態でそのような法令の免除その他の逸脱措置を行わないこと又は行う旨提案しないことを確保するよう努める。一方の締約国は、他方の締約国がそのような法令の免除その他の逸脱措置を提案したと認める場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができるものとし、両締約国は、そのような逸脱措置を回避するために協議する。

2 この条の規定の適用上、「労働法令」とは、次の国際的に認められた労働者の権利に直接関係する各締約国の法令をいう。

- (a) 結社の権利
- (b) 団結権及び団体交渉権
- (c) あらゆる形態の強制労働の使用の禁止
- (d) 児童及び若年層の労働に関する保護（児童の雇用に関する最低年齢並びに最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を含む。）
- (e) 最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関して受け入れ可能な労働条件

第百四条 収用を構成する租税に係る課税措置

1 第九十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限りにおいて、租税に係る課税措置について適用する。

2 第九十二条及び第百六条の規定は、1の規定が適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

注釈 無差別な態様で適用される租税に係る課税措置は、収用を構成する措置とはみなさない。

第百五条 利益の否認

一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の法人であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第百六条 投資に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 附属書七第一部及び第二部の表に記載する留保について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与

し、及び両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進するために検討すること。

(c) この章の規定に関連する問題（収用を構成する租税に係る課税措置に関連する問題を含める。）について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七百七条 追加的な交渉

1 両締約国は、この協定の効力発生の後に、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決のための仕組みを設けるために交渉を開始する。

2 1に規定する一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決のための仕組みが存在しない間は、投資紛争の国際的な調停又は仲裁裁判所への付託は、両紛争当事者の同意を条件とする。このことは、紛争当事者である締約国が任意に、かつ、その裁量により個別の投資紛争について同意を与え、又は与えないことができること及び国際的な調停又は仲裁裁判所が紛争当事者である締約国の書面による明示の同意が存在しない限り関係する投資紛争について管轄権を有するものではないことを意味する。

第九章 自然人の移動

第七百八条 適用範囲

1 この章の規定は、第一百条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入境するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入境又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（他方の締約国の国民に対して査証を要求する措置又は自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

第七百九条 定義

この章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第一百条 特定の約束

1 各締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書八に記載する。

(a) 他方の締約国の短期の商用訪問者

(b) 他方の締約国の企業内転勤者

(c) 他方の締約国の投資家

(d) 自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人

(e) 自国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事する他方の締約国の自然人

(f) 自国にある公私の機関との間の契約又は自国にある公私の養成のための施設への入学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する他方の締約国の自然人

2 1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、当該特定の約束の条件であつて附属書八に定めるものに従つて入境及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入境及び一時的な滞在中について適用される出入国管理に関する法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1に規定する自然人であつて入境及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。ただし、この条の規定に基づく特定の約束の秩序ある実施のために、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入境及び一時的な滞在を規制するいかなる権利についても妨げるものではない。

第七百十一条 自然人の移動に関する要件及び手続

1 各締約国は、前条2の規定に基づき入境及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の期間の更新、一時的な滞在の資格の変更又は就労許可証の発給に係る申請の要件及び手続を定め、公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があつた場合には、1に規定する申請の要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3 各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に

官 報 (号 外)

基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

4 各締約国は、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡易にし、かつ、手続を容易にするための措置をとるよう最大限に可能な範囲で努める。当該措置についての特定の約束については、附属書八に記載する。

第百十二条 相互承認

1 この章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百十三条 自然人の移動に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章に定める約束の範囲について見直しを行うこと（第百十条1に規定する特定の約束に含まれないサービスの提供であつて、両締約国が共通の関心を有するものについて他の約束を行う可能性を検討することを含む。）。

(b) この章の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。

4 小委員会は、少なくとも毎年一回会合する。

5 (a) 附属書八第六節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、看護師及び介護福祉士に関する特別小委員会を設置する。

(b) 同特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(i) 同節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(ii) 同節の規定に関連する問題について討議すること。

(iii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて同特別小委員会の所見を報告すること。

(c) 同特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。

6 (a) 前条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、相互承認に関する特別小委員会を設置する。

(b) 同特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(i) 同条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(ii) 同条の規定に関連する問題について討議すること。

(iii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて同特別小委員会の所見を報告すること。

(c) 同特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。

第百十四条 一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は両締約国間の自然人の移動に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいづれかの基本的な利益に対し真実かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する

措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

安全保障

第百十五条 安全保障のための例外

この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第百十六条 見直し

両締約国は、小委員会の報告を考慮して、この協定の効力発生の後五年ごとに、更に両締約国が合意するときに、この章の規定の実施及び運用、この章に定める約束の範囲並びにこの章に関する問題について見直しを行う。

第十章 知的財産

第百十七条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分かつ無差別的な保護、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使を確保する。

2 両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力を促進するための知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させ、及び強化する。

3 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

- (a) 第百二十三条から第百二十八条までの規定の対象となるもの
- (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百十八条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約の千九百六十七年のストックホルム改正条約をいう。
- (b) 「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。
- (c) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第百十九条 協力

1 第百十七条2に規定する協力の分野及び形態については、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。

- (a) 知的財産の分野における情報の交換及び専門家の交流
- (b) 知的財産の保護に関する制度の強化
- (c) 各締約国の知的財産の保護に関する制度の相互理解の促進
- (d) 知的財産についての啓発の促進

官 報 (号 外)

- (e) 国際的なシンポジウム、ワークショップ及び見本市の開催
- (f) 知的財産の保護に関する制度の効率的な運用のための情報通信技術に関連する事業の推進における技術援助であつて両締約国間で合意されるもの
- 2 第百十七条2に規定する協力の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。
- 3 第百十七条2に規定する協力に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。
- 4 第十五章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。この条の規定の実施についての両締約国間のいかなる意見の相違も、両締約国間の合意により、適切な措置のために知的財産に関する小委員会に付託することができる。
- 第百二十条 手続事項の簡素化及び調和
- 1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するよう努める。
- 2 いずれの締約国も、3に規定する場合を除くほか、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願の手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。
- 3 締約国は、2の規定の例外として、次のものを要求することができる。
 - (a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明
 - (b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する実質的な理由を明記する。
- 4 締約国が、自国の法令により、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳についての認証を要求する場合には、その要求は、翻訳した者により、その知識の及ぶ限りにおいて先の出願の翻訳が誠実かつ正確に

行われている旨の書面が提出されることによつて満たされるものとみなす。

5 関連する知的財産権の出願及び登録並びにこれらについての公開は、各締約国の法令に従い、かつ、可能な範囲内で、世界知的所有権機関の主権の下で運用される現行の知的財産に関する国際協定に基づく国際特許分類制度並びに標準の登録のための商品及びサービスの国際分類制度に従つて、分類される。

第百二十一条 透明性

各締約国は、自国の知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a) 特許の出願及び付与並びに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びに権限のある当局が保有するこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

(b) 知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆が容易に利用することができるようにすること。

第百二十二条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百二十三条 特許

各締約国は、自国の法令に従い、特許出願人が権限のある当局に対しその出願を迅速に審査することの要請を提出することができることを確保する。

注釈 この条の規定の適用上、「権限のある当局」とは、フィリピンについては、知的財産庁特許局長をいう。

第百二十四条 意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、意匠の保護について定める。

第百二十五条 商品及びサービスに係る商標

各締約国は、パリ条約及び貿易関連知的所有権協定に従い、商標の保護について定める。

第百二十六条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定され

た実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

2 各締約国は、著作家、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作家、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

3 各締約国は、著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。民事上の救済については、更にそのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。
(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

第二百二十七条 植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識し、及びその能力の範囲内で、自国の法令によって保護することができる植物の種類の数を増加させるよう努める。これに関し、各締約国は、他方の締約国の関心について考慮を払う。

第二百二十八条 不正競争

1 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
2 各締約国は、自国の法令に従い、次の行為を含むがこれらに限定されないいかなる不正競争行為も禁止することを確保する。
(a) 他の者の商品の外観を模倣する商品を販売する行為
(b) いかなる方法によるかを問わず、競争者のサービスとの混同を生じさせるような行為
3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の法令において、開示されていない情報が十分かつ

効果的に保護されることを確保する。

第二百二十九条 権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に適合する自国の法令に従い、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。

2 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

3 各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用、著作物の違法な複製、植物の新品種に関連する権利の侵害並びに特許権、実用新案権、意匠権及び集積回路の回路配置利用権の侵害又はその反復について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、各締約国の法令に定める同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。

第三十條 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化するため、適当な場合には、知的財産に関する次の事項について討議すること。
 - (i) 特許を受けることができる発明の範囲及び先行技術の範囲
 - (ii) 優先権書類の翻訳の要件
 - (iii) 登録することができる意匠の範囲
 - (iv) 広く認識されている商標の保護
 - (v) 商標登録のための国際的な制度
 - (vi) インターネット・サービス・プロバイダの責任
 - (vii) 著作権及び関連する権利を集中管理する団体

官 報 (号 外)

(iii) 植物の新品種の保護

(ix) 十分かつ効果的な権利行使

(x) 公正かつ公平な権利行使の手続(国境措置の手続を含む。)

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会に対し、必要に応じ、適当な勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十一章 政府調達

第三百三十一条 調達に関する原則

両締約国は、両締約国間の貿易の一層の自由化及び拡大を図るため、政府調達に関する措置について、一方の締約国が他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることが重要であること並びに透明性を確保することが望ましいことを認める。また、両締約国は、両締約国の開発上、資金上及び貿易上の要請を考慮する必要性を認める。各締約国は、政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施を確保する。

第三百三十二条 無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益又は政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国に対して当該利益又は待遇を与えることを目的として当該他方の締約国と交渉を行うことに同意する。

第三百三十三条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、政府調達に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 各締約国の政府調達に関する措置についての情報を交換すること。
- (b) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。
- (c) 次の事項その他の政府調達に関する問題について討議すること。
- (i) 他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える可能性

(ii) 透明性の向上

(iii) 苦情申立ての手続その他の政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施

(iv) 各締約国の政府調達に関する措置と政府調達に関する国際的な原則(世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定(以下この章において「政府調達協定」という。)を含む。)との適合性

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所で会合するものとし、また、毎年一回会合するよう努める。

第三百三十四条 追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後できるだけ限り早期に、遅くとも五年以内に、それぞれの政府調達市場の自由化を目的として交渉を行う。この交渉において、両締約国は、それぞれの政府調達に関する措置のすべての側面について見直しを行うものとし、特に、次の事項について検討する。

(a) 他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対する内国民待遇及び最恵国待遇の付与

(b) 透明性の向上

(c) 各締約国の政府調達に関する措置と政府調達に関する国際的な原則(政府調達協定を含む。)との適合性

(d) 苦情申立ての手続その他の政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施に必要な他の事項

第十二章 競争

第三百三十五条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

1 各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の関係法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。このような措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為に対する取組により競争を効果的に促進するため、法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定する。

第三百三十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組により競争を促進することに関して協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百三十七条 第十五章の規定の不適用

第十五章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 ビジネス環境の整備

第百三十八条 原則及び協力

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の区域内のビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（次条から第百四十一条までに定める機関の設置を含む。）をとる。

第百三十九条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次条の規定に基づいて設置されるビジネス環境の整備に関する協議グループ（以下この章において「協議グループ」という。）の活動を監督すること。

(b) 協議グループ及び第百四十一条の規定に基づいて指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を必要に応じて考慮しつつ、小委員会が適当と認める問題に取り組み、及びこれを解決すること。

(c) (a)及び(b)に規定する任務並びに関係する問題に関し、両締約国に対し、所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、当該勧告を考慮する。

(d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について見直しを行うこと。

(e) 適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を、各締約国の法令の範囲内で、関係者に利用可能なものとする。

(f) 合同委員会に対し、可能な限り詳細かつ迅速に、(c)に規定する所見及び勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。

(g) 小委員会の規則及び手続を定めること。

(h) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、この協定に基づいて設置される他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、適当な方法で他の小委員会と協力する。

4 小委員会の構成、会合の開催頻度その他の詳細については、実施取極で定める。

第百四十条 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

1 小委員会は、各締約国の区域内に協議グループを設置する。

2 協議グループの構成、任務及び会合の開催頻度については、実施取極で定める。

第百四十一条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

1 各締約国は、自国の区域内に連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第百四十二条 外交上の経路を通じた問題の解決

1 一方の締約国は、外交上の経路を通じ、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域内で自国の者の事業活動に悪影響を及ぼしていると認める問題を解決するための措置をとることを要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、その要請に速やかに応ずるものとし、また、1に規定する要請に正当な理由があると認める場合には、適用可能な法令に従い、1に規定する問題を解決するための措置をとるよう努める。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、自国がとった措置を通報する。

第百四十三条 第十五章の規定の不適用

第十五章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 協力

第百四十四条 基本原則

両締約国は、この協定に基づき、開発目的に資するために両締約国間の貿易及び投資を円滑化し、及び自由化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、相互の利益のための協力を促進する。

このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要な場合においては一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

(a) 人材養成

官 報 (号 外)

(b) 金融サービス (c) 情報通信技術 (d) エネルギー及び環境 (e) 科学技術 (f) 貿易及び投資の促進 (g) 中小企業 (h) 観光 (i) 運輸 (j) 道路整備 第百四十五条 範囲及び形態 この章の規定に基づく協力の各分野の範囲、形態その他の詳細については、実施取極で定めることができる。	(d) 6の規定に基づいて設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。 (e) 小委員会の規則及び手続を定めること。 (f) この章の規定に関連するその他の問題について討議すること。 (g) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。 3 小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。 4 小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者を小委員会が取り扱う問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として招請することができる。 5 小委員会は、この協力が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の小委員会の会合は、両締約国が合意する頻度で開催される。 6 小委員会は、協力の各分野について作業部会を小委員会の下に設置することができる。作業部会の任務、構成その他の詳細については、実施取極で定めることができる。 第百四十八条 次章の規定の不適用 第十五章 紛争の回避及び解決 第百四十九条 適用範囲
1 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。 2 この章の規定に基づく協力を要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。 第百四十七条 協力に関する小委員会 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、協力に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を設置する。 2 小委員会は、次の事項を任務とする。 (a) 各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。 (b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。 (c) 合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する小委員会の所見及び小委員会がとつた行動を報告すること。	1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意

する場合には、適用しない。

5 両締約国は、この協定に基づく義務の違反が世界貿易機関設立協定に基づく義務の違反を構成する場合には、世界貿易機関設立協定による紛争解決手続を利用することを優先的に考慮する。

第百五十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

1 紛争の回避を目的として、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるものとし、当該要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。

3 両締約国は、協議を通じて紛争の可能性を回避するよう、すべての努力を払うものとする。

第百五十一条 あつせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を書面により随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。締約国（次条1に規定する協議の要請を行うものに限る。）は、あつせん、調停又は仲介が進行中の間は、第百五十三条1の規定により仲裁裁判所の設置を要請することができない。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百五十二条 紛争解決のための特別協議

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定に基づく義務を履行せず、又はこれに違反する措置をとった結果、この協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1の要請を受けた締約国は、

(a) 当該要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始する。

(b) 当該紛争に関し第百五十条に定める手続が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六十日以上が経過しているときにあつては、当該要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。

3 両締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

第百五十三条 仲裁裁判所の設置

1 両締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかった場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国も、

(a) 前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から九十日（要請を受けた締約国の要請により百八十日まで延長することができる。）が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(b) 前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から六十日（要請を受けた締約国の要請により百五十日まで延長することができる。）が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠
(b) 申立ての根拠とされる事実

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人（以下この章において「裁判長」という。）の候補者を三名まで提案する。裁判長は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

4 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後六十日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮し、及び必要な場合には任命した仲裁人と協議して、裁判長の任命を合意により行う。

5 両締約国が4の規定に基づく裁判長の任命を合意により行うことができない場合には、裁判長は、4に規定する期間の経過後七日以内に、3の規定に従つて提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。仲裁裁判所は、国際的な法的知見又は適切な技術上の知識を有する仲裁人から構成すべきである。

第百五十四条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法(国際慣習法を含む。)の規則に従って裁定を下す。 (c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。 (d) (c)の認定とは別に、第百五十七条との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。	ない場合には、過半数による議決で行うこともできる。 第百五十五条 仲裁裁判手続 1 仲裁裁判は、非公開とする。 2 仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条6に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。 3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。 4 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会及び関連情報(世界貿易機関の紛争解決機関の裁定を含む。)を提出する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書(裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。)については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。 5 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判手続及び仲裁裁判所への意見書の提出については、英語を使用する。
2 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。 3 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。 4 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとす、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。 5 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。 6 仲裁裁判所は、紛争が他の方法によって解決した場合及び仲裁裁判手続が第百五十六条の規定に従って終了した場合を除くほか、両締約国が裁定案(説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。)の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案を受領した日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。 7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を受領した日の後三十日以内に裁定を下す。 8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、コンセンサスに達し	第百五十六条 仲裁裁判手続の停止及び終了 仲裁裁判所が設置され、仲裁裁判手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、当該仲裁裁判手続の終了又は停止について合意することができる。 第百五十七条 裁定の実施 1 第百五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定(以下この条において「原裁定」という。)は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国(以下この条において「実施国」という。)は、原裁定が下された日の後四十五日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国(以下この条において「相手国」という。)に書面により通報する。相手国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場

合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後三十日以内に協議を開始する。

2 実施国は、1の規定により決定された期間内に原裁定を実施することができないと認める場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに相手国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後四十五日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、相手国は、実施国に対するこの協定に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

3 相手国は、原裁定を実施するために実施国がとった措置が原裁定に適合していないと認める場合には、協議を要請することができるものとし、この場合において、両締約国は、協議を迅速に開始する。

4 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原裁定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。

(a) 1の規定による協議については、当該協議の要請が受領された日の後三十日以内に実施期間について両締約国が合意することができなかった場合

(b) 3の規定による協議については、両締約国が問題を解決することができないまま1の規定による実施期間の満了の日から少なくとも四十五日が経過した場合

5 実施国が1又は4(a)の規定により決定される期間内に原裁定を実施していないことが4(b)の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、相手国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、実施国に対するこの協定に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

6 2又は5に規定する義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該義務の適用の停止は、次の規定に従うことを条件とする。

(a) 当該義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は原裁定が実施されたときに解除されること。

(c) 原裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 実施国は、2、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日から三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第五百五十三条3から6までの規定に従って任命される。両締約国が異なる期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第五百五十八条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第五百五十九条 手続規則

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章に定める仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、この協定の効力発生の日の後一年以内に合同委員会が採択し、及び必要な場合には修正する手続規則の定めるところによる。

第十六章 最終規定

第六十条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第六十一条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを二十一年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第六十二条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第六十三条 改正

1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。当該改正は、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2 改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

- (a) 附属書二(第三章関係) 品目別規則
- (b) 附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項
- (c) 附属書四(第六章関係) 第六十一条に関する分野別附属書第二部

第六十四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第六十五条 終了

いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年九月九日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小泉純一郎

フィリピン共和国のために

グロリア・M・アロヨ

附属書一(第二章関係) 第十八条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十八条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 一年目及びその後の引下げは、6(a)及び(b)の規定に従って行う。

- (d) 最終の引下げは、二十年一月一日に行う。
- (e) 表の4欄に「B4*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十四年一月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、二十年一月一日に撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B4**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、五年目の初日に撤廃する。
- (g) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、五年目の初日に撤廃する。
- (h) 表の4欄に「B5*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、六年目の初日に撤廃する。
- (i) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (k) 表の4欄に「B10*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、二年目から十一年目までの各年の初日に行う。
- (l) 表の4欄に「B10**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率

- から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、六年目から十一年目までの各年の初日に行う。
- (m) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (n) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (o) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (p) フィリピンの表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (q) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
- (r) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(q)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
- 2 この部及び第二部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)、従量税の場合には、一銭(百分の一円をいう。)、未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五銭は、一銭とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であつて、第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この部及び第三部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、一・〇パーセント未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五パーセントは、一パーセントとする。)。)
- 4 この附属書における記載は、二十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 5 1(b)、(c)、(f)、(g)及び(i)から(m)までの規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをいう。

6 1(c)、(g)及び(1)並びに第二部第一節の規定が適用される場合を除くほか、この部から第三部までに定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7 この部から第三部までの規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。

第二部

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から31までの規定に定める条件は、フィリピンの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、五年目又は二千一年十一月十四日の世界貿易機関の閣僚会議で採択された閣僚宣言を実施するために世界貿易機関の閣僚会議若しくは一般理事会のいずれか一方が交渉の結果(物品の貿易に関する市場アクセスについての交渉の結果を含む。)の採択に関して先に決定を行う年(以下この節において「多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年」という。)のいずれか早い年において、第十八条

2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千メートル・トン

(ii) 二年目については、四千メートル・トン

(iii) 三年目については、五千メートル・トン

(iv) 四年目については、六千メートル・トン

(v) 五年目については、七千メートル・トン

(b) 枠内税率は、八・五パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従つて、五年目の終了後の合計割当数量、枠内税率及び関税割当てによつて認められている割当数量を超えて輸入される原産品に対して適用される関税率(以下この附属書において「枠外税率」という。)について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従つて、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

3 両締約国は、三年目又は多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年のいずれか早い年において、第十八条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

4 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

5 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五・〇パーセントから十三・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

6 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十一回の毎年均等な引下げにより、次のとおり削減する。

(i) 毎年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十パーセントから八パーセ

ントまで削減する。

(ii) 毎年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十パーセントから十八パーセントまで削減する。

7 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、千メートル・トン

(ii) 二年目については、千二百メートル・トン

(iii) 三年目については、千四百メートル・トン

(iv) 四年目については、千六百メートル・トン

(v) 五年目については、千八百メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

8 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七・〇パーセント

トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

9 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、百メートル・トン

(ii) 二年目については、二百メートル・トン

(iii) 三年目については、三百メートル・トン

(iv) 四年目については、四百メートル・トン

(v) 五年目については、五百メートル・トン

(b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から九パーセントとする。この枠内税率は、九パーセントから八パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

10 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から十九・二パーセントとする。

(b) この関税率については、十九・二パーセントから十七・〇パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から六年目までの各年の初日に行う。

11 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる三・〇パーセントから二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

12 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる六・〇パーセントから四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

13 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、四百メートル・トン

(ii) 二年目については、六百メートル・トン

(iii) 三年目については、八百メートル・トン

(iv) 四年目については、千メートル・トン

(v) 五年目については、千二百メートル・トン

(b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から十八パーセントとする。この枠内税率は、十八パーセントから十六パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

14 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から十九・二パーセントとする。

(b) この関税率については、十九・二パーセントから十四・九パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から六年目までの各年の初日に行う。

15 関税割当ては、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 三年目及び四年目の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、三百メートル・トン

(ii) 四年目については、四百メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき十七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、四年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、四年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

16 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

17 関税割当ては、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 三年目及び四年目の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、二千メートル・トン

(ii) 四年目については、三千メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行
う。

(d) 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、四年目の終了後の合計割当数量及び枠内
税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの
間、四年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

18 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる四・五パーセントから四・一パーセントまで
の六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

19 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三・四パーセントから十二・一パーセント
までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

20 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九・〇パーセン
トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

21 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・〇パーセントから二十・七パーセン
トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

22 関税率については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円
の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(ii) 二年目の初日から二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率
より低いときは、当該従量税率）

(iii) 三年目の初日から二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率
より低いときは、当該従量税率）

(iv) 四年目の初日から二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率
より低いときは、当該従量税率）

(v) 五年目の初日から二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率
より低いときは、当該従量税率）

(vi) 六年目の初日から二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率よ
り低いときは、当該従量税率）

23 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十九・一パーセントから十七・二パーセン
トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

24 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十三・〇パーセ
ントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

25 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセ
ントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

26 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十九・二パーセン
トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

27 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十七・〇パーセントから八・五パーセントま
での六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

28 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、百五十・〇メートル・トン

(ii) 二年目については、二百三十七・五メートル・トン

(iii) 三年目については、三百二十五・〇メートル・トン

(iv) 四年目については、四百十二・五メートル・トン

(v) 五年目については、五百・〇メートル・トン

(b) 一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。

(i) 次節の日本国の表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、この
協定の効力発生の日から十八・九パーセントとする。この枠内税率は、十八・九パーセントから十
四・七パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年
目から五年目までの各年の初日に行う。

(ii) 次節の日本国の表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、こ
の協定の効力発生の日から二十六・八パーセントとする。この枠内税率は、二十六・八パーセントか
ら二十・九パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、
二年目から五年目までの各年の初日に行う。

第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類 〇・一・〇・一 〇・一・一・一〇	動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒエー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬			

[illegible]

○二〇・三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの
○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの
○二〇三・一九	その他のもの いのししのもの その他のもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの
○二〇三・二一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの
○二〇三・二九	その他のもの いのししのもの
○二〇四・一〇	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇六・一〇	食用のくす肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇六・二二	舌
○二〇六・二三	肝臓
○二〇六・二九	その他のもの 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） いのししのもの その他のもの
○二〇六・三〇	肝臓
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。） いのししのもの その他のもの その他のもの
○二〇六・四九	その他のもの

R	A	R	A	X	X	X	X	A	A	R
1		1		1				1		

[illegible]

〇二〇・九二	鯨類のもの				
〇二〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ(くじら目)のものと並びにマナティー及びジュゴン(海牛目)のもの				
〇二〇・九三	爬虫類(へび及びかめを含む)のもの				
〇二〇・九三	その他のもの				
〇二〇・九三	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(生きていないものに限る。)				
〇二〇・九三	観賞用の魚				
〇二〇・九三	その他の魚(生きていないものに限る。)				
〇二〇・九三	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)				
〇二〇・九三	養魚用の稚魚				
〇二〇・九三	その他のもの				
〇二〇・九三	うなぎ(アングイルラ属のもの)				
〇二〇・九三	養魚用の稚魚				
〇二〇・九三	その他のもの				
〇二〇・九三	養魚用の稚魚				
〇二〇・九三	その他のもの				
〇二〇・九三	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)				
〇二〇・九三	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇二〇・九三	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)				
〇二〇・九三	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデユルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)				
〇二〇・九三	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)				
〇二〇・九三	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇二〇・九三	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)				
〇二〇・九三	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデユルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)				

〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこげひらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇三〇・一一九	ハリバット(レイノハルトディウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロソス・ヒボグロス及びヒボグロソ・ステノレビス)				
〇三〇・一一九	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)				
〇三〇・一一九	ソール(プレウロネクテス・プレテサ)				
〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらこを除く。))				
〇三〇・一一九	びんがまぐろ(トウヌス・アラランガ)				
〇三〇・一一九	きはだまぐろ(トウヌス・アルパカレス)				
〇三〇・一一九	かつお				
〇三〇・一一九	めばちまぐろ(トウヌス・オベス)				
〇三〇・一一九	くらまぐろ(トウヌス・テイヌス)				
〇三〇・一一九	みなみまぐろ(トウヌス・マツコイ)				
〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・バラスイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇三〇・一一九	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇三〇・一一九	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)				
〇三〇・一一九	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)				
〇三〇・一一九	サルディノプス属のもの				
〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	ハドック(メノグラナムス・アイグレフィヌス)				
〇三〇・一一九	コールフィッシュ(ボラキウス・ウイレニス)				
〇三〇・一一九	さば(スコムベル・スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)				
〇三〇・一一九	さめ				
〇三〇・一一九	うなぎ(アングイルラ属のもの)				
〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)				
〇三〇・一一九	その他のもの				
〇三〇・一一九	バラクータ(かます科又はくらたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい				

〇三〇・三七二 〇三〇・三七三 〇三〇・三七四 〇三〇・三七五 〇三〇・三七六 〇三〇・三七七 〇三〇・三七八 〇三〇・三七九	肝、卵及びしらを除く。） その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。） いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの） サルディノプス属のもの その他のもの ハドック（メランogrammus・アイグレフィヌス） コールフィッシュ（ポラキウス・ヴィレンス） さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリシクス及びスコムベル・ヤボニクス） さめ うなぎ（アンギイルラ属のもの） シーバス（ティケントラルクス・ラブラス及びティケンタルクス・ブンクタウス） ヘイク（メルシウス属又はウロフュキス属のもの） メルシウス属のもの ウロフュキス属のもの その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメリウス属又はエンクラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コラピス属のもの） その他のもの バラクータ（かます科又はくらたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししも その他のもの かじき さわら めろ（ティソティクス属のもの） その他のもの 肝臓、卵及びしらしこ にしん（クルペア属のもの）の卵 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵 その他のもの 魚のファイルその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの ファイル にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	三・五% B 5 X X B 5 三・五% B 5 X A R A X 三・五% B 5 四% X B 5 三・五% B 5
--	---	---

官 報 (号 外)

〇三〇四・二〇		〇三〇四・九〇	
冷凍したフィレ		冷凍したフィレ	
にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)	
その他のもの		その他のもの	
くらまぐろ(トウヌス・ティヌス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイイ)		くらまぐろ(トウヌス・ティヌス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイイ)	
その他のもの		その他のもの	
パラクータ(かます科又はくらたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びさめ		パラクータ(かます科又はくらたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びさめ	
その他のもの		その他のもの	
くらまぐろ(トウヌス・ティヌス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイイ)		くらまぐろ(トウヌス・ティヌス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイイ)	
その他のもの		その他のもの	
にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)	
その他のもの		その他のもの	
パラクータ(かます科又はくらたちかます科のもの)、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも		パラクータ(かます科又はくらたちかます科のもの)、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも	
その他のもの		その他のもの	
A R		A R	
1		1	
三・五%		三・五%	
B 5		B 5	
X		X	
R		R	
1		1	

〇三〇五・三〇		〇三〇五・四二		〇三〇五・五一		〇三〇五・五九	
魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したもの、又はくん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り。)		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したもの、又はくん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り。)		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したもの、又はくん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り。)		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したもの、又はくん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り。)	
魚の肝臓、卵及びしこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)		魚の肝臓、卵及びしこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)		魚の肝臓、卵及びしこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)		魚の肝臓、卵及びしこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)	
にしん(カルベア属のもの)の卵(くんぶかずのこを除く。)		にしん(カルベア属のもの)の卵(くんぶかずのこを除く。)		にしん(カルベア属のもの)の卵(くんぶかずのこを除く。)		にしん(カルベア属のもの)の卵(くんぶかずのこを除く。)	
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	
くんぶかずのこ		くんぶかずのこ		くんぶかずのこ		くんぶかずのこ	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したものを除く。)		魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したものを除く。)		魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したものを除く。)		魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り、くん製したものを除く。)	
さけ科のもの		さけ科のもの		さけ科のもの		さけ科のもの	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
くん製した魚(フィレを含む。)		くん製した魚(フィレを含む。)		くん製した魚(フィレを含む。)		くん製した魚(フィレを含む。)	
太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	
にしん(カルベア属、ハレングス及びカルベア・パラスイイ)		にしん(カルベア属、ハレングス及びカルベア・パラスイイ)		にしん(カルベア属、ハレングス及びカルベア・パラスイイ)		にしん(カルベア属、ハレングス及びカルベア・パラスイイ)	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)		たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)		乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)		乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)		乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	
コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローフェアルス)		コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローフェアルス)		コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローフェアルス)		コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローフェアルス)	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
さけ科のもの		さけ科のもの		さけ科のもの		さけ科のもの	
にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)		にしん(カルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)	
その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
A B 7		A B 7		A B 7		A B 7	
X		X		X		X	
一〇・五%		一〇・五%		一〇・五%		一〇・五%	
B 7		B 7		B 7		B 7	
X		X		X		X	
一〇%		一〇%		一〇%		一〇%	
B 7		B 7		B 7		B 7	
X		X		X		X	
一〇%		一〇%		一〇%		一〇%	
B 3		B 3		B 3		B 3	
X		X		X		X	
三・五%		三・五%		三・五%		三・五%	
B 5		B 5		B 5		B 5	
X		X		X		X	
R		R		R		R	
1		1		1		1	

官 報 (号 外)

[illegible]

〇四〇八・九一 〇四〇八・九九	その他のもの 乾燥したもの その他のもの	ラムにつき四 八円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率)	二一・三% B 二一・三% B 10	〇四〇九・〇〇 〇四一〇・〇〇	天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	（その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	A R 1	第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉	A	第七類	〇七・〇一 〇七・〇二 〇七・〇三 〇七・〇三・一〇	食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵 したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	三% A B 5	一キログラム につき、課税 価格と七三円 七〇銭との差 額（その率が 八・五%の従 価税率より高 いときは、当 該従価税率）	B 10 A	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの
----------------------------	-------------------------------------	---	---	----------------------------	---	--	------------------	------------	-------------------------------	------------	--	----------	------------	---	---	-----------------------------	---	-----------------------	-----------------------------------

[illegible]

〇七二〇・八〇	その他の野菜	二二%	B 10
〇七二〇・九〇	ごぼう	六%	B 5
	その他のもの	六%	B 5
	野菜を混合したもの	一〇・六%	B 7
	スイートコーンを主成分とするもの	六%	B 5
〇七二一	その他のもの		
	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限り。)		
〇七二二・二〇	オリーブ	七・五%	A
〇七二二・三〇	ケール	九%	B 7
〇七二二・四〇	きゅうり及びガーキン	九%	B 5
〇七二二・五〇	きのこ及びトリフ		
〇七二二・五九	きのこ(はらたけ属のもの)	九%	B 7
〇七二二・九〇	その他のもの		
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす(一個の重量が二〇グラム以下のものに限り。)、らっきょう及びわらび	六%	B 7
	なす	六%	B 5
	らっきょう及びわらび		
	その他のもの		
〇七二二	ごぼう	二二%	B 10
	その他のもの	九%	B 7
	なす及びれんこん	九%	B 5
	その他のもの		
	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限り。更に調製したものを除く。)	九%	B 10
〇七二二・二〇	たまねぎ		
	きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ	九%	B 7
〇七二二・三〇	きのこ(はらたけ属のもの)		
〇七二二・三三	きくらげ(きくらげ属のもの)		
〇七二二・三三	白きくらげ(白きくらげ属のもの)		
〇七二二・三九	その他のもの		
	しいたけ		
	その他のもの		
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	スイートコーン		
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		

〇七二三・二〇	その他のもの	一〇%	B 7
	ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)	七・五%	B 5
	その他のもの	九%	B 7
	たけのこ		
	その他のもの		
	ぜんまい		
	その他のもの		
〇七二三・二〇	乾燥した豆(さやを除いたものに限り。皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)		
〇七二三・二〇	えんどう(ビスマ・サライヅム)		
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)		
	より証明されたもの		
	その他のもの		
〇七二三・二〇	ひよこ豆		
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
〇七二三・三二	緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)		
〇七二三・三三	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)		
〇七二三・三三	いんげん豆(ファセオルス・ウルガリス)		
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)		
	より証明されたもの		
	その他のもの		
〇七二三・三九	その他のもの		
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)		
	より証明されたもの		
	その他のもの		
〇七二三・四〇	ひよこ豆		
〇七二三・五〇	そら豆(ヴィギア・ファバ変種マヨル、ヴィギア・ファバ変種エクイナ及びヴィギア・ファバ変種ミノル)		
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する		

〇七・三・九〇	その他のもの その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^ハ 用に適するようにしたもの その他のもの		X	A	A
〇七・一・四	カツサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴヤしの髄 カツサバ芋 冷凍したもの その他のもの 粉又はミールのペレット		X	A	A
〇七・二・四・二〇	飼料用のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限り。		A		
〇七・二・四・二〇	かんしょ その他のもの 冷凍したもの その他のもの 冷凍したもの さといも その他のもの その他のもの	一一・八％ 一二・二％ 一二・二％ 一一・八％	B B B B	7 7 10 10	P A
〇七・二・四・九〇	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの	九％ 一二・二％ 一〇％	B B B	5 7 7	A
〇八・〇・二					
〇八・〇・二					
〇八・〇・二・二					

5

	A	B	X	Q	
	A	B 10			
7・二%					6

〇八〇・三・一〇
〇八〇・四・五〇
〇八〇・五・一〇

へーゼルナット（コリユルス属のもの）
殻付きのもの
殻を除いたもの

くるみ
殻付きのもの
殻を除いたもの
くり（カスターニア属のもの）
ビスタチオナツト
その他のもの
びんろう子、マカダミアナッツ及びベカン
その他のもの
バナナ（フランティンを含むものとし、生鮮のものと及び乾燥したものに限る。）
生鮮のもの
イナビニコ種、ラカタシ種、ラトゥングダン種、モロード種、ビットゴ種、サバ種又はセニョリス種のバナナである旨がフィリピンの政府により証明されているもの
注 この証明書については、第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであることを確認する。フィリピン政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであることを確かめるための援助を行う。

毎年四月一日から同年九月三十日まで輸入されるもの
毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの
その他のもの
乾燥した実
なつめやしの実
いちじく
パイナップル
生鮮のもの
一個の重量が九〇グラム未満のもの（全形のもので皮を剥いていないものに限り、冠芽があるかないかを問わない。）
その他のもの
乾燥したもの
アボカド―
グァバ、マンゴー及びマンゴスチン
かんきつ類の実（生鮮のものと及び乾燥したものに限る。）
オレンジ

〇八〇・二・一二
〇八〇・二・二三
〇八〇・二・三四
〇八〇・二・四五
〇八〇・二・五六
〇八〇・二・七六
〇八〇・二・八九
〇八〇・三・〇〇

一一％ 九・六％ 一一％

B A B A B A

B
10

B
10

7

〇八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリン及びびんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキン グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一六% B 15
〇八〇五・四〇	グレープフルーツ	一七% B 15
〇八〇五・五〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウラ ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	一〇% B 7
〇八〇五・九〇	その他のもの ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除 く。)	A
〇八〇六・六〇	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限り。)	一七% B 15
〇八〇六・二〇	生鮮のもの 毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの 毎年一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一七% B 10
〇八〇六・二〇	乾燥したもの パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限り。)	七・八% B 7
〇八〇七・二一	メロン(すいかを含む。)	六% B 5
〇八〇七・二一	すいか その他のもの	六% B 5
〇八〇七・二〇	パイヤ りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限り。)	一七% B 10
〇八〇八・二〇	りんご	四・八% B 5
〇八〇八・二〇	なし及びマルメロ	六% B 5
〇八〇九・九〇	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限 る。)	六% B 5
〇八〇九・二〇	あんず	六% B 5
〇八〇九・二〇	さくらんぼ	六% B 5
〇八〇九・三〇	桃(ネクタリンを含む。)	六% B 5
〇八〇九・四〇	プラム及びスロー	六% B 5
〇八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	六% B 5
〇八・二〇	ストロベリー	六% B 5
〇八・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	六% B 5
〇八・三〇	ブラックカラン、ホワイトカラン、レッドカラン及びグーズベリー	六% B 5
〇八・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバクニウム属の果実	六% B 5
〇八・五〇	キウイフルーツ	六% B 5
〇八・六〇	ドリアン	六% B 5
〇八・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	六% B 5

〇八・二一	冷凍果実及び冷凍ナット(調理していないもの及び蒸気又は水蒸気による調理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	九・六% B 7
〇八・二一・一〇	ストロベリー	一二% B 10
〇八・二一・二〇	砂糖を加えたもの その他のもの ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラン、ホウ イトカラン、レッドカラン及びグーズベリー	A
〇八・二一・九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの パイナップル ベリー サワーチェリー 桃及びなし その他のもの パイヤ、ボボ、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、 モア、サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッ ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの	六・九% B 10 七% B 7 六% B 10 二% B 10
〇八・二二	パイナップル パイヤ、ボボ、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、 サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッ ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ ム 桃及びなし その他のもの 一時的な保存に適用した果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫 酸水その他の保存用の溶液により保存に適用する処理をしたもので、そのままの状態では 食用に適しないものに限る。)	七% B 7 二% B 10 一七% B 15
〇八・二二・一〇	その他のもの さくらんぼ	一〇% B 7
〇八・二二・九〇	バナナ オレンジ 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの グレープフルーツ その他のもの レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適用する処理をしたもの)	一六% B 15 三三% B 15 一〇% B 7

〇八・二三	乾燥果実 (第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。) 及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの	九・六%	A
〇八一三・一〇	あんず	九・六%	B 15
〇八一三・二〇	ブルー	九・六%	A
〇八一三・三〇	りんご	九・六%	B 7
〇八一三・四〇	その他の果実	九・六%	A
〇八一三・五〇	干しがき	九・六%	B 7
〇八一四・〇〇	その他のもの	九・六%	B 5
第九類	この類のナツト又は乾燥果実を混合したもの	九・六%	A
〇九・〇一	かんきつ類の果皮及びメロン (すいかを含む。) の皮 (生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限り。)	九・六%	A
〇九・〇二	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	九・六%	A
〇九・〇三	コーヒー (いつてあるかないかはコーヒーを除いてあるかないかを問わない。)	九・六%	A
〇九・〇四	コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 (コーヒーの含有量のいかんを問わない。)	九・六%	A
〇九・〇五	コーヒー (いつたものを除く。)	九・六%	A
〇九・〇六	カフェインを除いたもの	九・六%	A
〇九・〇七	カフェインを除いたもの	九・六%	A
〇九・〇八	カフェインを除いたもの	九・六%	A
〇九・〇九	その他のもの	九・六%	A
〇九・一〇	茶 (香味を付けてあるかないかを問わない。)	九・六%	A
〇九・一一	緑茶 (発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)	九・六%	A

〇九・〇二・二〇	限る。)	一七%	B 15
〇九・〇二・三〇	その他の緑茶 (発酵していないものに限り。)	一七%	A
〇九・〇二・四〇	くす (飲用に適するものを除く。)	一七%	B 15
〇九・〇二・五〇	紅茶及び部分的に発酵した茶 (正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)	一七%	B 15
〇九・〇二・六〇	紅茶	一七%	B 15
〇九・〇二・七〇	その他のもの	一七%	B 15
〇九・〇二・八〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	一七%	B 15
〇九・〇二・九〇	くす (飲用に適するものを除く。)	一七%	B 15
〇九・〇三・〇〇	その他のもの	一七%	B 15
〇九・〇三・一〇	マテ	一七%	B 15
〇九・〇三・二〇	とうがらし属又はヒメント属の果実 (乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限り。)	一七%	B 15
〇九・〇三・三〇	こしょう属のベツパー	一七%	B 15
〇九・〇三・四〇	パニラ豆	一七%	B 15
〇九・〇三・五〇	けい皮及びシンナモンツリーの花	一七%	B 15
〇九・〇三・六〇	丁子 (果実、花及び花梗に限り。)	一七%	B 15
〇九・〇三・七〇	肉すく、肉すく花及びカルダモン類	一七%	B 15
〇九・〇三・八〇	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	一七%	B 15
〇九・〇三・九〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	一七%	B 15
〇九・〇四・〇〇	しょうが	一七%	B 15
〇九・〇四・一〇	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	一七%	B 15
〇九・〇四・二〇	その他のもの	一七%	B 15
〇九・〇四・三〇	サフラン	一七%	B 15
〇九・〇四・四〇	うこん	一七%	B 15
〇九・〇四・五〇	月けい樹の葉及びタイム	一七%	B 15
〇九・〇四・六〇	カレー	一七%	B 15
〇九・〇四・七〇	その他の香辛料	一七%	B 15
〇九・〇四・八〇	この類の注1(b)の混合物	一七%	B 15
〇九・〇四・九〇	その他のもの	一七%	B 15
第一〇類	穀物	一七%	B 15
〇一・〇一	小麦及びメスリン	一七%	B 15
〇一・〇二	ライ麦	一七%	B 15
〇一・〇三	大麦及び裸麦	一七%	B 15
〇一・〇四	オート	一七%	B 15

[illegible]

二・〇七	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限り、 その他のもの	一五 B 10
二・〇八	麦芽 (いつであるかないかを問わない。)	X
二・〇八・二	でん粉及びイヌリン	
二・〇八・三	小麦でん粉	X
二・〇八・四	とうもろこしでん粉 (コーンスターチ)	R
二・〇八・五	ばれいしょでん粉	R
二・〇八・六	マニオカ (カッサバ) でん粉	R
二・〇八・七	その他のでん粉	
二・〇八・八	イヌリン	
二・〇八・九	小麦グルテン (乾燥してあるかないかを問わない。)	X
二・〇九・〇	大豆 (割ってあるかないかを問わない。)	X
二・〇九・一	落花生 (いつでないものその他の加熱による調理をしていないものに限り、殻を 除いてあるかないかは割ってあるかないかを問わない。)	X
二・〇九・二	穀付けのもの	
二・〇九・三	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限り、 その他のもの	A
二・〇九・四	穀を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)	
二・〇九・五	採油用のもの	
二・〇九・六	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限り、 その他のもの	R
二・〇九・七	穀を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)	
二・〇九・八	採油用のもの	
二・〇九・九	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限り、 その他のもの	A
二・一〇・〇	コブラ	
二・一〇・一	亜麻の種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・二	菜種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・三	ひまわりの種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・四	その他の採油用の種及び果実 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・五	採油用の種又は果実の粉及びミール (マスタードの粉及びミールを除く。)	
二・一〇・六	播種用の種、果実及び胞子	
二・一〇・七	ホップ (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はベレット 状にしたものであるかないかを問わない。)	A
二・一〇・八	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及び その部分 (種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、 砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	A
二・一〇・九	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵 したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はベレット状にしたものであるかないかを問 わない。)	A

二・一〇・一〇	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限り、 その他のもの	一五 B 10
二・一〇・二	麦芽 (いつであるかないかを問わない。)	X
二・一〇・三	でん粉及びイヌリン	
二・一〇・四	小麦でん粉	X
二・一〇・五	とうもろこしでん粉 (コーンスターチ)	R
二・一〇・六	ばれいしょでん粉	R
二・一〇・七	マニオカ (カッサバ) でん粉	R
二・一〇・八	その他のでん粉	
二・一〇・九	イヌリン	
二・一〇・一〇	小麦グルテン (乾燥してあるかないかを問わない。)	X
二・一〇・一一	大豆 (割ってあるかないかを問わない。)	X
二・一〇・一二	落花生 (いつでないものその他の加熱による調理をしていないものに限り、殻を 除いてあるかないかは割ってあるかないかを問わない。)	X
二・一〇・一三	穀付けのもの	
二・一〇・一四	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限り、 その他のもの	A
二・一〇・一五	穀を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・一六	採油用のもの	
二・一〇・一七	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限り、 その他のもの	R
二・一〇・一八	穀を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・一九	採油用のもの	
二・一〇・二〇	コブラ	
二・一〇・二一	亜麻の種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・二二	菜種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・二三	ひまわりの種 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・二四	その他の採油用の種及び果実 (割ってあるかないかを問わない。)	
二・一〇・二五	採油用の種又は果実の粉及びミール (マスタードの粉及びミールを除く。)	
二・一〇・二六	播種用の種、果実及び胞子	
二・一〇・二七	ホップ (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はベレット 状にしたものであるかないかを問わない。)	A
二・一〇・二八	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及び その部分 (種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、 砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	A
二・一〇・二九	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵 したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はベレット状にしたものであるかないかを問 わない。)	A

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible]

七〇二・九二	その他のもの	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル	乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十九%以上のもの	その他のもの	かえて糖及びかえて糖水	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）、	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）、	果糖（化学的に純粋なものに限る。）、	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）、	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）、	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	その他のもの	香料又は着色料を加えたもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	ソルボース	その他のもの	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）、	甘しや糖みつ	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	飼料用のもの	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	その他のもの	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他のもの	七〇三・九〇
七〇二・九一	その他のもの	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル	乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十九%以上のもの	その他のもの	かえて糖及びかえて糖水	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）、	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）、	果糖（化学的に純粋なものに限る。）、	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）、	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）、	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	その他のもの	香料又は着色料を加えたもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	ソルボース	その他のもの	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）、	甘しや糖みつ	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	飼料用のもの	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	その他のもの	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他のもの	七〇三・九〇

[illegible]

タビオカ及びでん粉から製造したタビオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。） 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。） 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又はいつて得たものを除く。） 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品 その他のもの いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品 ブルガー小麦 その他のもの パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のペーカリー製品（ココアを含有するかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスベーパーその他これらに類する物品 その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、せんべいその他これらに類する米菓 ビスケット、クッキー及びクラッカー 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの ビザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	クースクス その他のもの 一九〇二・四〇 一九〇三・〇〇 一九〇四 一九〇四・一〇 一九〇四・二〇 一九〇四・三〇 一九〇四・九〇 一九〇五 一九〇五・一〇 一九〇五・二〇 一九〇五・三二 一九〇五・四〇 一九〇五・九〇
四・五％ 九％ 四・五％ 九・六％	X B 10 R X X X B 15 R R R B 15 B 15 X X X R X X X X X
1 1 1 1	1

第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びガーキン 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	その他のもの あられ、せんべいその他これらに類する米菓 ビスケット、クッキー及びクラッカー 主としてばいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの	九％ R B 10 1	X R 1	R 1
二〇・〇一	二〇〇一・一〇	二〇〇一・九〇	二〇〇一・一〇	二〇〇一・九〇	二〇〇一・一〇
二〇・〇二	二〇〇二・一〇	二〇〇二・九〇	二〇〇二・一〇	二〇〇二・九〇	二〇〇二・一〇
二〇・〇三	二〇〇三・一〇	二〇〇三・九〇	二〇〇三・一〇	二〇〇三・九〇	二〇〇三・一〇
二〇・〇四	二〇〇四・一〇	二〇〇四・九〇	二〇〇四・一〇	二〇〇四・九〇	二〇〇四・一〇
二〇・〇五	二〇〇五・一〇	二〇〇五・九〇	二〇〇五・一〇	二〇〇五・九〇	二〇〇五・一〇
二〇・〇六	二〇〇六・一〇	二〇〇六・九〇	二〇〇六・一〇	二〇〇六・九〇	二〇〇六・一〇
二〇・〇七	二〇〇七・一〇	二〇〇七・九〇	二〇〇七・一〇	二〇〇七・九〇	二〇〇七・一〇
二〇・〇八	二〇〇八・一〇	二〇〇八・九〇	二〇〇八・一〇	二〇〇八・九〇	二〇〇八・一〇
二〇・〇九	二〇〇九・一〇	二〇〇九・九〇	二〇〇九・一〇	二〇〇九・九〇	二〇〇九・一〇
二〇・一〇	二〇一〇・一〇	二〇一〇・九〇	二〇一〇・一〇	二〇一〇・九〇	二〇一〇・一〇
二〇・一一	二〇一一・一〇	二〇一一・九〇	二〇一一・一〇	二〇一一・九〇	二〇一一・一〇
二〇・一二	二〇一二・一〇	二〇一二・九〇	二〇一二・一〇	二〇一二・九〇	二〇一二・一〇
二〇・一三	二〇一三・一〇	二〇一三・九〇	二〇一三・一〇	二〇一三・九〇	二〇一三・一〇
二〇・一四	二〇一四・一〇	二〇一四・九〇	二〇一四・一〇	二〇一四・九〇	二〇一四・一〇
二〇・一五	二〇一五・一〇	二〇一五・九〇	二〇一五・一〇	二〇一五・九〇	二〇一五・一〇
二〇・一六	二〇一六・一〇	二〇一六・九〇	二〇一六・一〇	二〇一六・九〇	二〇一六・一〇
二〇・一七	二〇一七・一〇	二〇一七・九〇	二〇一七・一〇	二〇一七・九〇	二〇一七・一〇
二〇・一八	二〇一八・一〇	二〇一八・九〇	二〇一八・一〇	二〇一八・九〇	二〇一八・一〇
二〇・一九	二〇一九・一〇	二〇一九・九〇	二〇一九・一〇	二〇一九・九〇	二〇一九・一〇
二〇・二〇	二〇二〇・一〇	二〇二〇・九〇	二〇二〇・一〇	二〇二〇・九〇	二〇二〇・一〇
二〇・二一	二〇二一・一〇	二〇二一・九〇	二〇二一・一〇	二〇二一・九〇	二〇二一・一〇
二〇・二二	二〇二二・一〇	二〇二二・九〇	二〇二二・一〇	二〇二二・九〇	二〇二二・一〇
二〇・二三	二〇二三・一〇	二〇二三・九〇	二〇二三・一〇	二〇二三・九〇	二〇二三・一〇
二〇・二四	二〇二四・一〇	二〇二四・九〇	二〇二四・一〇	二〇二四・九〇	二〇二四・一〇
二〇・二五	二〇二五・一〇	二〇二五・九〇	二〇二五・一〇	二〇二五・九〇	二〇二五・一〇
二〇・二六	二〇二六・一〇	二〇二六・九〇	二〇二六・一〇	二〇二六・九〇	二〇二六・一〇
二〇・二七	二〇二七・一〇	二〇二七・九〇	二〇二七・一〇	二〇二七・九〇	二〇二七・一〇
二〇・二八	二〇二八・一〇	二〇二八・九〇	二〇二八・一〇	二〇二八・九〇	二〇二八・一〇
二〇・二九	二〇二九・一〇	二〇二九・九〇	二〇二九・一〇	二〇二九・九〇	二〇二九・一〇
二〇・三〇	二〇三〇・一〇	二〇三〇・九〇	二〇三〇・一〇	二〇三〇・九〇	二〇三〇・一〇
二〇・三一	二〇三一・一〇	二〇三一・九〇	二〇三一・一〇	二〇三一・九〇	二〇三一・一〇
二〇・三二	二〇三二・一〇	二〇三二・九〇	二〇三二・一〇	二〇三二・九〇	二〇三二・一〇
二〇・三三	二〇三三・一〇	二〇三三・九〇	二〇三三・一〇	二〇三三・九〇	二〇三三・一〇
二〇・三四	二〇三四・一〇	二〇三四・九〇	二〇三四・一〇	二〇三四・九〇	二〇三四・一〇
二〇・三五	二〇三五・一〇	二〇三五・九〇	二〇三五・一〇	二〇三五・九〇	二〇三五・一〇
二〇・三六	二〇三六・一〇	二〇三六・九〇	二〇三六・一〇	二〇三六・九〇	二〇三六・一〇
二〇・三七	二〇三七・一〇	二〇三七・九〇	二〇三七・一〇	二〇三七・九〇	二〇三七・一〇
二〇・三八	二〇三八・一〇	二〇三八・九〇	二〇三八・一〇	二〇三八・九〇	二〇三八・一〇
二〇・三九	二〇三九・一〇	二〇三九・九〇	二〇三九・一〇	二〇三九・九〇	二〇三九・一〇
二〇・四〇	二〇四〇・一〇	二〇四〇・九〇	二〇四〇・一〇	二〇四〇・九〇	二〇四〇・一〇
二〇・四一	二〇四一・一〇	二〇四一・九〇	二〇四一・一〇	二〇四一・九〇	二〇四一・一〇
二〇・四二	二〇四二・一〇	二〇四二・九〇	二〇四二・一〇	二〇四二・九〇	二〇四二・一〇
二〇・四三	二〇四三・一〇	二〇四三・九〇	二〇四三・一〇	二〇四三・九〇	二〇四三・一〇
二〇・四四	二〇四四・一〇	二〇四四・九〇	二〇四四・一〇	二〇四四・九〇	二〇四四・一〇
二〇・四五	二〇四五・一〇	二〇四五・九〇	二〇四五・一		

[illegible][illegible]

[illegible]

品名	数量	単価	合計
バルブ状のもの		八・五%	B 10
気密容器入りのもの		一〇・七%	B 10
その他のもの		六・七%	B 5
気密容器入りのもの		九・六%	B 7
ストロベリー			
砂糖を加えたもの		二二%	B 10
バルブ状のもの		一一%	B 7
その他のもの		一五%	B 10
バルブ状のもの		一二%	B 10
その他のもの		七・五%	B 10
パームハート			
混合したもの		六%	B 5
ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル			
砂糖を加えたもの			
その他のもの			
その他のもの			
砂糖を加えたもの		二九・八%	B 15
バルブ状のもの		二三・八%	B 10
その他のもの		二一・三%	B 10
バルブ状のもの		一七%	B 10
その他のもの		一二%	B 10
梅			
その他のもの			
砂糖を加えたもの		一〇・五%	B 10
バルブ状のもの		二九・八%	B 15
バナナ及びアボカド			
その他のもの			
その他のもの			
ペリー及びブルー			
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			
気密容器入りのもの			
その他のもの			
その他のもの			
ドライアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし			

二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） オレンジジュース	二・五 B 7	一六・八 B 10
二〇・〇九・一一	冷凍したもの 砂糖を加えたもの の その他のもの	二・五・五 B 10 二九・八 B 15	七・五 B 10 二・三 B 10
二〇・〇九・一二	冷凍したもの 砂糖を加えたもの の その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの 冷凍してないもの（ブリックス値が二〇％以下のものに限る。） 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの	二・五・五 B 10 二九・八 B 15	七・五 B 10 二・三 B 10

[illegible]

二〇〇九・四一		二〇〇九・四九		二〇〇九・五〇		二〇〇九・六一	
その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの レモンジュース ライムジュース その他のもの その他のもの パイナップルジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの		その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの トマトジュース 砂糖を加えたもの その他のもの ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。） ブリックス値が三〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの		その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの		その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの	
(その率が一 キログラムに つき二円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)		六％ 一一％ 一九・一％ 二五・五％ B 10 B 10 B 10		P P P P P P P P P P P P P P P P		二九・八％ 二九・八％ B 15 B 15	
22 21		24 23		24 23		8 25	

二〇〇九・六九		二〇〇九・七一		二〇〇九・七九	
その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		その他のもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの	
一九・一％ 二五・五％ B 15 B 15		二九・八％ 二九・八％ B 15 B 15		二九・八％ 二九・八％ B 15 B 15	
19 15		19 15		19 15	

（その率が一キログラムにつき三三・四の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一九・一％ B 10 二五・五％ B 10 八・一％ B 7 五・四％ B 5	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの	各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	二二類 二一・〇一	二一〇・一・二	エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	八・八％ B 7 A 八・八％ B 5 A R R X X X 一五％ B 10	二一〇・一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	二二類 二一・〇一・二〇	一
---	--	--	---	----------------------	----------------	--	---	-----------------	---	-------------------------	----------

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	八%	A
インスタントティー		
その他のもの		
茶又はマテをもととした調製品		
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの		
その他のもの		
砂糖を加えたもの		
その他のもの		
チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一五%	B 10
酵母（活性のものではないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	三%	B 5
酵母（活性のものに限る。）		
酵母（活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	一〇%	B 7
調製したベーキングパウダー		
ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	A	A
醤油		
トマトケチャップその他のトマトソース	六%	B 7
トマトケチャップ		
その他のトマトソース	P	P
マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	九%	B 5
小売用の容器入りにしたもの	七・五%	B 7
その他のもの		
その他のもの		
ソース		
マヨネーズ	二一・八%	B 7
フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一〇・五%	B 7
その他のもの	六%	B 5
その他のもの		
インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六%	B 5
その他のもの		
グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八%	B 5
その他のもの	一〇・五%	B 7
スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	七%	B 5
野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）		

27 26

品名	規格	試験方法	試験結果	備考
均質混合調製食料品	二〇四・二〇			
アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかもしれないかを問わない。）	二〇五・〇〇			
砂糖を加えたもの				
アイスクリーム*				
その他のもの				
アイスクリーム**				
その他のもの				
調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	二一・〇六			
たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質	二一〇六・一〇			
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品				
たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんばく				
の重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の				
正味重量が五〇グラム未満のものを除く。）				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの				
その他のもの				
その他のもの				
植物性たんばく				
その他のもの				
その他のもの				
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品				
乳脂肪分が全重量の二〇%以下のもの				
アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの				
その他のもの				
その他のもの				
米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品				
その他のもの				
糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）				
チューインガム				
こんにやく				
飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール				

分が〇・五%を超えるものに限り、)		二九・八% B 15	
果汁をもととした調製品(アルコール分が二%未満のものに限る。)		(その率が一 キログラムに つき二円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	
その他のもの		A	
砂糖を加えたもの		二〇% B 10	
おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		X	
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		B 7	
その他のもの		二一・五% B 7	
ビタミンをもととした栄養補助食品		X	
その他のもの		X	
しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの		X	
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X	
各成分のうち第一二二・二〇号の物品の重量が最大のもの		X	
その他のもの		R	
小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇グラ ム以下のもの		X	
しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの(小売用の容器入り にしたもの(容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限 る。)、輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのも の(容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。))に する旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一 キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。)		X	
その他のもの		X	
乳糖、乳たんぱく又は乳糖を含有するもの		X	
その他のもの		X	
含有する砂糖以外の各成分のうちソルビトールの重量が最大の もの		R	
その他のもの		X	
調製食用脂(第一〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三 〇%未満のものに限る。)		X	
アルコールを含有しない飲料のもと		X	

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		一〇% B 7	
その他のもの		A	
第〇四・一〇項の物品のもの		A	
その他のもの		二一・五% B 7	
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解 したもの		二一・五% B 7	
ビタミンをもととした栄養補助食品		二一・五% B 7	
植物性たんぱくを加水分解したもの		二一・五% B 7	
その他のもの		A	
たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のもの でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を 加えたものに限る。)		A	
その他のもの		A	
ひじき(ヒジキ・フスイフォルミス)その他の第一二二・ 二〇号の物品のもの		二〇% B 10	
ひじき(ヒジキ・フスイフォルミス)		二〇% B 10	
その他のもの		X	
その他のもの		P	
飲料、アルコール及び食酢		5	
水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を 加えたものを除く。)、氷及び雪		A	
水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限 る。)(その他のアルコールを含有しない飲料(第一二〇・〇九項の果実又は野菜のジュ ースを除く。))		A	
水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに 限る。)		A	
砂糖を加えたもの		一三・四% B 10	
その他のもの		九・六% B 7	
砂糖を加えたもの		一三・四% B 10	
その他のもの		九・六% B 7	
ビール		A	
ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)		A	
びどろ搾汁(第一二〇・〇九項のものを除く。)		A	
スパークリングワイン		A	
その他のぶどう酒及びびどろ搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		A	
二リットル以下の容器入りにしたもの		A	
その他のもの		X	

	三〇四・三〇	その他のぶどう搾汁 アルコール分が一%未満のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもので、 その他のもの	一九・八% B 15	X
	二〇五・一〇	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもので、 その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） ニリットル以下の容器入りにしたもの	一九・一% B 10 二五・五%	A B 10
	二〇五・九〇	その他のもの アルコール分が一%未満のもの その他のもので、 その他のもの	一九・一% B 10	X
	二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの	二九・八% B 15	X
		その他のもの 清酒及び濁酒 その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第三二・〇二項の物品との混合物 その他のもので、 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	X X X

[illegible]

[illegible]

第二四類 二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくすたばこ	その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。） その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） 大、猫その他これらに類する觀賞用又は愛がん用の動物用のもの その他のもの その他のもの	A	X R A	1
二四・〇二	葉巻たばこ、シガレット、シガロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限り。）	その他のもの	A		
二四・〇二・一〇	葉巻たばこ、シガレット及びシガロ（たばこを含有するものに限り。）	その他のもの	A		
二四・〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限り。）	その他のもの	X	X	A
二四・〇二・九〇	その他のもの	その他のもの	X	X	A
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキスを及びエッセンス	その他のもの	X		
二四・〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかなしを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	その他のもの	X		
二四・〇三・九一	シートたばこ	その他のもの	A		
二四・〇三・九九	その他のもの	その他のもの	A		
二五・〇一・〇〇	塩、硫酸、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 塩、食塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかなし又は固結防止剤を含有するかなしを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかなし又は固結防止剤を含有するかなしを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のもの	その他のもの	X	A	

二五・〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	その他のもの	X	A	A	A	A	X
二五・〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	その他のもの	A					
二五・〇四	天然黒鉛	その他のもの	A					
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかなしを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	その他のもの	A					
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかなし又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・〇八	その他の粘土、アンダーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかなしを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドドクレイを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナース	その他のもの	A					
二五・〇九・〇〇	白亜	その他のもの	A					
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	その他のもの	A					
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかなしを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	その他のもの	A					
二五・一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかなし又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかなしを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかなし又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかなし又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかなし又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のプラスチック用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかなしを問わない。）	その他のもの	A					
二五・一八	スラグ（熱処理をしてあるかなしを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかなしを問わない。）及びタールマダム並びに第二五・一五項又は	その他のもの	A					

二五・一八	第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熟処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラシグミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るブラスタ（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五・二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五・二四・〇〇	石棉	A A A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくす	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	A
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	A A A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰	A
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	A
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A
二七・〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A
二七・〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A
二七・〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールドタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールドタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七・〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・一九	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・二九	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・三九	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・四九	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・五九	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六〇	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六一	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六二	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六三	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六四	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六五	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六六	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六七	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六八	石油及び歴青油（原油を除く。）	A
二七・一〇・六九	石油及び歴青油（原油を除く。）	

[illegible]

二七・一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はポリ臭化ビフェニル (PBB) を含むもの	流動パラフィン、焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	三・九%	B 5
二七・一〇・九九	その他のもの	切削油、絶縁油及び航空機潤滑油	三・九%	A
二七・一一	その他のもの	その他のもの	三・九%	A
二七・一二	その他のもの	その他のもの	三・九%	A
二七・一三	石油ガスその他のガス状炭化水素	石油ガスその他のガス状炭化水素		A
二七・一四	その他のもの	ベトロラム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		A
二七・一五・〇〇	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルトایت及びアスファルトチックロック	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		A
二七・一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもとしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルトایت及びアスファルトチックロック		A

二九・一六	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 不飽和環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九・一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル
二九・一八・一三	酒石酸
二九・一八・一四	クエン酸
二九・一八・一五	クエン酸の塩及びエステル くえん酸カルシウム
二九・一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル
二九・一八・一七	その他のもの
二九・一八・一八	その他のもの
二九・一八・一九	フェニール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九・一八・二一	サリチル酸及びその塩
二九・一八・二二	オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
二九・一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩
二九・一八・二四	その他のもの
二九・一八・二五	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九・一八・二六	その他のもの
二九・一八・二七	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一八・二八	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一八・二九	誘導体
二九・一八・三〇	アミノ官能化合物
二九・一八・三一	酸素官能のモノ化合物
二九・一八・三二	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
二九・一八・三三	モノエタノールアミン及びその塩

A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	X	X	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二九二・二・二	ジエタノールアミン及びその塩
二九二・二・三	トリエタノールアミン及びその塩
二九二・二・四	デキストロプロボキシフェン (INN) 及びその塩
二九二・二・九	その他のもの
二九二・三・一	アミノナフトールその他のアミノフェノール (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
二九二・三・二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩
二九二・三・三	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩
二九二・三・九	その他のもの
二九二・三・二九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにこれらの塩
二九二・三・三二	アンフェブラモン (INN)、メサドン (INN) 及びノルメサドン (INN) 並びにこれらの塩
二九二・三・三六	その他のもの
二九二・三・四一	アミノ酸 (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 及びそのエステル並びにこれらの塩
二九二・三・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
二九二・三・四二	グルタミン酸及びその塩
二九二・三・四二	グルタミン酸ソーダ
二九二・三・四二	その他のもの
二九二・三・四三	アントラニル酸及びその塩
二九二・三・四四	チリジン (INN) 及びその塩
二九二・三・四九	その他のもの
二九二・三・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
二九二・三・五三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリビド (レシチンその他のホスホアミノリビドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)
二九二・二・四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
二九二・二・五	カルボキシイミド官能化合物 (サツカリリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物
二九二・二・六	ニトリル官能化合物
二九二・二・七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
二九二・二・八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九二・二・九	その他の窒素官能基を有する化合物
二九二・三・〇	有機硫黄化合物
二九二・三・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物
二九二・三・二	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)
二九二・三・三	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)
二九二・三・四	核酸及びその塩 (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにその他の複素環式化合物

A	A A A A A A A A A A		A	A A A		A B 5	A	A A		A A A		A A A A
---	---------------------	--	---	-------	--	----------	---	-----	--	-------	--	---------

二九三・五〇〇	スルホンアミド		A
二九三・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。））		A
二九三・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		A
二九三・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A
二九三・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A
二九四・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセテール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステル（第二九三・三七項から第二九三・三九項までの物品を除く。）		A
二九四・一	抗生物質		A
二九四・二〇〇	その他の有機化合物		A A A A
第三〇類	医療用品		A
第三一類	肥料		A
第三二類	なめしエキスを、染色エキスを、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ベイント、ワニス、パテその他のマステック並びにインキ		A
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を炭酸としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスチレート及びアキュアスリユーション 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） ベルガモットのもの オレンジのもの レモンのもの ライムのもの その他のもの 精油（かんきつ類の果実のものを除く。） ゼラニウムのもの		A A A A A A A
三五〇・一一			
三五〇・一二			
三五〇・一三			
三五〇・一四			
三五〇・一九			
三五〇・二二			

三五〇・二二	ジャスミンのもの		
三五〇・二三	ラベンダー又はラバンジンのも		
三五〇・二四	ペパーミント（メント・ピペリタ）のもの		
三五〇・二五	その他のミントのもの		
	ペパーミント油（メント・アルヴェンシスのものに限る。）		
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの		
	その他のもの		
三五〇・二六	その他のもの		
三五〇・二九	ベチベルのもの		
三五〇・三〇	その他のもの		
三五〇・三一	レゾノイド		
三五〇・三二	その他のもの		
三五〇・三三	香気性物質の混合物及び以上の香気性物質をもとした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもとしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		
三五〇・三四	香水類及びオーデコロン類		
三五〇・三五	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュアの調製品		
三五〇・五	頭髪用の調製品		
三五〇・六	口腔衛生用の調製品（義歯着用用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		
三五〇・七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないかは消費作用を有するか有しないかを問わない。）		
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びブラスターをもとした歯科用の調製品		
第三五類	たんばく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないかは着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシンググラス		
三五〇・一〇			
三五〇・一一			
三五〇・一二			
三五〇・一三			
三五〇・一四			
三五〇・一五			
三五〇・一六			
三五〇・一七			
三五〇・一八			
三五〇・一九			
三五〇・二〇			
三五〇・二一			
三五〇・二二			
三五〇・二三			
三五〇・二四			
三五〇・二五			
三五〇・二六			
三五〇・二七			
三五〇・二八			
三五〇・二九			
三五〇・三〇			
三五〇・三一			
三五〇・三二			
三五〇・三三			
三五〇・三四			
三五〇・三五			
三五〇・三六			
三五〇・三七			
三五〇・三八			
三五〇・三九			
三五〇・四〇			
三五〇・四一			
三五〇・四二			
三五〇・四三			
三五〇・四四			
三五〇・四五			
三五〇・四六			
三五〇・四七			
三五〇・四八			
三五〇・四九			
三五〇・五〇			
三五〇・五一			
三五〇・五二			
三五〇・五三			
三五〇・五四			
三五〇・五五			
三五〇・五六			
三五〇・五七			
三五〇・五八			
三五〇・五九			
三五〇・六〇			
三五〇・六一			
三五〇・六二			
三五〇・六三			
三五〇・六四			
三五〇・六五			
三五〇・六六			
三五〇・六七			
三五〇・六八			
三五〇・六九			
三五〇・七〇			
三五〇・七一			
三五〇・七二			
三五〇・七三			
三五〇・七四			

三五〇・四・〇〇	その他のもの	一七 B 10
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例え、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤	X
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	A A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A A
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A
第三七類	写真用又は映画用の材料	A
第三八類	各種の化学工業生産品	A
第三九類 三九・〇一 三九〇・一・一〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） A B 10
三九〇・一・二〇	その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A B 10
その他のもの		A

三九〇・一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体		
三九〇・一・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六％	A B 10
三九〇・二・二〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六％	A B 10
三九〇・二・二〇	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）、 ポリプロピレン	一・三％（その率がキログラムにつき 五円一二銭の従量税率より 高いときは、当該従量税率）	A B 10
三九〇・二・二〇	その他のもの		
三九〇・二・二〇	ポリインブチレン		
三九〇・二・三〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六％	A B 10
三九〇・二・三〇	プロピレンの共重合体		
三九〇・二・三〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六％	A B 10
三九〇・二・三〇	その他のもの		
三九〇・二・三〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六％	A B 10
三九〇・三・一一	スチレンの重合体（一次製品に限る。）、 ポリスチレン		
三九〇・三・一一	多泡性のも		
三九〇・三・一一	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八％	A B 10
三九〇・三・一一	その他のもの		
三九〇・三・一一	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八％	A B 10
三九〇・三・一一	その他のもの		

官 報 (号 外)

三九〇三・二〇	スチレン・アクリロニトリル (SAN) 共重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B 10
三九〇三・三〇	アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (ABS) 共重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B 10
三九〇三・九〇	塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B 10
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体 (二次製品に限る。) ポリ (塩化ビニル) (他の物質と混合してないものに限る。) 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八%	A	B 10
三九〇四・二二	可塑化してないもの 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの 可塑化したもの 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八%	A	B 10
三九〇四・三〇	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B 5
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B 5
三九〇四・五〇	塩化ビニル・ニリデンの重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B 5

三九〇四・六二	ふつ素系重合体 ポリテトラフルオロエチレン その他のもの	〇・五六%	A	A
三九〇四・六九	その他のもの			
三九〇四・九〇	塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B 5
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体 (二次製品に限る。) アクリル重合体 (二次製品に限る。) ポリ (メタクリル酸メチル) 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六八%	A	B 5
三九〇六・九〇	塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。) 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B 5
三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル (二次製品に限る。) その他のもの			
三九〇八	ポリアミド (二次製品に限る。) アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン (二次製品に限る。) シリコン (二次製品に限る。) 石油樹脂、クマロン・インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品 (二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。) セルロース及びその化学的誘導体 (二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 天然の重合体 (例えば、アルギン酸、及び変性させた天然の重合体 (例えば、硬化たんばく質及び天然ゴムの化学的誘導体) (二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)) 第三九・〇一項から第三九・二三項までの重合体をもととしたイオン交換体 (二次製品に限る。) プラスチックのくず プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材 (表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。) プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手 (プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボ、及びフランジ) プラスチック製の床用敷物 (接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。))並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び	〇・五六%	A	A

三九・二九	び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のものに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A
三九・二二	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の柱、ふた、キャップその他これらに類する物品	A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品	A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・一〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A
三九・二六・一〇	事務用品及び学用品	A
三九・二六・二〇	衣類及び衣類付属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	A
三九・二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	A
三九・二六・四〇	小像その他の装飾品	A
三九・二六・九〇	その他のもの	A
第四〇類	ゴム及びその製品	A
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革	
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一・〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的もののうちなめしを終えていないもの）及びなめし過程にないもの	二二% B 10
	その他のもの	A
四一・〇一・五〇	全形の原皮（二六キログラムを超えるものに限る。）	
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的もののうちなめしを終えていないもの）及びなめし過程にないもの	二二% B 10
	その他のもの	A
四一・〇一・九〇	その他のもの（バット、ペンズ及びペリーを含む。）	二二% B 10

四一・〇二	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的もののうちなめしを終えていないもの）及びなめし過程にないもの	二二% B 10
	その他のもの	A
四一・〇三	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
	ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。	
	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
	ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。	
四一・〇三・一〇	やぎのもの	A
四一・〇三・二〇	爬虫類のもの	A
四一・〇三・三〇	豚のもの	A
四一・〇三・四〇	なめし過程にないもの	
四一・〇三・九〇	その他のもの	二二% B 7
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一・〇四・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	
	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット	
	クロムなめしのもの	二二% B 10
	その他のもの	A
四一・〇四・一九	クロムなめしのもの	二二% B 10
	その他のもの	A
四一・〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの	
	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット	
	なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの	
	クロムなめしのもの	二二% B 10
	その他のもの	A
	その他のもの	二二% B 10
	染色したものと	二二% B 10
	染色着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。）	二二% B 10
	その他のもの	二二% B 10
	その他のもの	二二% B 10
四一・〇四・四九	その他のもの	二二% B 10

四二二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パッチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二％ 一六％ 二二％ 一・二％ 一六％	B 7 B 10 B 10 B 7 A B 10
四二二・一〇	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パッチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二％ 一・二％ 一六％ 一・二％ 一六％	B 7 B 7 A B 10 B 7 A B 10
四二二・二〇	豚のもの パッチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二％ 一・六％ 一・二％ 一・二％ 一・二％	B 7 B 7 B 7 B 7 B 7
四二二・三〇	爬虫類のもの パッチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの わに革及びとかげ革 その他のもの その他のもの	一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％	B 7 B 7 B 7 B 7 B 7 B 7 B 7
四二二・九〇	その他のもの パッチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％	B 7 B 7 B 7 B 7 B 7
四二二・四〇	シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む）、パテントレザー及びパテントラミネートレザー並びにメタライズドレザー コンボジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない）、革又はコ	一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％ 一・二％	X A B 7 B 7 B 7 B 7

四二二・一〇	コンボジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 コンボジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンボジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	一・二％ 一・二％ 〇・六％	B 7 B 7 B 7
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに勝の製品 動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。） 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マツプケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンボジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん	一・〇六％ 一・〇六％ 一・〇六％	B 10 B 10 B 10
四二二・二二	通学用かばんその他これらに類する容器 外面が革製、コンボジションレザー製又はパテントレザー製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの 外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの その他のもの ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。） 外面が革製、コンボジションレザー製又はパテントレザー製のもの 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一・二・八％ 一・二・八％ 八％ 一・二・八％ 一・二・八％ 六・四％ 三・六八％ 〇・八二％	B 10 B 10 B 10 B 10 B 10 B 10 B 10 B 10

四二〇・三・二九	その他のもの 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 革製のもの コンポジションレザー製のもの その他のもの			X
四二〇・三・三〇	ベルト及び貧い革 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの その他の衣類附屬品 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製品 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品	一六％ B 10	X	B 10
四二〇・四・〇〇		一六％ B 10		
四二〇・五・〇〇		一六％ B 7		
四二〇・六・〇〇		一六％ B 10		
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部その他の切片を含み、組み合わせてないものと及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） 衣類、衣類附屬品その他の毛皮製品 人造毛皮及びその製品	A	A X X	
第四四類	木材及びその製品並びに木炭 のこず及び木くず（樺状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 木炭、植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） 木材 粗のものに限るものとし、皮又は辺材はいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたとものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工	A	A A	
四四〇・二・〇〇		A		
四四〇・三・〇〇		A		
四四〇・四・〇〇		A		

四四・〇五・〇〇	木毛及び木粉	をしたものを除く。及びチップウッドその他これに類するもの	A	A	A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木				
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦縫ぎしたものであるかないかを問わない。）			A	
四四・〇八	化粧ばり用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦縫ぎしたものであるかないかを問わない。）				
四四・〇八・一〇	針葉樹のもの			A	
四四・〇八・一一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの				
四四・〇八・一二	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ				
四四・〇八・一三	積層木材を平削りすることにより得られるもの			三・六%	B 10
四四・〇八・一四	合板用单板			三%	B 10
四四・〇八・一五	その他のもの			A	
四四・〇八・一六	パドック（かりん）のもの				
四四・〇八・一七	ジェル-tonのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）				
四四・〇八・一八	チークのもの			三・六%	B 10
四四・〇八・一九	積層木材を平削りすることにより得られるもの			A	
四四・〇八・二〇	その他のもの				
四四・〇八・二一	積層木材を平削りすることにより得られるもの			三・六%	B 10
四四・〇八・二二	その他のもの			A	
四四・〇八・二三	合板用单板			三・六%	B 10
四四・〇八・二四	その他のもの			三%	B 10
四四・〇八・二五	その他のもの			A	
四四・〇八・二六	その他のもの				
四四・〇八・二七	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・二八	その他のもの			A	
四四・〇八・二九	その他のもの				
四四・〇八・三〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・三一	その他のもの			A	
四四・〇八・三二	その他のもの				
四四・〇八・三三	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・三四	その他のもの			A	
四四・〇八・三五	その他のもの				
四四・〇八・三六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・三七	その他のもの			A	
四四・〇八・三八	その他のもの				
四四・〇八・三九	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・四〇	その他のもの			A	
四四・〇八・四一	その他のもの				
四四・〇八・四二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・四三	その他のもの			A	
四四・〇八・四四	その他のもの				
四四・〇八・四五	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・四六	その他のもの			A	
四四・〇八・四七	その他のもの				
四四・〇八・四八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・四九	その他のもの			A	
四四・〇八・五〇	その他のもの				
四四・〇八・五一	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・五二	その他のもの			A	
四四・〇八・五三	その他のもの				
四四・〇八・五四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・五五	その他のもの			A	
四四・〇八・五六	その他のもの				
四四・〇八・五七	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・五八	その他のもの			A	
四四・〇八・五九	その他のもの				
四四・〇八・六〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・六一	その他のもの			A	
四四・〇八・六二	その他のもの				
四四・〇八・六三	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・六四	その他のもの			A	
四四・〇八・六五	その他のもの				
四四・〇八・六六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・六七	その他のもの			A	
四四・〇八・六八	その他のもの				
四四・〇八・六九	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・七〇	その他のもの			A	
四四・〇八・七一	その他のもの				
四四・〇八・七二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・七三	その他のもの			A	
四四・〇八・七四	その他のもの				
四四・〇八・七五	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・七六	その他のもの			A	
四四・〇八・七七	その他のもの				
四四・〇八・七八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・七九	その他のもの			A	
四四・〇八・八〇	その他のもの				
四四・〇八・八一	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・八二	その他のもの			A	
四四・〇八・八三	その他のもの				
四四・〇八・八四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・八五	その他のもの			A	
四四・〇八・八六	その他のもの				
四四・〇八・八七	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・八八	その他のもの			A	
四四・〇八・八九	その他のもの				
四四・〇八・九〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・九一	その他のもの			A	
四四・〇八・九二	その他のもの				
四四・〇八・九三	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・九四	その他のもの			A	
四四・〇八・九五	その他のもの				
四四・〇八・九六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・九七	その他のもの			A	
四四・〇八・九八	その他のもの				
四四・〇八・九九	その他のもの			三・六%	B 10
四四・〇八・一〇〇	その他のもの			A	

四四・〇九・一〇	針葉樹のもの	ものと、かんながけし、やすりがけし又は縦縫ぎしたものであるかないかを問わない。）	A		
四四・〇九・一一	針葉樹以外のもの				
四四・〇九・一二	引抜材（竹製のものに限る。）			四・五%	B 10
四四・一〇	その他のもの			A	
四四・一〇・一一	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストラッドボード及びウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				
四四・一〇・一二	オリエンテッドストラッドボード及びウエファアボード（木材のものに限る。）			三・六%	B 10
四四・一〇・一三	加工しないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの			三%	B 10
四四・一〇・一四	板状のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・一五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・一六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・一七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・一八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・一九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・二〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・二一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・二二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・二三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・二四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・二五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・二六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・二七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・二八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・二九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・三〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・三一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・三二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・三三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・三四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・三五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・三六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・三七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・三八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・三九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・四〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・四一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・四二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・四三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・四四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・四五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・四六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・四七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・四八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・四九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・五〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・五一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・五二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・五三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・五四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・五五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・五六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・五七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・五八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・五九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・六〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・六一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・六二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・六三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・六四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・六五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・六六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・六七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・六八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・六九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・七〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・七一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・七二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・七三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・七四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・七五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・七六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・七七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・七八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・七九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・八〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・八一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・八二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・八三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・八四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・八五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・八六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・八七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・八八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・八九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・九〇	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・九一	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・九二	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・九三	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・九四	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・九五	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・九六	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・九七	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・九八	その他のもの			三・六%	B 10
四四・一〇・九九	その他のもの			三%	B 10
四四・一〇・一〇〇	その他のもの			三・六%	B 10

四四一・六〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A
四四一・七〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		A
四四一・八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）		A
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品		A
四四二・〇〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具		A
四四二・一一	その他の木製品		A
四四二・一二	衣類用ハンガー		A
四四二・一〇	その他のもの		A
四四二・九〇	竹製のくし その他のもの	六% B 10	A
第四五類	コルク及びその製品		A
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（エンクス・エフス）製又は七島い（キュベルス・テゲティフォルミス）製のもの その他のもの その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。） その他のもの いぐさ（エンクス・エフス）製又は七島い（キュベルス・テゲティフォルミス）製のもの その他のもの その他のもの	六% B 5	A
四六〇・一一・九九 四六〇・一二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限り。）及びへちま製品	六% B 5	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙		A

第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案		A
第五〇類	絹及び絹織物		X
五〇〇・一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）		X
五〇〇・二・〇〇	生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの		A
五〇・三	絹のくず（繰糸に適さない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		A
五〇〇・四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡軸糸及び小売用にしたものを除く。）		A
五〇〇・五・〇〇	絹紡糸及び絹紡軸糸（小売用にしたものを除く。）		A
五〇〇・六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡軸糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然でくず絹織物		A
五〇・〇七	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		A
第五二類	綿及び綿織物		A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		A
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物		A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物		A
第五六類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		A
第五八類	特殊織物、タフトド織物類、レース、つづね織物、トリミング及びしゅう布		A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物		A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		A

第六二類	第六三類	第六四類	第六五類	第六六類	第六七類	第六八類	第六九類	第七〇類	第七一類	第七二類	第七三類	第七四類	第七五類	第七六類	第七七類	第七八類	第七九類	第八〇類	第八一類	第八二類	第八三類	第八四類	第八五類	第八六類	第八七類	第八八類	第八九類	第九〇類	第九一類	第九二類	第九三類	第九四類	第九五類	第九六類	第九七類	第九八類	第九九類	第一〇〇類
衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	紡織用繊維のその他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばろ	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） 履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） スキー靴 その他のもの その他の履物 ひざを覆うもの くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） スキー靴 その他のもの その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカントリー用を含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴 スノーボードブーツ その他のもの 履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） その他の履物 くるぶしを覆うもの その他のもの 短靴 その他のもの 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカントリー用を含む。）及びスノーボードブーツ その他のもの 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。） 室内用履物 その他のもの 履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の	六四〇・一・九一 六四〇・一・九二 六四〇・一・九三 六四〇・一・九四 六四〇・一・九五 六四〇・一・九六 六四〇・一・九七 六四〇・一・九八 六四〇・一・九九 六四〇・二・〇〇 六四〇・二・〇一 六四〇・二・〇二 六四〇・二・〇三 六四〇・二・〇四 六四〇・二・〇五 六四〇・二・〇六 六四〇・二・〇七 六四〇・二・〇八 六四〇・二・〇九 六四〇・二・一〇 六四〇・二・一一 六四〇・二・一二 六四〇・二・一三 六四〇・二・一四 六四〇・二・一五 六四〇・二・一六 六四〇・二・一七 六四〇・二・一八 六四〇・二・一九 六四〇・二・二〇 六四〇・二・二一 六四〇・二・二二 六四〇・二・二三 六四〇・二・二四 六四〇・二・二五 六四〇・二・二六 六四〇・二・二七 六四〇・二・二八 六四〇・二・二九 六四〇・二・三〇 六四〇・二・三一 六四〇・二・三二 六四〇・二・三三 六四〇・二・三四 六四〇・二・三五 六四〇・二・三六 六四〇・二・三七 六四〇・二・三八 六四〇・二・三九 六四〇・二・四〇 六四〇・二・四一 六四〇・二・四二 六四〇・二・四三 六四〇・二・四四 六四〇・二・四五 六四〇・二・四六 六四〇・二・四七 六四〇・二・四八 六四〇・二・四九 六四〇・二・五〇 六四〇・二・五一 六四〇・二・五二 六四〇・二・五三 六四〇・二・五四 六四〇・二・五五 六四〇・二・五六 六四〇・二・五七 六四〇・二・五八 六四〇・二・五九 六四〇・二・六〇 六四〇・二・六一 六四〇・二・六二 六四〇・二・六三 六四〇・二・六四 六四〇・二・六五 六四〇・二・六六 六四〇・二・六七 六四〇・二・六八 六四〇・二・六九 六四〇・二・七〇 六四〇・二・七一 六四〇・二・七二 六四〇・二・七三 六四〇・二・七四 六四〇・二・七五 六四〇・二・七六 六四〇・二・七七 六四〇・二・七八 六四〇・二・七九 六四〇・二・八〇 六四〇・二・八一 六四〇・二・八二 六四〇・二・八三 六四〇・二・八四 六四〇・二・八五 六四〇・二・八六 六四〇・二・八七 六四〇・二・八八 六四〇・二・八九 六四〇・二・九〇 六四〇・二・九一 六四〇・二・九二 六四〇・二・九三 六四〇・二・九四 六四〇・二・九五 六四〇・二・九六 六四〇・二・九七 六四〇・二・九八 六四〇・二・九九 六四〇・三・〇〇 六四〇・三・〇一 六四〇・三・〇二 六四〇・三・〇三 六四〇・三・〇四 六四〇・三・〇五 六四〇・三・〇六 六四〇・三・〇七 六四〇・三・〇八 六四〇・三・〇九 六四〇・三・一〇 六四〇・三・一一 六四〇・三・一二 六四〇・三・一三 六四〇・三・一四 六四〇・三・一五 六四〇・三・一六 六四〇・三・一七 六四〇・三・一八 六四〇・三・一九 六四〇・三・二〇 六四〇・三・二一 六四〇・三・二二 六四〇・三・二三 六四〇・三・二四 六四〇・三・二五 六四〇・三・二六 六四〇・三・二七 六四〇・三・二八 六四〇・三・二九 六四〇・三・三〇 六四〇・三・三一 六四〇・三・三二 六四〇・三・三三 六四〇・三・三四 六四〇・三・三五 六四〇・三・三六 六四〇・三・三七 六四〇・三・三八 六四〇・三・三九 六四〇・三・四〇 六四〇・三・四一 六四〇・三・四二 六四〇・三・四三 六四〇・三・四四 六四〇・三・四五 六四〇・三・四六 六四〇・三・四七 六四〇・三・四八 六四〇・三・四九 六四〇・三・五〇 六四〇・三・五一 六四〇・三・五二 六四〇・三・五三 六四〇・三・五四 六四〇・三・五五 六四〇・三・五六 六四〇・三・五七 六四〇・三・五八 六四〇・三・五九 六四〇・三・六〇 六四〇・三・六一 六四〇・三・六二 六四〇・三・六三 六四〇・三・六四 六四〇・三・六五 六四〇・三・六六 六四〇・三・六七 六四〇・三・六八 六四〇・三・六九 六四〇・三・七〇 六四〇・三・七一 六四〇・三・七二 六四〇・三・七三 六四〇・三・七四 六四〇・三・七五 六四〇・三・七六 六四〇・三・七七 六四〇・三・七八 六四〇・三・七九 六四〇・三・八〇 六四〇・三・八一 六四〇・三・八二 六四〇・三・八三 六四〇・三・八四 六四〇・三・八五 六四〇・三・八六 六四〇・三・八七 六四〇・三・八八 六四〇・三・八九 六四〇・三・九〇 六四〇・三・九一 六四〇・三・九二 六四〇・三・九三 六四〇・三・九四 六四〇・三・九五 六四〇・三・九六 六四〇・三・九七 六四〇・三・九八 六四〇・三・九九 六四〇・四・〇〇 六四〇・四・〇一 六四〇・四・〇二 六四〇・四・〇三 六四〇・四・〇四 六四〇・四・〇五 六四〇・四・〇六 六四〇・四・〇七 六四〇・四・〇八 六四〇・四・〇九 六四〇・四・一〇 六四〇・四・一一 六四〇・四・一二 六四〇・四・一三 六四〇・四・一四 六四〇・四・一五 六四〇・四・一六 六四〇・四・一七 六四〇・四・一八 六四〇・四・一九 六四〇・四・二〇 六四〇・四・二一 六四〇・四・二二 六四〇・四・二三 六四〇・四・二四 六四〇・四・二五 六四〇・四・二六 六四〇・四・二七 六四〇・四・二八 六四〇・四・二九 六四〇・四・三〇 六四〇・四・三一 六四〇・四・三二 六四〇・四・三三 六四〇・四・三四 六四〇・四・三五 六四〇・四・三六 六四〇・四・三七 六四〇・四・三八 六四〇・四・三九 六四〇・四・四〇 六四〇・四・四一 六四〇・四・四二 六四〇・四・四三 六四〇・四・四四 六四〇・四・四五 六四〇・四・四六 六四〇・四・四七 六四〇・四・四八 六四〇・四・四九 六四〇・四・五〇 六四〇・四・五一 六四〇・四・五二 六四〇・四・五三 六四〇・四・五四 六四〇・四・五五 六四〇・四・五六 六四〇・四・五七 六四〇・四・五八 六四〇・四・五九 六四〇・四・六〇 六四〇・四・六一 六四〇・四・六二 六四〇・四・六三 六四〇・四・六四 六四〇・四・六五 六四〇・四・六六 六四〇・四・六七 六四〇・四・六八 六四〇・四・六九 六四〇・四・七〇 六四〇・四・七一 六四〇・四・七二 六四〇・四・七三 六四〇・四・七四 六四〇・四・七五 六四〇・四・七六 六四〇・四・七七 六四〇・四・七八 六四〇・四・七九 六四〇・四・八〇 六四〇・四・八一 六四〇・四・八二 六四〇・四・八三 六四〇・四・八四 六四〇・四・八五 六四〇																																			

六四〇・三・九〇	金属製トリーキャップを有するものを除く。 (本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） その他のもの スリッパ その他のもの その他の履物（保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの スリッパ	二・六 B 10	X	二・六 B 10	X
六四〇・三・五一	その他の履物（保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） その他のもの スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの スリッパ	二・六 B 10	X	二・六 B 10	X
六四〇・三・五九	その他の履物（保護用の金属製トリーキャップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） その他のもの スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの スリッパ	二・六 B 10	X	二・六 B 10	X
六四〇・三・九一	その他の履物 くるぶしを覆うもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの スリッパ	二・六 B 10	X	二・六 B 10	X
六四〇・三・九九	その他の履物 くるぶしを覆うもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの スリッパ	二・六 B 10	X	二・六 B 10	X
六四〇・四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	二・四 B 10	X	二・四 B 10	X

六四〇四・二一	履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限り、) スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B 10
六四〇四・一九	甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。) その他のもの	二四%	X B 10
六四〇四・二〇	履物(本底が革製又はコンボジションレザー製のものに限り、) 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。) その他のもの 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) キャンパスシューズ 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。) その他のもの	六・七% 八% 二四% 一七・二%	B 10 B 10 X B 10 X B 10
六四〇五・二〇	その他のもの 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。) その他のもの 甲が革製又はコンボジションレザー製のものの 本底が革製のもの(甲がコンボジションレザー製のものに限り、) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。) その他のもの 本底がゴム製、プラスチック製又はコンボジションレザー製のもの(甲がコンボジションレザー製のものに限り、) その他のもの 甲が紡織用繊維製のもの その他のもの 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジションレザー製のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	二四% 二四% 八% 三・四% 二四%	B 10 X B 10 B 10 A B 10 B 10
六四〇五・九〇		二四%	B 10

六四〇六・一〇	履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるか否かを問わない。及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにグーテル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品(しんを除く。) 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの 本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限り、) その他のもの 木製のもの 毛皮を使用したもの その他のもの その他の材料製のもの	二四% 八% 三・四% 三・四% 三・四% 三・四%	X B 10 B 10 B 10 B 7 B 7 B 7
六四〇六・二〇		三・四%	B 7
六四〇六・九一		三・四%	X B 7
六四〇六・九九		三・四%	B 7
第六五類	帽子及びその部分品	三・四%	X B 7
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		
第六八類	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		
第六九類	陶磁製品		
第七〇類	ガラス及びその製品 ガラスのくず及び塊 ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。)、棒及び管(加工してないものに限り、) 鉢込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか否かを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。) 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するもの)		
七〇・〇三			
七〇・〇四			

七〇・五	か有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A
七〇・七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つば、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）	A
七〇・一七	ガラス製の金網（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	A
七〇・一八	ガラス製の金網（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	A
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A
七〇・一八・九〇	その他のもの	A
六・六・六	貴金属又はこれをめつきた金属を使用したもの	B
六・六・六	その他のもの	10

[illegible]

[illegible]

第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A
第八九類	船舶及び浮き構造物	A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A
第九一類	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇	A A
第九一・〇四・〇〇	四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一・〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一一	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A A
九一・一二	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一三	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一四	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一五	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一・一六	卑金属製のもの（金又は銀をめつてあるかないかを問わない。）	A
九一・一七	その他のもの	A
九一・一八	革製又はコンポジションレザー製のもの	A

(フィリピンの表は省略)

九六・二二	ジョンステック及びこれを有する手動式印刷用セット タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れているかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れているかないかを問わない。）	A
九六・二三	タバコ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六・二四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・二五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールクリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A
九六・二六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A
九六・二七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A
九六・二八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で動作するもの	A
第九七類	美術品、収集品及びことう	A

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c) 一連の品目別規則において一以上の規則を選択的に適用することが定められている場合、これらの規則に関する記載の順序は、適用の優先順位を示すものではない。

(d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈 1 「非原産材料の価額」とは、第二十九条 6 の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈 2 「当該産品の価額」とは、第二十九条 4 (b) に規定する本船渡しの際の価額又は同条 5 に規定する

価額をいう。

(g) (i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料

として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締結国の原産材料とみなすことができる。ただし、当該産品がいずれかの締結国において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定にかかわらず、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合には、当該産品の生産に使用されるすべての非原産材料について、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの関税分類の変更が行われなければならない。

第二節 品目別規則

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品(第一類から第五類まで)

第一類 動物(生きているものに限る。)

〇一・〇一・〇一・〇六 第一〇一・〇一項から第一〇一・〇六項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一・〇二・一〇 第二〇二・〇一項から第二〇二・一〇項までの各号の産品への他の類の材料からの変更
(第一類の材料からの変更を除く。)

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三・〇一・〇三・〇七 第三〇三・〇一項から第三〇三・〇七項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一・〇四・一〇 第四〇四・〇一項から第四〇四・一〇項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

〇五・〇一・〇五・一一 第五〇五・〇一項から第五〇五・一一項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品(第六類から第一四類まで)

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

〇六・〇一・〇六・〇四 第六〇六・〇一項から第六〇六・〇四項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一・〇七・一四 第七〇七・〇一項から第七〇七・一四項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一・〇八・一四 第八〇八・〇一項から第八〇八・一四項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一・〇九・〇二 第九〇九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
第九〇九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

〇九・〇三・〇九・〇四 第九〇九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
第九〇九・〇四・一〇項から第九〇九・〇四・二〇項までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

〇九・〇五・〇九・〇六 第九〇九・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
第九〇九・〇六・一〇項又は第九〇九・〇六・二〇項の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

〇九・〇七・〇九・一〇 第九〇九・〇七項から第九〇九・一〇項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類 穀物

一〇・〇一・一〇・〇八 第一〇一〇・〇一項から第一〇一〇・〇八項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一・一一・〇四 第一一一・〇一項から第一一一・〇四項までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一一・〇五・一一・〇六・二〇 第一一一・〇五・一〇号から第一一一・〇六・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更を除く。)
一一・〇六・一一・三〇 第一一一・〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更)

一七・〇一	第一七・〇一の項の產品への他の類の材料からの変更(第二二類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・二一七〇二・一九	第一七〇二・二一七〇二・一九の項の產品への他の類の材料からの変更(第四類の材料からの変更を除く。)
一七〇二・二〇	第一七〇二・二〇の項の產品への他の類の材料からの変更
一七〇二・三〇一七〇二・九〇	第一七〇二・三〇一七〇二・九〇の項の產品への他の類の材料からの変更(第一類又は第二二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇三	第一七・〇三の項の產品への他の類の材料からの変更(第二二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	第一七・〇四の項の產品への他の類の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一	第一八・〇一の項の產品への他の類の材料からの変更
一八・〇二	第一八・〇二の項の產品への他の類の材料からの変更
一八・〇三	第一八・〇三の項の產品への他の類の材料からの変更
一八・〇四	第一八・〇四の項の產品への他の類の材料からの変更
一八・〇五	第一八・〇五の項の產品への他の類の材料からの変更(非原産材料である第一八・〇五の項の材料を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。)
一八・〇六	第一八・〇六の項の產品への他の類の材料からの変更(非原産材料である第一八・〇六の項の材料を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。)

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品

一九・〇一	第一九・〇一の項又は第一九・〇二の項の產品への他の類の材料からの変更
一九・〇二	第一九・〇二の項の產品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三の項の產品への他の類の材料からの変更(第一二類の材料からの変更を除く。)

一九〇四・一〇一	第一九〇四・一〇一の項の產品への他の類の材料からの変更(第一九〇五・四〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更を除く。)
一九〇五・九〇	第一九〇五・九〇の項の產品への他の類の材料からの変更(第一二・〇五項の材料からの変更を除く。)

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇〇一・一〇号、第二〇〇一・九〇号、第二〇〇五・四〇号、第二〇〇七・一〇号、第二〇〇八・一〇号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・七〇号までの各号、第二〇〇八・九一號、第二〇〇八・九二號、第二〇〇九・六一號、第二〇〇九・六九號及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
- (b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて產品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇の項の產品への他の類の材料からの変更(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇の項の產品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇二・一〇一	第二〇〇二・一〇一の項の產品への他の類の材料からの変更(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

二〇四・九〇	第二〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一〇六・一〇号の材料からの変更を除く。）
二〇五・一〇一・二〇五・二〇	第二〇五・一〇一号又は第二〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇五・四〇	第二〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇五・五一一・二〇五・九〇	第二〇五・五一一号から第二〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇六	第二〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇七・一〇	第二〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇七・九一一・二〇七・九九	第二〇七・九一一号又は第二〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇八・一一	第二〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第二類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇八・一九	第二〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇八・二〇一・二〇八・三〇	第二〇八・二〇一号又は第二〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇八・四〇一・二〇八・七〇	第二〇八・四〇一号から第二〇八・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇八・八〇	第二〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇八・九一一・二〇八・九二	第二〇八・九一一号又は第二〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇八・九九	第二〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第八類又は第一〇類の材料からの変更を除く。）
二〇九・一一一・二〇九・四九	第二〇九・一一一号から第二〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇九・五〇	第二〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七・二〇二項の材料からの変更を除く。）

二〇九・六一・二〇九・六九	第二〇九・六一号又は第二〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇九・七一・二〇九・七九	第二〇九・七一号又は第二〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇九・八〇	第二〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限り。）
二〇九・九〇	第二〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

二〇一・一一	第二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二〇一・一二	第二〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
二〇一・二〇	第二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第九類の材料からの変更を除く。）
二〇一・三〇	第二〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二〇二・一〇一・二〇三・一〇	第二〇二・一〇一号から第二〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二〇三・二〇	第二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二〇類の材料からの変更を除く。）
二〇三・三〇一・二〇六・一〇	第二〇三・三〇一号から第二〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二〇六・九〇	第二〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

二〇一・一〇一・二〇二・一〇	第二〇一・一〇一号から第二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二〇二・九〇	第二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
二〇三・一〇一	第二〇三・一〇一号の産品への他の類の材料からの変更
二〇四・一〇一・二〇四・二九	第二〇四・一〇一号から第二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第二類 飲料、アルコール及び食酢

第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
第二二〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更	第二二〇三・一〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

二二・四・三〇一・二二五・九〇 二二・〇六 二二・〇七 二二・〇八・二〇一・二二〇・八・三〇 二二・〇八・四〇一・二二〇・八・六〇 二二・〇八・七〇 二二・〇八・九〇 二二・〇九	らの変更 第二二〇四・三〇号から第二二〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） 第二二〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第八類、第九類、第二〇類又は第二二類の材料からの変更を除く。） 第二二〇七項の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。） 第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二二〇八・九〇号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること 第二二〇八・九〇号の産品（飲料（果汁をもととしたものであつて、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更（第八類又は第二二〇類の材料からの変更を除く。） 第二二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。） 第二二〇九項の産品への他の類の材料からの変更	第三類 食品工業において生ずる残留物及びびくす並びに調製飼料 二二〇一・一〇一・二二〇・六・四九 二二〇六・五〇 二二〇六・六〇一・二二〇・八・〇〇 二二・〇九	第三三〇一・一〇号から第三三〇六・四九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 第三三〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更（第〇八・〇一項又は第一二・〇三項の材料からの変更を除く。） 第三三〇六・六〇号から第三三〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）	二二四〇一・二〇一・二四〇一・二二〇 二四〇一・三〇 二四〇二・一〇 二四〇二・二〇一・二四〇三・九九	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二四〇一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更 第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくすたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。） 第二四〇三・二〇号から第二四〇三・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更	第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで） 第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 二五〇一・〇〇一・二五〇一・七〇 二五〇一・七〇 二五〇一・七〇・三〇一・二五〇・一〇 二五〇二・二〇 二五〇二・二〇一・二五〇三・三〇 二五〇二・二〇一・二五〇三・九〇	第二五〇一・〇〇号から第二五〇一・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二五〇一・七〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五〇一・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二五〇一・七〇号から第二五〇一・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二五〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・二〇号から第二五〇三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二五〇三・二〇号から第二五〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇三・二〇号から第二五〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二五〇四・〇〇号から第二五〇四・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二五〇五・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二五〇六・一〇号から第二五〇六・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
---	--	---	---	---	---	--	--

二九〇五・四三	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九〇五・四四	第二九〇五・四三号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇五・四五	第二九〇五・四四号の産品への他の号の材料からの変更(第一七・〇二項の材料からの変更を除く。)
二九〇五・四九	第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇五・五〇	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の号の材料からの変更(第三三類の材料からの変更を除く。)
二九〇六・一二	第二九〇六・一二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇六・一二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九一八・一四	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の号の材料からの変更(第一七類又は第三三類の材料からの変更を除く。)
二九一八・一六	第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九二二・四二	第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更
二九二二・四三	第二九二二・四三号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二二・四三号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九二四・二九	第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更
二九二五・一一	第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九三八・九〇	第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
二九三九・一一	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九四〇	第二九四〇項の産品への他の号の材料からの変更(第一七・〇二項の材料からの変更を除く。)

二九四一・一〇	第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
第三〇類 医療用品	
三〇〇一・三〇・三	第三〇〇一・三〇・三項から第三〇〇三・〇三項までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三〇〇一・三〇・三項から第三〇〇三・〇三項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三〇〇四	第三〇〇四項の産品への他の号の材料からの変更(第三〇〇三項の材料からの変更を除く。)
三〇〇五・一〇・三〇・六・七	第三〇〇五・一〇・三〇・六・七号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三〇〇五・一〇・三〇・六・七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三〇〇六・八〇	第三〇〇六・八〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
第三一類 肥料	
三二〇一・〇〇・三二〇五・九〇	第三二〇一・〇〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二〇一・〇〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ	
三三〇一・一〇・三三〇一・二〇	第三三〇一・一〇号若しくは第三三〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三三〇一・一〇号又は第三三〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三三〇・一九〇	第三二〇・一九〇号の產品への他の項の材料からの変更
三三〇・〇一一・三三〇・〇五	第三二〇・〇二項から第三二〇・〇五項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇・〇二項から第三二〇・〇五項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
三三〇・〇六	第三二〇・〇六項の產品への他の項の材料からの変更（第二八類から第三八類までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇・〇六項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
三三〇・〇七一・三三〇・一五	第三二〇・〇七項から第三二〇・一五項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇・〇七項から第三二〇・一五項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三三・〇一	第三三三・〇一の產品への他の項の材料からの変更
三三三・〇一一・三三三・〇七	第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。

第三四類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品

三四・〇一	第三四・〇一の產品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
三四〇・一一・三四〇・一九〇	第三四・〇二・一から第三四・〇二・一九〇号までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
三四・〇三・三四・〇七	第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五・〇一	第三五・〇一の產品への他の項の材料からの変更
三五〇・二・三五〇・二・一九	第三五・〇二・一又は第三五・〇二・一九号の產品への他の項の材料からの変更（第三五・〇二・一又は第三五・〇二・一九号の關稅分類の変更を必要としない。）。
三五〇・二・三五〇・三・〇〇	第三五・〇二・二から第三五・〇三・〇〇号までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
三五・〇四	第三五・〇四の產品への他の項の材料からの変更
三五・〇五	第三五・〇五の產品への他の項の材料からの変更（第一類の材料からの変更を必要としない。）。
三五・〇六・三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の產品への各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一・三六・〇六	第三六・〇一から第三六・〇六項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一から第三六・〇六項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
-------------	---

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一	第三七・〇一の產品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
三七・〇二・三七・〇七	第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
三七・〇八・三七・〇九	第三七・〇八項から第三七・〇九項までの各該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇八項から第三七・〇九項までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。

第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇・一・三八〇・一・九〇	第三八・〇一・一から第三八・〇一・九〇号までの各該各項の關稅分類の変更を必要としない。）。
----------------	---

三八〇六・三〇 三八〇六・九〇 三八〇七・三八・〇八 三八〇九・一〇 三八〇九・九一―三八二・〇〇 三八二四・一〇―三八二四・五〇 三八・二三 三八二四・六〇 三八二四・七一―三八二四・九〇 三八・二五	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八〇五・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の製品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇五・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八〇六・三〇号の製品への他の項の材料からの変更又は、 第三八〇六・九〇号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇六・九〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八・〇七項又は第三八・〇八項の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八〇九・一〇号の製品への他の項の材料からの変更(第一類又は第三五類の材料からの変更を除く。) 第三八〇九・九一号から第三八二・〇〇号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇九・九一号から第三八二・〇〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八・二三項の製品への他の項の材料からの変更 第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八二四・六〇号の製品への他の項の材料からの変更(第一七・〇二項の材料からの変更を除く。) 第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三八・二五項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第三八・二五項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品(第三九類及び第四〇類) 第三九類 プラスチック及びその製品	三九・〇一―三九・一四 三九・一五 三九・一六―三九・二六 第三九・〇一―一四項までの各号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・〇一―一四項までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三九・一五項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第三九・一五項の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第三九・一六項から第三九・二六項までの各号の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一六項から第三九・二六項までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
第四〇類 ゴム及びその製品	四〇〇一・一〇―四〇〇一・三〇 四〇〇二・一〇―四〇〇二・三〇 四〇〇三・一〇―四〇〇三・三〇 四〇・〇四 四〇・〇五―四〇・二一 四〇・二二―四〇・二九 四〇・三〇―四〇・三七 第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の製品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第四〇〇二・一〇―三〇号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇二・一〇号又は第四〇〇三・一〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第四〇・〇四項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第四〇・〇四項の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第四〇・〇五項から第四〇・二一項までの各号の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇・〇五項から第四〇・二一項までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第四〇・二二―二九号の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇・二二―二九号から第四〇・三〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 第四〇・三〇―三七項までの各号の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品(第四一類から第四三類まで)

第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一―四一・〇三項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・〇三項の材料からの変更を除く。)
四一・〇五	第四一・〇五項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・〇四項の材料からの変更を除く。)
四一・〇六	第四一・〇六項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・〇五項の材料からの変更を除く。)
四一・〇七	第四一・〇七項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・〇六項の材料からの変更を除く。)
四一・一二	第四一・一二項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・〇七項の材料からの変更を除く。)
四一・一三	第四一・一三項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・一二項の材料からの変更を除く。)
四一・一四	第四一・一四項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・一三項の材料からの変更を除く。)
四一・一五	第四一・一五項の製品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一―四一・一四項の材料からの変更を除く。)

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一―四二・〇六項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更
第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一	第四三・〇一―四三・〇二項の製品への他の項の材料からの変更
四三・〇二	第四三・〇二項の製品への他の項の材料からの変更(第四三・〇一―四三・〇二項の材料からの変更を除く。)
四三・〇三	第四三・〇三項の製品への他の項の材料からの変更(第四三・〇一―四三・〇二項の材料からの変更を除く。)

第四三・〇四項の製品への他の項の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物(第四四類から第四六類まで)

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・〇三	第四四・〇一―四四・〇三項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更
四四・〇四―四四・〇二	第四四・〇四―四四・〇二項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更(第四四・〇一―四四・〇三項の材料からの変更を除く。)
第四五類 コルク及びその製品	
四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一―四五・〇四項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更又は 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四五・〇一―四五・〇四項までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六・〇一	第四六・〇一―四六・〇二項の製品への他の項の材料からの変更(第四六・〇一―四六・〇二項の材料からの変更を除く。)
四六・〇二	第四六・〇二項の製品への他の項の材料からの変更

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品(第四七類から第四九類まで)

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇六・二〇	第四七・〇一―四七・〇六・二〇号までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更又は 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四七・〇一―四七・〇六・二〇号までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
四七・〇六・九一―四七・〇六・九三	第四七・〇六・九一―四七・〇六・九三号までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更(第四七・〇六・九一―四七・〇六・九三号の材料からの変更を除く。)
四七・〇七	第四七・〇七項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら

れ、又は生産される製品であること(第四七・〇七項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一四八・〇五
四八・〇六四八・一五

第四八・〇一四八・〇五項までの各々の製品への他の材料からの変更
第四八・〇六四八・一五項までの各々の製品への当該各項以外の材料からの変更又は、

四八・一六

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四八・〇六項から第四八・一五項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

四八・一七四八・二三

第四八・一六項の製品への他の材料からの変更(第四八・〇九項の材料からの変更を除く。)

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一四九・一一

第四九・〇一四九・一一項までの各々の製品への他の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四九・〇一四九・一一項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第二一部 繊維用繊維及びその製品(第五〇類から第六三類まで)

注釈 1 第五〇類から第五五類までの各々及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工

- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔触加工、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工

- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工 (SG加工)
- (38) ソイルリリース加工 (SR加工)
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)
- (43) 吸水加工
- (44) 防水加工
- (45) はっ水加工
- (46) ウェットデカタイジング
- (47) 防風加工
- (48) 針布起毛

注釈2

第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各々、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各々、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各々、第五八・〇一項から第五八・一二項までの各々、第五九・〇二項から第五九・一一項までの各々、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各々、第六一・〇一項から第六一・一七項までの各々、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々及び第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各々の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、若しくはコムされ、紡績され、浸染され、若しくは

なせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第五〇類 絹及び絹織物

第五〇・〇一 第五〇・〇一の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五〇・〇二 第五〇・〇二の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五〇・〇三 第五〇・〇三の項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること (第五〇・〇三の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
 第五〇・〇四から第五〇・〇六項までの各々の製品への第五〇・〇四から第五〇・〇六項までの各々の材料からの変更

第五〇・〇七 第五〇・〇七の項の製品への他の種類の材料からの変更 (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は、
 第五〇・〇七の項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七の項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されることが (第五〇・〇七の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

第五一・〇一から第五一・〇三 第五一・〇一から第五一・〇三の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五一・〇四から第五一・〇五 第五一・〇四から第五一・〇五の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五一・〇六から第五一・〇七 第五一・〇六から第五一・〇七の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五一・〇八から第五一・〇九 第五一・〇八から第五一・〇九の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五一・一〇から第五一・一一 第五一・一〇から第五一・一一の項の製品への他の種類の材料からの変更
 第五一・一二から第五一・一三 第五一・一二から第五一・一三の項の製品への他の種類の材料からの変更

第五二類 綿及び綿織物

一・一三項まで以外の項の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、
産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

五二・〇一

第五二・〇一 項の産品への他の類の材料からの変更

五二・〇二

第五二・〇二 項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第五二・〇二 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

五二・〇三

第五二・〇三 項の産品への他の類の材料からの変更

五二・〇四・五二・〇七

第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更(第五二・〇三 項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてカードされ、又はコムされる場合に限る。)

五二・〇八・五二・一一

第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一一項まで以外の項の材料からの変更(第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、
産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一・五三・〇五
五三・〇六・五三・〇七

第五三・〇一 項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五三・〇六項又は第五三・〇七項の産品(アバカ又はココヤシ繊維の糸)への他の類の材料からの変更

五三・〇八・一〇一五三・〇八・二〇

第五三・〇六項又は第五三・〇七項の産品(その他の産品)への第五三・〇六項及び第五三・〇七項以外の項の材料からの変更
第五三・〇八・一〇号又は第五三・〇八・二〇号の産品(アバカ又はココヤシ繊維の糸)への他の類の材料からの変更

五三・〇八・九〇

五三・〇九・五三・一一

糸)への他の類の材料からの変更
第五三・〇八・一〇号又は第五三・〇八・二〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更

第五三・〇八・九〇号の産品(アバカ繊維の糸)への他の類の材料からの変更
第五三・〇九・五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)

産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物

五四・〇一・五四・〇六
五四・〇七・五四・〇八

第五四・〇一 項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更

八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一 項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)

産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一・五五・〇七
五五・〇八・五五・一一

第五五・〇一 項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
(第五五・〇一 項から第五五・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてカードされ、又はコムされる場合に限る。)

五五・一二・五五・一六

第五五・一二 項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二 項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品

五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

五六・〇一五五・〇三

第五六・〇一五五・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇四項から第五・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一二項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

五六・〇四四一五六・〇九

（第五・〇四項から第五・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一五五・〇三項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一五五・〇五

第五七・〇一五五・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇六項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一五五・〇三項から第五四・〇七項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布

五八・〇一五五・一一

第五八・〇一五五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇四項から第五・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一五五・〇三項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一

第五九・〇一五五・〇一五五・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇七項、第五一・一三項から第五一・一五項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・〇二

第五九・〇二五五・〇二五五・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇七項、第五一・一三項から第五一・一五項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・〇三二五五・〇九

第五九・〇三二五五・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五・〇七項、第五一・一三項から第五一・一五項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇六項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一五五・〇三項から第五四・〇七項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする

五九・一〇

第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一

項から第五一・一二項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八

項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の材料からの変更を除く。ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各々、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各々、第五四・〇一

項から第五五・〇八項までの各々、第五四・〇一

項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第二国において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・一一項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一

項から第五一・一二項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八

項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の材料からの変更を除く。ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各々、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各々、第五四・〇一

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一六〇・〇六

第六〇・〇一六〇・〇六項までの各々の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一

項から第五一・一二項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八

項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の材料からの変更を除く。ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各々、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各々、第五四・〇一

項から第五五・〇八項までの各々、第五四・〇一

第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

注釈 この類の産品が原産品であるかを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

し、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一六二・一七

第六二・〇一六二・一七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一

第六二類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)

注釈 この類の産品が原産品であるかを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

し、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一六二・一一

第六二・〇一六二・一一項までの各々の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一

項から第五一・一二項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八

項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の材料からの変更を除く。ただし、第五五・〇四項から第五五・〇六項までの各々、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各々、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各々、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各々、第五四・〇一

六二・〇一六二・一七

第六二・〇一六二・一七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更

第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製造される場合に限る。)

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばろ

注釈 この類の製品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの製品について適用される規則は、これらの製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの製品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三・〇一六三・〇八

第六三・〇一六三・〇八項から第六三・〇一六三・〇九項までの各々の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製造され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)

六三・〇九六三・一〇

第六三・〇九六三・一〇項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第六三・〇九六三・一〇項又は第六三・一〇項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品(第六四類から第六七類まで)

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一六四・〇五

第六四・〇一六四・〇五項から第六四・〇一六四・〇六項までの各々の材料からの変更(第六四・〇六項の材料からの変更を除く。)

六四・〇六

第六四・〇六項の製品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一六五・〇二

第六五・〇一六五・〇二項又は第六五・〇二項の製品への他の類の材料からの変更

六五・〇三

第六五・〇三項の製品への他の類の材料からの変更(第六五・〇四項又は第六五・〇五項の材料からの変更を除く。)

六五・〇四

第六五・〇四項の製品への他の類の材料からの変更(第六五・〇三項又は第六五・〇五項の材料からの変更を除く。)

六五・〇五

第六五・〇五項の製品への他の類の材料からの変更(第六五・〇三項又は第六五・〇四項の材料からの変更を除く。)

六五・〇六六五・〇七

第六五・〇六六五・〇七項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一六六・〇二

第六六・〇一六六・〇二項若しくは第六六・〇二項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六六・〇一六六・〇二項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

六六・〇三

第六六・〇三項の製品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六六・〇三項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一六七・〇四

第六七・〇一六七・〇四項から第六七・〇四項までの各々の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六七・〇一六七・〇四項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品(第六八類から第七〇類まで)

第六八類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一六八・一五

第六八・〇一六八・一五項から第六八・一五項までの各々の製品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六八・〇一六八・一五項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第六九類 陶磁製品

六九・〇一・六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六九・〇一項から第六九・一四項までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
-------------	--

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一	第七〇・〇一の項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第七〇・〇一の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七〇・〇二・七〇・一七	第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各々の項の製品への当該各々の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七〇・一八・二〇	第七〇・一八・二〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇・一八・二〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七〇・一八・二〇	第七〇・一八・二〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇・一八・二〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

七〇・一八・九〇	第七〇・一八・九〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 第七〇・一八・九〇若しくは第七〇・二〇の項の製品への当該各々の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇・一八・九〇又は第七〇・二〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
----------	---

第四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣(第七一類)

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

七二・〇一・〇一・七二・〇一・一〇	第七二・〇一・〇一から第七二・〇一・一〇までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 第七二・〇一・二二から第七二・〇一・三九までの各々の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇一・二二から第七二・〇一・三九までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
-------------------	--

七二・〇三・一〇	第七二・〇三・一〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 第七二・〇三・九一から第七二・〇四・一〇までの各々の項の製品への当該各々の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇三・九一から第七二・〇四・一〇までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇四・二〇	第七二・〇四・二〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇四・二〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇四・九〇	第七二・〇四・九〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇四・九〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇五	第七二・〇五の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇五の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇六・一〇	第七二・〇六・一〇の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇六・一〇の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇六・九一	第七二・〇六・九一の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇六・九一の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇六・九二	第七二・〇六・九二の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇六・九二の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

七二・〇七	第七二・〇七の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇七の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇八・二一・七二・〇八・二〇	第七二・〇八・二一から第七二・〇八・二〇までの各々の項の製品への当該各々の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇八・二一から第七二・〇八・二〇までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇九	第七二・〇九の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇九の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇一・二一・七二・〇一・四九	第七二・〇一・二一から第七二・〇一・四九までの各々の項の製品への当該各々の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇一・二一から第七二・〇一・四九までの各々の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・一一	第七二・一一の項の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・一一の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・一二	第七二・一二の項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第七二・一二の項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

官 報 (号 外)

七二二・二〇	る項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二・一〇号から第七二二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二二・三〇一七二四・一〇	第七二二・三〇号から第七二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二・三〇号から第七二四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二四・九〇	第七二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二五・一一七二二五・四〇	第七二五・一一号から第七二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二五・一一号から第七二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二五・五〇一七二五・九九	第七二五・五〇号から第七二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二五・五〇号から第七二五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二六・一一七二二六・九一	五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七二六・一一号から第七二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二六・一一号から第七二六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二六・九二七二二六・九九	第七二六・九二号から第七二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二六・九二号から第七二六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二七・一〇一七二八・三〇	六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七二七・一〇号から第七二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二七・一〇号から第七二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二八・四〇一七二八・六〇	第七二八・四〇号から第七二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二八・四〇号から第七二八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二八・七〇一七二九・九〇	八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七二八・七〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二八・七〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七三類 鉄鋼製品

七三〇・一〇一七三〇四・二九	第七三〇・一〇号から第七三〇四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇・一〇号から第七三〇四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・三二	第七三〇四・三二号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・三二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・三九	第七三〇四・三九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・三九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・四一	第七三〇四・四一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・四一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・四九	第七三〇四・四九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・四九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・五一	第七三〇四・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・五九	第七三〇四・五九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・九〇	第七三〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇五	第七三〇五号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇五号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇六・一〇一七三〇六・五〇	第七三〇六・一〇号から第七三〇六・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・一〇号から第七三〇六・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇六・六〇一七三〇七・九九	第七三〇六・六〇号から第七三〇七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・六〇号から第七三〇七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・二〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七九・二〇二項の產品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら

第八〇類 すず及びその製品

七九〇三・一〇	れ、又は生産される製品であること（第七九〇二項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九〇三・九〇	第七九〇三・一〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九〇三・九〇七・九〇七・〇〇	第七九〇三・九〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・九〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八〇〇一・一〇	第八〇〇一・一〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇〇一・二〇	第八〇〇一・二〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・二〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇〇二	第八〇〇二項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八〇〇二項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇〇三・一八〇・〇七	第八〇〇三・一八〇・〇七項までの各号の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・一八〇・〇七項までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇一・一〇	第八二〇一・一〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇一・九四	第八二〇一・九四号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・九四号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇一・九五八・一〇一・九六	第八二〇一・九五号若しくは第八二〇一・九六号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・九五号又は第八二〇一・九六号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇一・九七

八二〇一・九九八・一〇二・一〇

八二〇二・九四

八二〇二・九五八・一〇二・九六

八二〇二・九七

八二〇二・九九

八二〇三・二〇

八二〇三・三〇

八二〇三・九〇

八二〇四・一一八・一〇四・一九

八二〇四・二〇

八二〇四・三〇一・八二〇四・九〇

第八二〇一・九七号の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八二〇一・九七号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇一・九九八号若しくは第八二〇二・一〇号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・九九八号又は第八二〇二・一〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八二〇二・九四号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇二・九四号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇二・九五八号若しくは第八二〇二・九六号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇二・九五八号又は第八二〇二・九六号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八二〇二・九七号の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八二〇二・九七号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇二・九九号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇二・九九号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八二〇三・二〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇三・二〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇三・三〇号の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八二〇三・三〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八二〇三・九〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇三・九〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇四・一一八号若しくは第八二〇四・一九号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇四・一一八号又は第八二〇四・一九号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八二〇四・二〇号の製品への他の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇四・二〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。	第八二〇四・三〇一号若しくは第八二〇四・九〇号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇四・三〇一号又は第八二〇四・九〇号の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇五・二〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇五・三〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に 得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇六・〇〇―八二〇七・二〇	第八一〇六・〇〇号若しくは第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇六・〇〇号又は第八一〇 七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇七・三〇	第八一〇七・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二〇七・九〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇八・二〇	第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇八・三〇	第八一〇八・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二〇八・九〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇九・二〇	第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二一〇・一〇	第八一二〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二〇・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二二〇・二〇	第八一二〇・二〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一二〇・二〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二二〇・九〇	第八一二〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二〇・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二二一・〇〇―八二二二・二二	第八一二一・〇〇号若しくは第八一二二・二二号の産品への他の類の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二一・〇〇号又は第八一二 二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二二・一九	第八一二二・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二二・一九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二二二・二二	第八一二二・二二号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二二・二二号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二二二・二二	第八一二二・二二号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一二二・二二号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二二二・三〇	第八一二二・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一二二・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二二二・四〇―八二二二・五二	第八一二二・四〇号若しくは第八一二二・五二号の産品への他の類の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二二・四〇号又は第八一二 二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二二・五二	第八一二二・五二号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全 に得られ、又は生産される産品であること（第八一二二・五二号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
八二二二・五九	第八一二二・五九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二二・五九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八二二二・九二	第八一二二・九二号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二二・九二号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。

八二二・九九	税分類の変更を必要としない。)
八二二・九九	第八二二・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八二二・九九号の産品への税分類の変更を必要としない。)
八二二・九九	第八二二・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八二二・九九号の産品への税分類の変更を必要としない。)

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	第八二・〇一から第八二・一五項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八二・〇一から第八二・一五項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
---	---

第八三類 各種の卑金属製品	第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
第八三・〇一から第八三・一五	第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
第八三・〇一から第八三・一五	第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三・〇一から第八三・一五項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)

八三二・一〇	第八三二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三二・一〇号の産品への税分類の変更を必要としない。)
八三二・一〇	第八三二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八三二・一〇号の産品への税分類の変更を必要としない。)

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
------------------------------	---

第八四類 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品(第八四類及び第八五類)	第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
第八四・〇一から第八四・一三	第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)
第八四・〇一から第八四・一三	第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・〇一から第八四・一三項までの各号の産品への税分類の変更を必要としない。)

官 報 (号 外)

八四〇五・一〇	税分類の変更を必要としない。) 第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇五・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四〇五・九〇	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇五・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四〇六・一〇一八四〇六・八二	第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇六・一〇号から第八四〇 六・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四〇六・九〇一八四〇七・一〇	第八四〇六・九〇号若しくは第八四〇七・一〇号の産品への当該各号が属する項以 外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇六・九〇号又は第八四〇 七・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四〇七・二一八四〇八・九〇	第八四〇七・二一号から第八四〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇七・二一号から第八四〇 八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四〇九	第八四〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四〇九項の産品への関税分 類の変更を必要としない。)
八四一〇・二一八四一〇・二三	第八四一〇・二一号から第八四一〇・二三号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一〇・二一号から第八四一 〇・二三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一〇・九〇	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一〇・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四一一・二一八四一一・八二	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一一・一一号から第八四一 一・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一一・九一八四一一・九九	第八四一一・九一若しくは第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一一・九一号又は第八四一 一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一二・二〇一八四一二・八〇	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一二・一〇号から第八四一
八四一二・九〇	二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一二・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四一三・二一八四一三・八二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一三・一一号から第八四一 三・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一三・九一八四一三・九二	第八四一三・九一若しくは第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一三・九一号又は第八四一 三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一四・二〇一八四一四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一四・一〇号から第八四一 四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一四・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四一五・一〇一八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一五・一〇号から第八四一 五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一五・九〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一五・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四一六・一〇一八四一六・三〇	第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一六・一〇号から第八四一 六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一六・九〇	第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一六・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四一七・一〇一八四一七・八〇	第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一七・一〇号から第八四一 七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四一七・九〇	第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一七・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)

官 報 (号 外)

八四三六・九一八四三六・九九	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四三七・一〇一八四三七・八〇	第六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四三七・九〇	第八四二六・九一若しくは第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・九一又は第八四三六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四三八・一〇一八四三八・八〇	第六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四三八・九〇	第八四三七・一〇号若しくは第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・一〇号又は第八四三七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四三九・九一若しくは第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・九一又は第八四三九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四二・一〇一八四四二・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四二・四〇一八四四二・五〇	第二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四四二・四〇号若しくは第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四三・一〇一八四四三・六〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一〇号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四四三・九〇一八四四三・九〇	第八四四三・九〇号から第八四四三・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九〇号から第八四四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四四四・一〇一八四四四・一〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四四・一〇号から第八四四四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四四四・一〇号から第八四四四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四四・一〇号から第八四四四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四四五・一〇一八四五・二〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五・一〇号から第八四五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四五・二〇号から第八四五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五・二〇号から第八四五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
	第八四五〇・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四五一・一〇一八四五一・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四五一・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七八・一〇	税分類の変更を必要としない。) 第八四七八・一〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七八・一〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四七八・九〇	第八四七八・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七八・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四七九・一〇一八四七九・八九	第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四七九・九〇一八四八〇・七九	第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八一・一〇一八四八一・八〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八一・九〇	第八四八一・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八二・一〇一八四八二・八〇	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八二・九〇一八四八二・九九	第八四八二・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八二・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八三・一〇一八四八三・六〇	第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四八三・九〇	第八四八三・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八三・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八四・八四	第八四・八四項の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・八四項の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)

八四・八五	第八四・八五項の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四・八五項の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録 用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
八五・一〇一八五・〇三	第八五・一〇号から第八五・〇三項までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・一〇号から第八五・〇三項までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・四・一〇一八五・〇四・五〇	第八五・四・一〇号から第八五・〇四・五〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・四・一〇号から第八五・〇四・五〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・四・九〇	第八五・四・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・四・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・五・一〇一八五・〇五・三〇	第八五・五・一〇号から第八五・〇五・三〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・五・一〇号から第八五・〇五・三〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・五・九〇	第八五・五・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・五・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・六・一〇一八五・〇六・八〇	第八五・六・一〇号から第八五・〇六・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・六・一〇号から第八五・〇六・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・六・九〇一八五・〇七・二〇	第八五・六・九〇号から第八五・〇七・二〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・六・九〇号から第八五・〇七・二〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・七・三〇一八五・〇七・八〇	第八五・七・三〇号から第八五・〇七・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・七・三〇号から第八五・〇七・八〇号までの各号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)
八五・七・九〇	第八五・七・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五・七・九〇号の産品(他の項の材料からの変更又は、 税分類の変更を必要としない。))。)

官 報 (号 外)

八五・二四一八五・二九	第八五・二四項から第八五・二九項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・二四項から第八五・二九項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三〇・一〇一八五三〇・八〇	第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三〇・九〇	第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三一・一〇一八五三一・八〇	第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三一・九〇	第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三二・一〇一八五三二・三〇	第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三二・九〇	第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・一〇一八五三三・四〇	第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・九〇一八五三八・九〇	第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・一〇一八五三九・四九	第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・九〇	第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・一一一八五四〇・八九	第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・九一八五四〇・九九	第八五四〇・九一号若しくは第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・二〇一八五四一・六〇	第八五四一・二〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・二〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・九〇一八五四一・二〇	第八五四一・九〇号若しくは第八五四一・二〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・九〇号又は第八五四一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・二一一八五四二・七〇	第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・九〇	第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・一一一八五四三・四〇	第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・八一八五四三・八九	第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇一八五四四・一九	第八五四三・九〇号から第八五四四・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四四・二〇	第八五四四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四四・三〇一八五四四・六〇	第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鐵道用又は軌道用の機關車及び車両並びにこれらの部分品、鐵道又は軌道の線路用裝備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式的ものを含む。）

八五四四・七〇一八五四七・九〇
八五四四・七〇一八五四七・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四四・七〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か

八五四八・一〇

八五四八・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四四・七〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・七〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八六・〇一—八六・〇九

第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第八七類 鐵道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附屬品

八七・〇一

八七・〇二一八七・〇六

八七〇七・一〇一八七〇八・二二

八七〇八・二九

八七〇八・三
——
一八七〇八・四〇

第八七・〇一項の產品への他の項の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項の產品への關稅分類の変更を必要としない）。
項までの各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
第八七・〇一〇号から第八七・〇八・一二号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの變更又はは、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇一〇号から第八七・〇八・一二号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としな
い。）。
第八七・〇八・一二九号の產品への他の項の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇八・一二九号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。
税分類の変更を必要としない。）。

八七〇八・五〇一八七〇八・七〇

八七〇八・八〇一八七〇八・九二

八七〇八・九三一八七〇九・一九

八七〇九・九〇

八七・一〇

八七一・一〇一八七一・九〇

八七・一二一八七・一四

八七·一五

八七二六・一〇—八七二六・八〇

八七一六・九〇

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

らの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・三二一号から第八七〇八・四〇〇八までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七〇八・五〇〇号から第八七〇八・七〇〇号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・五〇〇号から第八七〇八・七〇〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七〇八・八〇〇号から第八七〇八・九二二号までの各号の產品への他の項の材料か
らの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・八〇〇号から第八七〇八・九二二号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七〇八・九三三号から第八七〇九・一九五号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・九三三号から第八七〇九・一九五号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・九〇〇号の產品への関
税分類の変更を必要としない。）。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一〇項の產品への関税分
類の変更を必要としない。）。

第八七一一・一〇号から第八七一・一九〇号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一・一〇号から第八七一
・一九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七二二項から第八七・一四項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料
からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一二項から第八七・一四
項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一五項の產品への関税分
類の変更を必要としない。）。

第八七・一六・一〇号から第八七・一六・八〇号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一六・一〇号から第八七・
一六・八〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七・一六・九〇号の產品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一六・九〇号の產品への関
税分類の変更を必要としない。）。

八八・〇一八八・〇五

第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各々の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各々の項の材料からの変更を必要としない。)

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一八八・〇八

第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各々の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各々の項の材料からの変更を必要としない。)

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品(第九〇類から第九二類まで)

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇・〇一

九〇・〇二

九〇・〇三・一一九〇・〇三・一九

九〇・〇三・九〇・〇四・九〇

九〇・〇五・一一九〇・〇五・八〇

九〇・〇五・九〇

第九〇・〇一項の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇一項の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇二項の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇二項の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇三・一一九〇・〇三・一九の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇三・一一九〇・〇三・一九の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇三・九〇・〇四・九〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇三・九〇・〇四・九〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇五・一一九〇・〇五・八〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇五・一一九〇・〇五・八〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇五・九〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇五・九〇の項の材料からの変更を必要としない。)

九〇・〇六・一一九〇・〇六・六九

九〇・〇六・九一・九〇・〇六・九九

九〇・〇七・一一九〇・〇七・二〇

九〇・〇七・九一・九〇・〇七・九二

九〇・〇八・一一九〇・〇八・四〇

九〇・〇八・九〇

九〇・〇九・一一九〇・〇九・三〇

九〇・〇九・九一・九〇・〇九・九九

九〇・一〇・一一九〇・一〇・六〇

九〇・一〇・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇五・九〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇六・一一九〇・〇六・六九の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇六・一一九〇・〇六・六九の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇六・九一・九〇・〇六・九九の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇六・九一・九〇・〇六・九九の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇七・一一九〇・〇七・二〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇七・一一九〇・〇七・二〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇七・九一・九〇・〇七・九二の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇七・九一・九〇・〇七・九二の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇八・一一九〇・〇八・四〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇八・一一九〇・〇八・四〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇八・九〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇八・九〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇九・一一九〇・〇九・三〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇九・一一九〇・〇九・三〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・〇九・九一・九〇・〇九・九九の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・〇九・九一・九〇・〇九・九九の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・一〇・一一九〇・一〇・六〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・一〇・一一九〇・一〇・六〇の項の材料からの変更を必要としない。)

第九〇・一〇・九〇の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九〇・一〇・九〇の項の材料からの変更を必要としない。)

官 報 (号 外)

九〇二八・九〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・一〇九〇二九・二〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・九〇	第九〇二九・一〇号若しくは第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・一〇九〇三〇・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・一〇九〇三二・八〇	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・九〇	第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・一〇九〇三二・八九	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・九〇一九〇三二・〇〇	第九〇三二・九〇号若しくは第九〇三二・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九一一・一〇九一一・八〇	からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・〇一―項から第九一・一〇項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一・九〇	第九一一・一〇号から第九一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一・一〇号から第九一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一・二〇	第九一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一・九〇	第九一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一二・二〇	第九一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一二・九〇	第九一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一三・一〇	第九一三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一四・一〇	第九一四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一―項から第九二・〇九項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二・〇一―項から第九二・〇九項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------	--

九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一―項から第九三・〇七項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一―項から第九三・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------	--

第九九部 武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）
第九三類 武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一―項から第九三・〇七項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一―項から第九三・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------	--

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・二〇一九四〇一・八〇

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇二・二〇一九四〇二・八〇

第九四〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇三・二〇一九四〇三・九〇

第九四〇三・一〇号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇四・二〇一九四〇四・二九

第九四〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇五・二〇一九四〇五・九九

第九四〇五・一〇号から第九四〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇六・二〇一九四〇六・五〇

第九四〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇六・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇七・二〇一九四〇七・一〇

第九四〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇七・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇八・二〇一九四〇八・四〇

第九四〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇八・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四〇九・二〇一九四〇九・二〇

第九四〇九・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇九・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九四一〇・二〇一九四一〇・五〇

第九四一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四一〇・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五〇一・二〇一九五〇一・八〇

第九五〇一・一〇号から第九五〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五〇一・一〇号から第九五〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇二・二〇一九五〇二・八〇

九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇三・二〇一九五〇三・九〇

九五〇三・一〇号から九五〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇三・一〇号から九五〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇四・二〇一九五〇四・二九

九五〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇四・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇五・二〇一九五〇五・九〇

九五〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇五・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇六・二〇一九五〇六・五〇

九五〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇六・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇七・二〇一九五〇七・一〇

九五〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇七・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇八・二〇一九五〇八・四〇

九五〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇八・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五〇九・二〇一九五〇九・二〇

九五〇九・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五〇九・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五一〇・二〇一九五一〇・五〇

九五一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五一〇・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九五一一・二〇一九五一一・五〇

九五一一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五一一・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

官 報 (号 外)

第二部 美術品、収集品及びこつとう (第九七類)

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九六〇八・六〇一九六二・二二〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九六一三・一〇一九六二・三八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九六一三・九〇一九六一八・〇〇〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

九七・〇一・一九七・〇六	第九七・〇一から第九七・〇六項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること (第九七・〇一から第九七・〇六項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
--------------	--

附属書三 (第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項

- 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
- 証明番号
- 産品の原産国
- 仕入書の番号及び日付
- 輸送手段の詳細 (判明している場合)
- 統一システムの関税分類番号
- 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
- 数量 (単位)
- 原産性の基準
- 備考 (例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用)
- 輸出者の申告
- 証明
- (a) 統一システムの第一六類の産品については、IOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる材料並びに当該漁船の船名、登録番号及び国籍 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)
- (b) 統一システムの第一八類又は第二〇類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)
- (c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各号の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)

附屬書四（第六章関係） 第六十一条に関する分野別附屬書

電気製品に関する分野別附屬書

第一部 適用範囲

1 この分野別附屬書は、第二部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続について適用する。

2 この分野別附屬書の適用上、登録基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める製品の認証を行う適合性評価機関のための基準に適合するものでなければならぬ。

3 第二部にいう「改正」には、次の事項を含むことが了解される。

(a) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(b) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(c) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第二部 関係法令及び運用規則並びに登録当局

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

日 本 国	フィリピン
一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九十四号）及びその改正 二 フィリピン消費者法（共和国法第七千三百九十四号）及びその改正 三 フィリピン製品認証制度に関する省令千九百九十七年第一集及びその改正

四 輸入商品許可制度に関する省令二千一年第五集及びその改正

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

日 本 国	フィリピン
一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正 三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正 四 電気用品の技術上の基準を定める省令第二項の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成一四・〇三・一三商第六号）及びその改正 五 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正	一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九十四号）及びその改正 二 フィリピン消費者法（共和国法第七千三百九十四号）及びその改正 三 フィリピン製品認証制度に関する省令千九百九十七年第一集及びその改正 四 市場の監視及び取締りに関する省令二千二年第二集及びその改正 五 輸入商品許可制度に関する省令二千一年第五集及びその改正

第三節 登録基準を定める関係法令及び運用規則

日 本 国	フィリピン
一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正 二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九十四号）及びその改正 二 フィリピン消費者法（共和国法第七千三百九十四号）及びその改正

三 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及びその改正

三 適合性評価機関の認定に関する省令千九百九十七年第六集及びその改正

四 試験所及び校正機関の認定に関する省令千九百九十五年第十三集及びその改正

第四節 登録当局

日 本 国	フ イ リ ピ ン
経済産業省又はこれを承継する当局	貿易産業省製品基準局又はこれを承継する当局

附属書五(第七章関係) 金融サービス

第一節 適用範囲及び定義

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第七十一条(t)に規定するサービスの提供をいう。

2 (a) この附属書の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであつて締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)から成り、次の活動を含む。

(aa) 保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険(共同して行う保険を含む。)

(AA) 生命保険

(BB) 生命保険以外の保険

(B) 再保険及び再々保険

(C) 保険仲介業(例えば、保険仲立業、代理店業)

(D) 保険の補助的なサービス(例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス)

(bb) 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

(A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B) すべての種類の貸付け(消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。)

(C) ファイナンス・リース

(D) すべての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。)

(E) 保証

(F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引(取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。)

(AA) 短期金融市場商品(小切手、手形及び預金証書を含む。)

(BB) 外国為替

(CC) 派生商品(先物及びオプションを含む。)

(DD) 為替及び金利の商品(スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。)

(EE) 譲渡可能な有価証券

(FF) その他の譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)

(G) すべての種類の有価証券の発行への参加(公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)

(H) 資金媒介業

(I) 資産運用(例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス)

(J) 金融資産(有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。)(J)のための決済及び清算の

サービス

- (K) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
- (L) (A)から(K)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含めない。
- (iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。
- (aa) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
- (bb) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。
- (iv) 第七十一条(n)に規定する「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。
- (aa) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
- (bb) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
- (cc) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
- (b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(bb)又は(cc)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第七十一条(n)に規定する「サービス」には、当該活動を含める。
- (c) 第七十一条(o)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。
- (d) 第二条(b)の規定は、附属書七第一部Bの小分野「銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）」に記載する「現行の」の語には、適用しない。

第二節 国内規制

- 1 第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。
- 2 第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節 承認

- 1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であつて国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基ついて又は一方的に行うことができる。

- 2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節 紛争解決

- 信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第五十三条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

第五節 新たな金融サービス

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が当該一方の締約国の区域内において新たな金融サービスを提供するために行う申請を客観的に検討する。新たな金融サービスの提供については、当該一

方の締約国の関連する免許に係る要件、制度上の要件、法的形態に係る要件その他の要件に基づき、かつ、当該一方の締約国が無差別の原則の下に行う承認を条件とする。

2 1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、既存の若しくは新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態様であつて、一方の締約国の区域内では提供されていないが他方の締約国の区域内では提供されているものを含む。

附属書六(第七章関係) 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

第一部(第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条関係) 特定の約束に係る表

A 日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表(千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNSⅠWⅠ二〇)及び暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針(二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号)に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十一条(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第七十五条3の規定に基づき特定の分野又は小分野に「SS」を記載することは、「約束しない。＊」と記載したサービスの提供の態様に關し、日本国がいかなる措置を維持し、又は採用することも妨げるものではない。

5 「SS＊」とは、第七十五条3の規定が、第七十二条及び第七十三条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に關し、サービスの提供の態様(4)についてのみ適用されることをいう。

6 個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

7 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないもので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。

8 この特定の約束に係る表において日本国の法令の名称に言及するときは、この協定が効力を生ずる時ににおけるその改正を含むものとする。

分野ごとに行う特定の約束

分野	SS	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1 実務サービス A 自由職業サービス (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (八六二)	SS	(1) サービスは、自然人又は弁護士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有	(1) 制限しない。	

(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス (八六一*) (a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。 (i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成 (ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下「管轄地」という。）	
SS (1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。 (1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である。 (3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認められる。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。	する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

サービスの提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。 法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。	(b) 親族関係若しくは相続に関する法律事件であつてその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件についての活動 サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であつてその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件についての活動 (iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件についての活動 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。 (b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。
---	--

(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。 (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。	(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (八六一**) SS (1) サービスは、自然人又は司法書士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (1) 制限しない。	(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス SS (1) サービスは、自然人又は行政書士法人(注)が提供しなければならない。 (1) 制限しない。 (2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (4) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
供する法律サービス (八六一**) 注 日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。	(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (八六一**) SS (1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (4) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (八六一**) SS (1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (1) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (八六一九、八六一二、八六一三、八六一九)	SS	よって構成されるものをいう。 (2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供する。 (4) 業務上の拠点が必要である。
注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	SS	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 特許業務法人については、業務上の拠点は必要である。
		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		(2) 制限しない。

(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス (八六一**)	SS	ある。 (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。 (1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。
注 日本国の法律による土地家屋調査士とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	SS	(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士(注)が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 土地家屋調査士については、業務上の拠点は必要である。 土地家屋調査士については、業務上の拠点は必要である。
		(3) 制限しない。 (4) 制限しない。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。

	(b) 会計、監査及び簿記のサービス (八六二)	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	(4) 土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
	SS	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。
	(2) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 (3) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。	
	(c) 税務サービス (八六三)	(1) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(4) 監査法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。
	SS	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。
	(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 (3) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 (4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (八六七二、八六七三、八六七四(注)、八六七五(注)、八六七六(注)、八六七七(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。	(d) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス (八六七一、八六七二(注)、八六七三(注)、八六七四(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。	(d) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (八六七二、八六七三、八六七四(注)、八六七五(注)、八六七六(注)、八六七七(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。
SS	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(j) 助産師、看護師、理学療法士及び准医療従事者	(i) 獣医サービス (九三二)	(h) 医師及び歯科医師サービス (九三二)	(g) 都市計画及び景観設計 (八六七四(注)) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。
SS	SS	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

により提供されるサービス (九三一九)	B 電子計算機サービス及び関連のサービス(航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。) (八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)	C 研究及び開発のサービス (a) 自然科学の研究及び開発のサービス (八五一) (b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス	ス (八五二) (c) 学際的な研究及び開発のサービス (八五三)	D 不動産に係るサービス (a) 所有し、又は賃借する不動産(日本国内にあるもの)に係るサービス (八二二)	(a) 所有し、又は賃借する不動産(日本国外にあるもの)に係るサービス (八二二)
(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産(日本国内にあるもの)に係るサービス (八二二)	(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産(日本国外にあるもの)に係るサービス (八二二)	E 運転者を伴わない賃貸サービス (a) 船舶(注)に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三〇三)	注 日本国の船舶を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しななければならない。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国籍を有するもの	(b) 航空機(注)に関する運転者を伴わない賃貸
(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 内航船舶賃渡業については、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。

(d) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない貨物サービス (八三二〇六―八三二〇九) (八三二一)	(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない貨物サービス (八三二〇一、八三二〇二、八三二〇五)	上が日本国の者によって占められているもの	サービス (八三一〇四) 注 日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならぬ。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者に
SS	SS		
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(3) 制限しない。 (4) 約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(3) 制限しない。 (4) 約束しない。

(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス (八六七六三*) (a) 特定計量器の定期検査のサービス (b) 特定計量器の検定のサービス (c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (d) 計量証明に使用する特定計量器の検査の	(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス (計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。） (八六七六*)	(d) 経営相談に関連するサービス (八六六〇一、八六六〇九)	(c) 経営相談サービス (八六五)	(b) 市場調査及び世論調査のサービス (八六四)	F その他の実務サービス (a) 広告サービス (八七一)
SS	SS	SS	SS	SS	SS
(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(e) サービス 特定計量証明事業者 に対する認定 (f) 計量器の校正等の サービス	(f) 農林業及び狩猟に付随 するサービス (八八一)	(h) 鉱業に付随するサービ ス (八八三、五一一五)	(i) 製造業に付随するサー ビス (a) 航空機産業、火薬類 製造業、皮革及び皮革 製品製造業、武器産 業、宇宙開発産業並び に生物学的製剤製造業 (八八四**、八八五)
(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に従って提供しなければならない。 (4) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。
(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。

(b) (a)に規定するサービ ス以外の製造業に付随 するサービス	(j) エネルギー流通に付随 するサービス (八八七) (a) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う電気 の託送サービス (b) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う熱供 給の託送サービス	(k) 次に掲げる職業以外の ものについて日本国内に おいて人員をあつせんす るサービス(求職及び求 人の申込みに基づき求職 者と求人者との間に雇用 関係を成立させるための サービスに限る。)	(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障 を及ぼすおそれがある ものとして厚生労働省 令で定めるもの(現在 定めていない。)
(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。 (4) 約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。 * (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。 * (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 制限しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。

(1) 警備業 (八七三。ただし、八七三〇一を除く。)	(1) 調査サービス (八七三〇一)	(d) (c) 警備 あらかじめ労働政策 審議会の意見を聴いた 上で政令で定める業務 (例えば、医療関係業 務) (八七二〇三、八七二〇 九)	(k) 次に掲げる業務以外の ものについて日本国内 (注)において人員を提 供するサービス(サービ ス提供者が雇用する労働 者を当該サービス提供者 との間の雇用関係を維持 しつつ、他の者の指揮の 下に労働に従事させるた めに派遣するサービスに 限る。) 注 労働者について は、企業内の転任を 通じて日本国外から 派遣してはならな い。 (b) (a) 港湾運送サービス 建設工事	(二)
SS*	SS		(1) 業務上の拠点が必要であ る。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要であ る。	
(1) 業務上の拠点が必要であ る。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		

(m) 日本国内の土地の測量 サービス (八六七五三、八六七五 四)	(n) 科学及び技術に関連す る相談サービス(石油、 石油製品、ガス及び鉱物 に関連するサービス (注)) (八六七五一、八六七五 二) 注 鉱業法により、鉱 業権及び租鉱権を必 要とするサービスを 除く。	(m) 科学及び技術に関連す る相談サービス(石油、 石油製品、ガス、鉱物及 び測量に関連するサービ スを除く。)	SS	SS	(4) 約束しない。
(1) 基本測量(注1)又は公 共測量(注2)の測量成果 を使用することなく実施す る測量、局地的測量及び高 度の精度を必要としない測 量以外の測量については、 業務上の拠点が必要であ る。 注1 「基本測量」と は、すべての測量の 基礎となる測量で、 国土交通省国土地理 院の行うものをい う。 注2 「公共測量」と は、基本測量以外の 測量のうち、局地的 測量及び高度の精度	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 約束しない。

(p) 写真サービス	(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九)	(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 (六三三、八八六一―八八六)	(m) 日本国外の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)	
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。 (2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 (4) (3) 制限しない。 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(2) 制限しない。 (4) (3) 制限しない。 制限しない。

(b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの (注) 注 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）に規定する債権以外の債権を譲り受け	(t) 回収代行のサービス (八七九〇二**) (a) 法律事件に係る法律業務を構成しないもの	(t) 信用調査のサービス (八七九〇一)	(s) 会議サービス (八七九〇九)	(r) 印刷及び出版のサービス (八八四四二)	(q) こん包サービス (八七六)	(八七五)
SS	SS	SS	SS	SS	SS	
(1) サービスは、自然人（注）、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならぬ。 注 この分野における「自然人」とは、日本の法律により「弁護士	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

て回収する場合を
除く。

(t) 貿易見本市及び展覧会	(t) 専門デザイン・サービ ス (八七九〇七)	(t) 郵便物の発送のサービス (八七九〇六)	(t) 翻訳及び通訳のサービ ス (八七九〇五)	(t) 複製のサービス (八七九〇四)	(t) 電話応答のサービス (八七九〇三)	(t) 土としての資格を有 する弁護士をいう。
SS	SS	SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(t) の開催に係るサービス (八七九〇九)	(t) エネルギー製造業に付 随するサービス(熱供給 業及び石油産業に関連す るもの)	(t) 2 通信サービス B クレーン・サービス(注)
SS	SS	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物			
C 電気通信サービス (a) 基本電気通信サービス (b) 音声電話サービス (七五二一) (c) パケット交換データ伝送サービス (七五二三)	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社 (注)への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。	日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。
(c) 回線交換データ伝送サービス (七五二三) (d) テレックス・サービス (七五二三) (f) ファクシミリ・サービス (七五二一、七五二九) (g) 専用回線サービス (七五二二、七五二三) (o) その他	注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	

日本国の追加的な約束
適用範囲
この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義
(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電

電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によつて専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、(f)の電気通信事業者以外の電気通信事業者をいう。

競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1 反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供すること、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができないようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者その他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金に基づき、自己の同種のサービスの提供していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によつて提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された(注)、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的

的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

2.3 (c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際の又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であつて、明確に定められ、及び妥当なもの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

2.6 主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

相互接続に関する取決めの透明性

2.7 主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

相互接続に関する紛争解決

2.8 主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

2.9 (a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとする場合は、要求されない。

(e) 電報サービス (七五二二)

(1) 約束しない。

(2) 約束しない。

(3) 約束しない。

(4) 約束しない。

(1) 約束しない。

(2) 約束しない。

(3) 約束しない。

(4) 約束しない。

(1) 約束しない。

(2) 約束しない。

(3) 約束しない。

(4) 約束しない。

3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス A 建築物に係る総合建設工事 (五二二) B 土木に係る総合建設工事 (五二三) C 設置及び組立工事				D 音響・映像サービス (a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (九六一) (b) 映画の映写サービス (九六二) (c) ラジオ及びテレビのサービス (九六三) (d) ラジオ及びテレビの放送サービス (七五二四) (e) 録音サービス				(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引の処理を含む。) (八四三*) (o) その他			
SS				SS				SS			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			

4 流通サービス A 問屋サービス (六二二、六二二一、六二二二、六二二〇) B 卸売サービス (六二二、六二二一、六二二三、六二二〇) C 小売サービス (六三一、六三二、六三一〇、六三二〇、六三二一) D フランチャイズ・サービス (八九二九) (a) 石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場(注)において提供されるサービス以外のもの 注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品(野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。)又は花の間屋及び卸				D 建築物の仕上工事 (五一七) E その他 (五一、五一五、五一八) これらのサービスで鉱業に関連しないもの			
SS							
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。			

売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。	(b) 石油及び石油製品に關連するもの	(c) アルコール飲料に關連するもの		(d) 公共卸売市場において提供されるもの
SS	SS	SS	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従つて提供しなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位 その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。			
注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4) 約束しない。	(4) 約束しない。 人であつて、営利目的でないものをいう。	
注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(4) 約束しない。	
注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位	C 高等教育サービス(注1)(注2) (九二二、九二三) 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。		
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		

その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	D 成人教育サービス（注1）（注2） （九二四） E その他の教育サービス（注1）（注2） （九二九） 注1 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注2 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみの提供をする。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
---	--	----	--	--	--

6 環境サービス A 汚水サービス（九四〇一）	B 廃棄物処理サービス（九四〇二）	C 衛生サービス及びこれに類似するサービス（九四〇三）	D その他 排気ガス処理サービス（九四〇四） 騒音除去サービス（九四〇五）	7 金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 日本国は、第七章、附属書五及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。 日本国は、附属書五第二節一の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくフィリピンの区域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十一条(ii)の規定に基づいて提供されるサービスであると	SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。					
------------------------------------	--------------------------	------------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

認める。		A 保険及び保険関連のサービス	
SS*		第七十一条(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十二条から第七十四条までの規定及び附属書五の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	
(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が		(1) 制限しない。	
必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 (2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶		(2) 制限しない。	
8 A 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス		B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	
SS**		SS*	
(1) 約束しない。*		(4) 約束しない。 (3) 制限しない(注)。 注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	
(1) 約束しない。*		(4) 約束しない。 (3) 制限しない。	
(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。		(4) 約束しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	

(九三二)		B その他人に関する健康サービス 救急車において行われる医療サービス (九三二)		病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス (九三二)		安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)に規定する採血サービス (九三二)		C 社会事業サービス(保育サービスを除く。) (九三二。ただし、九三二一を除く。)		9 観光サービス及び旅行に関するサービス A ホテル及び飲食店のサービス B ホテル及び飲食店のサービス(仕出しサービス)	
SS**		SS**		SS**		SS**		SS**		SS	
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)
制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。
外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。	
(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)
約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。
外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。	
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)
制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。
外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。	
(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)	(3)
約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。	約束しない。
外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。		外国資本の参加に制限がないことを除くほか、約束しない。	

平成十八年十二月六日 参議院会議録第十七号(その二)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

物の保存サービスを含む 博物館サービス (九六三二)	その他の文化サービス (九六三三)	D スポーツその他の娯楽の サービス スポーツに係るサービ ス (九六四二) 遊園地及び海水浴場の サービス (九六四九)	その他の娯楽のサービ ス(他の分野に分類され ていないものを除く。) (九六四九)	11 運送サービス A 海上運送サービス(補助 的なサービスを除く。) (a)、(b) 国際海上運送サー ビス(旅客及び貨物の運 送サービスを含む。) (七二二一、七二二二)
SS	SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 制限しない。	(2) (1) 制限しない。 制限しない。	(1) (a) 定期船貨物の運送につ いては、制限しない (注)。 (b) ばら積み貨物の運送そ の他の外航海運(旅客運 送を含む。)について は、制限しない(注)。 注 日本国の船舶運航 事業者が外国又は外 国の公共団体若しく はこれに準ずるもの によって不利益な取 扱いを受けている場 合において、対抗上
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 制限しない。	(2) (1) 制限しない。 制限しない。	(1) (a) 定期船貨物の運送につ いては、制限しない (注)。 (b) ばら積み貨物の運送そ の他の外航海運(旅客運 送を含む。)について は、制限しない(注)。 注 日本国の船舶運航 事業者が外国又は外 国の公共団体若しく はこれに準ずるもの によって不利益な取 扱いを受けている場 合において、対抗上
				次のサービスは、国 際海上運送提供者に対 し、合理的かつ差別的 でない条件で利用可能 となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き 船のサービス (c) 食料供給、給油 及び給水のサービ ス (d) ごみ収集及び廃 棄物処理のサービ ス
				(3) (a) 日本国の船舶を有する 船舶の運航を目的とする 登録会社の設立について は、制限しない。ただ し、船舶について日本国 の船籍を取得するには、 国籍要件(注)を満たす 必要がある。 注 この分野において 「国籍要件」とは、 船舶を次のいずれか の者が所有しなければ ならないことをい う。 (a) 日本国籍を有す る自然人 (b) 日本国の法律に よって設立された 法人であつて、そ の代表者の全員及
				(3) (a) 日本国の船舶を有する 船舶の運航を目的とする 登録会社の設立について は、制限しない。ただ し、船舶について日本国 の船籍を取得するには、 国籍要件(注)を満たす 必要がある。 注 この分野において 「国籍要件」とは、 船舶を次のいずれか の者が所有しなければ ならないことをい う。 (a) 日本国籍を有す る自然人 (b) 日本国の法律に よって設立された 法人であつて、そ の代表者の全員及
(e) ポートキャプテ ン・サービス (f) 航行補助サービ ス (g) 陸岸において行 うサービスであつ て、船舶の運航に 不可欠なもの(通 信、給水及び電気 の供給を含む。) (h) 応急の修理サー ビス (i) びよう泊及び係 留のサービス				

(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船舶を有する船舶を除く。）の貨貨（七二二三） A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理（八八六八*）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	び業務を執行する 役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船舶を有する船舶において働くことはできない。
SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならぬ。	SS	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	び業務を執行する 役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船舶を有する船舶において働くことはできない。
SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	SS	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	び業務を執行する 役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船舶を有する船舶において働くことはできない。
コンテナ・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野	SS	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供	(e) 押し船及び引き船のサービス（七二二四） (f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九） SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。
注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の申請を適用することができる。	注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の申請を適用することができる。	(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。	(4) 制限しない。
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

における特定の約束に関する注釈3に定義するもの)	者に付与する免許の数は、制限することができ(注)。 注 公有地を使用する場合に、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができ(注)。 注 公有地を使用する場合に、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができ(注)。 注 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができ(注)。 注 公有地を使用する場合に、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができ(注)。 注 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができ(注)。 注 公有地を使用する場合に、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができ(注)。		海上運送の代理店サービス(海上運送サービス(補助的なサービスを含む)の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの)	海上貨物利用運送サービス(海上運送サービス(補助的なサービスを含む)の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの)
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 業務上の地点が必要である。 (2) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。 (3) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。 (2) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。

(4) 業務上の地点が必要である。 (4) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。	(4) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。
---	---

海上運送サービス(補助的なサービスを含む)の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者(注1)は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件(注2)で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船舶証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に(後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。)とることができることをいう。

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の地点」とは、フィリピンの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七十一条(i)に基づいて提供されるサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接に連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売(見積りから仕入書の作成までの活動を含む。)を行うこと(サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者と業務上の取決めに確立している他のサービス提供者が行うものに限る)。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス(一貫したサービスの提供に必要なすべての形態の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含む、航空運送サービスを含まない。)を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段(コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。)により業務上の情報を提供すること(ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする)。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において人員を採用すること(ただし、外国の人員の場合には、第九章(自然人の移動)に定める約束に従うことを条件とする)。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動(ターミナルオペレーターの活動を含む、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含む)を含む。

い。をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、パン詰め、パン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的區域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを手入れし、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送サービス			
(d) 船舶の保守及び修理サービス (八八六八*)	SS	(1) 約束しない。 *	
		(2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	
(e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四)	SS	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七四五四、七五五九)	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

C 航空運送サービス (d) 第七十一条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス		SS		(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。	(4) 制限しない。
(e) 第七十一条(k)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング		SS		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(e) 第七十一条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス		SS		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
D 宇宙運送 (七三三三)		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。
E 鉄道運送サービス (a) 旅客運送 (七二二二)		SS		(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(b) 貨物運送 (七二二二)		SS		(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(c) 押し列車及び引き列車のサービス		SS		(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
				(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(4) 制限しない。

(七二三)		(4) (3)	制限しない。 制限しない。	(4) (3)	制限しない。 制限しない。
(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス (八八六八*)	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 約束しない。 * 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 約束しない。 * 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(d) 鉄道運送機器に関する 運転者を伴う貨貸	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(e) 鉄道運送サービスの支援サービス (七四三)	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 制限しない。	
F 道路運送サービス (a) 旅客運送 (七二二一、七二二二、七二二三、七二二四、七二二五)	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 約束しない。 * 制限しない。 サービス提供者の数、サービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。	(1) 約束しない。 * 制限しない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	
(b) 貨物運送 (七二三)	SS	(1) (2) (3)	(1) 約束しない。 * 制限しない。 サービス提供者の数、業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 * 制限しない。 制限しない。	

(c) 運転者を伴う商業用車両の貨貸 (七二二四)	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス (六二二、八八六七)	SS	(1) (2)	(1) 約束しない。 * 制限しない。	(1) 約束しない。 * 制限しない。	
(e) 道路運送サービスの支援サービス (七四四)	SS	(1) (2) (3) (4)	(1) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。 制限しない。 自動車運送サービスの提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 自動車運送サービスの提供者に付与する免許の数は、制限しない。	
G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送 (七三三) (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然		(1) (2)	(1) 約束しない。 制限しない。	(1) 約束しない。 制限しない。	

ガスの輸送サービス		(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス		(b) 燃料以外の物品の輸送サービス (七一三九)		H すべての形態の輸送の補助的なサービス (a) 貨物取扱サービス(海上運送サービスに関連するサービスを除く。) (七四一)		(b) 倉庫サービス(石油及び石油製品に関連するサービスを除く。) (七四二)		(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス (七四二)		(c) 貨物運送代理店サービス(海上貨物利用運送サービスを除く。) (七四八)	
SS		SS		SS		SS		SS		SS		SS	
(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。	(4) 約束しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 約束しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(4) 約束しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 約束しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。

(d) 通関業サービス(日本の税関に関連するもの)		12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス (九五、九七、九八、九九) 家事支援サービス(社会事業サービスに分類されているサービスを除く。)	
SS		SS	
(1) 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。
(3) 制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 *	(2) 制限しない。

(フィリピンの特定の約束に係る表は省略)

第二部(第七十六条関係) 最恵国待遇の免除に係る表
A 日本国の最恵国待遇の免除に係る表

分 野	第七十六条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況(注)
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス(複合運送サービス(注)に関連するサービスを含む。)を提供するための営業許可又は政府による登録は、公正な事業活動が確保されない場合には、認められない。 注、「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスで	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	フィリピンにおいて、海上貨物利用運送サービス(複合運送サービスを含む。)を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。

国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）		あつて、複合運送の事業者（日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。	日本国の船舶運航事業者がフィリピンにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。
日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。		(a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積み込み又は取卸し		
電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七十一条(ロ)の規定に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特惠的な待遇を与えることができる。		無期限	効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。	
日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特惠的な待遇を与えることができる。		無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。	
日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特惠的な待遇を与えることができる。		無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。	

（フィリピンの最恵国待遇の免除に係る表は省略）

（フィリピンの最恵国待遇の免除に係る表は省略）

1 各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し当該締約国が付する留保について、第九十四条1の規定に従つて記載するものである。

(a) 第八十九条（内国民待遇）

(b) 第九十条（最恵国待遇）

(c) 第九十三条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

(h) 段階的撤廃。「段階的撤廃」には、この協定の効力発生の日の後に実施される自由化に関する約束がある場合には、当該約束を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第八章の関連規定に照らし、かつ、次の(a)及び(b)の規定に従つて解釈する。

(a) 「段階的撤廃」は、現行の措置が1に規定する義務に適合しない点に関する段階的撤廃について定める場合には、その他のすべての事項に優先する。

(b) (a)に規定する場合を除くほか、「措置」は、その他のすべての事項に優先する。

4 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

一 A 日本国の表

分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	
産業分類	J S I C 〇一九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業 内国民待遇（第八十九条） 最恵国待遇（第九十条） 中央政府
留保の種類	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条
政府の段階	日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
措置	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
概要	(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附屬書において「千九百七十八年のU P O V条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
	(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合
段階的撤廃	約束しない。

分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六二一 中小企業等金融業
留保の種類	内国民待遇（第八十九条）
政府の段階	中央政府
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。

三		四		五	
分野	産業分類	分野	産業分類	分野	産業分類
熱供給業	J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府	情報通信業	電気通信業 J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七四一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第八十九条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十三条） 中央政府	情報通信業	電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七二一* 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二二* 長距離電気通信業 J S I C 三七二九* その他の固定電気通信業 J S I C 三七三一* 移動電気通信業 J S I C 四〇一一* インターネット付随サービス業 （J S I Cの番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに
留保の種類	概要	留保の種類	概要	留保の種類	概要
熱供給業	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 約束しない。	電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない者 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。 約束しない。	電気通信業	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない者 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。 約束しない。

留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 限られることを示す。） 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 約束しない。	六 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 製造業 医薬品製造業 J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	七 分野 小分野 産業分類 製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一二五七 J S I C 一二五九* 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一七九四** ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 二〇二一 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二二 ぬめし革・同製品・毛皮製造業 J S I C 三三三四* 運動用具製造業 （J S I C の番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。） （J S I C の番号に付された二個の星印（**）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。） 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資
八 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第八十九条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十三条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。 約束しない。	九 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 鉱業 J S I C 〇五 鉱業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 約束しない。	十 分野 小分野 産業分類 石油業 J S I C 〇五三 J S I C 一八一 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一八二 石油精製業 J S I C 一八四* 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一八九九* 舗装材料製造業 J S I C 四七一* 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七二* 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 五二二* 冷蔵倉庫業 J S I C 五二二* 石油卸売業 J S I C 六〇三一 ガソリンスタンド J S I C 六〇三二* 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） J S I C 九〇九九* 他に分類されないその他の事業サービス業 （J S I C の番号に付された星印（*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち石油業に関連するものに限られることを示す。） （J S I C の番号に付された二個の星印（**）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の

十一	十二
留保の種類 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行うとする 外国投資家について適用する。もともと、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他すべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 約束しない。 段階的撤廃 分野 小分野 産業分類 J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業 J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六二二四 農業協同組合 J S I C 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 概要 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、二A七の項で規定されているものを除く。）	留保の種類 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、二A七の項で規定されているものを除く。）への投資を行うとする外国投資家について適用する。 約束しない。 段階的撤廃 分野 小分野 産業分類 J S I C 七九一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、二A七の項で規定されているものを除く。）への投資を行うとする外国投資家について適用する。 約束しない。 概要 警備業 J S I C 九〇六一 警備業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 約束しない。

十三	十四
分野 小分野 産業分類 運輸業 航空運輸業 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第八十九条） 最惠国待遇（第九十条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三章 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。 約束しない。 段階的撤廃 分野 小分野 産業分類 運輸業 航空運輸業 J S I C 四六一一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	段階的撤廃 分野 小分野 産業分類 運輸業 航空運輸業 J S I C 四六一一 航空機使用業（航空運送業を除く。）

十六	分野	段階的撤廃	留保の種類	政府の段階	措置	概要
	運輸業	約束しない。	内国民待遇 (第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止 (第九十三条)	中央政府	外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三章 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十七	分野	段階的撤廃	留保の種類	政府の段階	措置	概要
	運輸業	約束しない。	貨物利用運送事業 (航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	特定措置の履行要求の禁止 (第九十三条)	中央政府	貨物利用運送事業法 (平成元年法律第八十二号) 第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則 (平成二年運輸省令第二十号) 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義

十八		十九		二十	
段階的撤廃	概要 留保の種類 留保の段階 措置 留保の種類 留保の段階 措置	段階的撤廃	概要 留保の種類 留保の段階 措置	段階的撤廃	概要 留保の種類 留保の段階 措置
約束しない。 に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	運輸業 小分野 産業分類 J S I C 四二 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇 (第八十九条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 小分野 産業分類 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業	運輸業 小分野 産業分類 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇 (第八十九条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。上水道業の用に供される設備の全部又は一部及び部品の製造は、上水道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 小分野 産業分類 J S I C 四二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇 (第八十九条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条	運輸業 小分野 産業分類 J S I C 四二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇 (第八十九条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条

二十一	二十二
概要 留保の種類 留保の段階 措置 留保の種類 留保の段階 措置	概要 留保の種類 留保の段階 措置 留保の種類 留保の段階 措置
運輸業 小分野 産業分類 水運業 内国民待遇 (第八十九条) 最恵国待遇 (第九十条) 中央政府 船舶法 (明治三十二年法律第四十六号) 第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。 約束しない。	上水道業 小分野 産業分類 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇 (第八十九条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 約束しない。

(フィリピンの表は省略)

第二部 将来の措置に関する留保

1 各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置又は新たな若しくは一層制限的な措置を維持し、又は採用することのできる特定の小分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十四条3の規定に従って記載するものである。

- (a) 第八十九条 (内国民待遇)
(b) 第九十条 (最恵国待遇)

官 報 (号 外)

(c) 第九十三条(特定措置の履行要求の禁止)
留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 措置。「措置」には、透明性の観点から、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

二 A 日本国の表

分野	小分野	産業分類	留保の種類	概要	措置
すべての分野			内国民待遇(第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)	
				日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。	
				(a) フィリピンの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。	
				(b) フィリピンの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。	
				(c) 後継企業の取締役、理事又は役員に国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	

小分野	産業分類	留保の種類	概要	措置
			内国民待遇(第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)
			指定された法人又は政府機関(以下「法人等」という。)にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された法人等以外の法人等に対して自由化される場合又はこれらの指定された法人等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。	
すべての分野			内国民待遇(第八十九条)	最恵国待遇(第九十条)
			研究及び開発のための補助金については、フィリピンの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	

小分野	産業分類	留保の種類	概要
航空宇宙産業	航空機産業		
	宇宙開発産業		
J S I C 二七一*	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業		
J S I C 二七四*	電子応用装置製造業		
J S I C 二七五*	電気計測器製造業		
J S I C 二七九*	その他の電気機械器具製造業		
J S I C 二八*	情報通信機械器具製造業		
J S I C 二九*	電子部品・デバイス製造業		
J S I C 三〇四	航空機・同附属品製造業		
J S I C 三〇五九*	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
J S I C 三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
J S I C 八七一*	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)		
J S I C 八七二*	電気機械器具修理業		
	(J S I Cの番号に付された星印(*)は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。)		
	内国民待遇(第八十九条)		
	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)		
	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		

[illegible]

七

分野
小分野

漁業

領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業

産業分類

J S I C 〇三一

海面漁業

J S I C 〇三二

内水面漁業

J S I C 〇四一

海面養殖業

J S I C 〇四二

内水面養殖業

J S I C 八四九三

遊漁船業

留保の種類

内国民待遇（第八十九条）

最恵国待遇（第九十条）

特定措置の履行要求の禁止（第九十三条）

日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を

採用し、又は維持する権利を留保する。

この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の

活動を含む。

(a) 水産資源の採取を伴わない調査

(b) 集魚

(c) 漁獲物の保蔵及び加工

(d) 漁獲物及びその製品の輸送

(e) 漁業に使用される他の船舶への補給

措置

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条

留保の種類

内国民待遇（第八十九条）

特定措置の履行要求の禁止（第九十三条）

日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を

留保する。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

J S I C 三〇三*

船舶製造・修理業、船用機関製造業

J S I C 三〇五九*

その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業

J S I C 三〇九九*

他に分類されない輸送用機械器具製造業

J S I C 三三一

電気業

J S I C 三四一

ガス製造工場

J S I C 三四二

ガス供給所

J S I C 三四一三

ガス事業所（本社、営業所等）

J S I C 八七一*

一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）

J S I C 八七二*

電気機械器具修理業

(J S I C の番号に付された星印(*)は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活

動のうち原子力産業に関連するものに限定されることを示す。)

八	分野 小分野 産業分類 留保の種類	措置 概要	八	分野 小分野 産業分類 留保の種類	措置 概要
情報通信業 放送業 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	内国民待遇(第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)	土地取引に関する事項	最恵国待遇(第九十条)	日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、フィリピンにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内におけるフィリピンの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
内国民待遇(第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五十五条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十一条の八及び第五十二条の十三	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	内国民待遇(第八十九条)	最恵国待遇(第九十条)
内国民待遇(第八十九条)	特定措置の履行要求の禁止(第九十三条)	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	内国民待遇(第八十九条)	最恵国待遇(第九十条)

(フィリピンの表は省略)

附属書八(第九章関係) 自然人の移動に関する特定の約束

第一部 日本国の特定の約束

日本国は、この附属書の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるフィリピンの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 短期の商用訪問者

業務連絡(物品又はサービスの販売のための交渉を含む。)その他これに類似する活動(日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。)に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスの提供に従事することなく日本国に滞在するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 企業内転勤者

1 フィリピンの自然人(日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する法人又は日本国内において投資を行う法人によって雇用されているものに限り。)であつて、当該法人の日本国における支店若しくは代表事務所に移転するもの又は当該法人が所有し、若しくは支配し、若しくは当該法人と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される法人に移転するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- 役員又は監査役として法人を管理する活動
- 法人の一又は二以上の部門を管理する活動
- 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)で定められている「技術」の在留資格において認められるもの
- 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 この附属書の規定の適用上、法人が他の法人と「関連」するとは、当該他の法人が、当該法人の

財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

- 2 1(d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育(学士)若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動
- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動
- (c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 自由職業サービスに従事するフィリピンの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するフィリピンの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

- (f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節

日本国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事するフィリ

ピンの自然人

- 1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であつてサービスの提供に係るものに従事するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの
- (b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

- 2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育(学士)若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節 日本国にある公私の機関との間の契約又は日本国にある公私の養成のための施設への入学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するフィリピンの自然人

- 1 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するフィリピンの自然人であつて、付録二に定めるもの(実施取極に従つてフィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報され、かつ、日本国政府が指定する日に日本国に入国するものに限り。)については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法律に基づく看護師(以下この節において「看護師」という。)としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づき病院を設立している公私の機関であつて、日本国にあるもの(日本国の法令に従つて日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には日本国の権限のある当局が紹介したものに限り。)との個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修 (ii) 当該研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じて当該病院における必要な知識及び技術の修得 (b) 日本国の法律に基づく介護福祉士（以下この節において「介護福祉士」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づき介護施設を設立している公私の機関であつて、日本国にあるもの（日本国の法令に従つて日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には日本国の権限のある当局が紹介したものに限る。）との個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。 (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修 (ii) 当該研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じて当該介護施設における必要な知識及び技術の修得 (c) 介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国にある公私の介護福祉士の養成のための施設であつて日本国の法令に基づくものへの入学の許可に基づいて行われることを条件とする。 (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修 (ii) 当該研修の修了後、当該養成のための施設における必要な知識及び技術の修得。この場合において、当該養成のための施設における養成の課程の期間は、四年を超えないものとする。 注釈1 この1に規定する看護師の監督の下での研修、介護福祉士の監督の下での研修、病院、介護施設、公私の介護福祉士の養成のための施設及び個人的な契約については、日本国政府がフィリピン政府に通報した条件を満たすものとする。 注釈2 日本国は、日本国政府がフィリピンの自然人の言語能力がこの1(a)(ii)、(b)(ii)又は(c)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該フィリピンの自然人についてこの1(a)(i)、(b)(i)又は(c)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。 注釈3 この1(a)の規定に関し、フィリピンの自然人は、通常の状態においては、付録一に定める最長	の滞在期間内に、出願に基づき及び日本国の法令に従い、看護師の国家試験を最大三回まで受ける機会を与えられる。 2 次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するフィリピンの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師又は介護福祉士としてのサービスの提供に従事するものについては、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。 (a) 1の規定に基づく滞在の間に看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者 (b) 看護師の国家試験に合格することにより看護師の資格を与えられた者（1の規定に基づく滞在の間に看護師としての資格を与えられた者を除く。） (c) 1の規定に基づく滞在の間に介護福祉士としての資格を与えられず、1(b)に規定する滞在の後に介護福祉士の国家試験に合格することにより介護福祉士の資格を与えられた者 注釈1 この2に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がフィリピン政府に通報した条件を満たすものとする。 注釈2 この2(a)の規定に該当するフィリピンの自然人であつて再入国の許可を取得することなしに日本国を出国したもの又はこの2(b)若しくは(c)の規定に該当するフィリピンの自然人がこの2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるに当たっては、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。 (a) 当該フィリピンの自然人が、実施取極に従つてフィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること。 (b) 当該フィリピンの自然人が日本国にある公私の機関（日本国の法令に従つて日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には日本国の権限のある当局が紹介したものに限る。）との個人的な契約を締結すること。 注釈3 この節の規定の適用上、「日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関」とは、フィリピンの自然人を公私の機関に紹介することについてフィリピンの権限のある当局と契約を締結している機関をいい、「フィリピンの権限のある当局」と
---	---

は、フィリピン海外雇用庁をいう。

注釈 4 この節の規定の適用上、「日本国の権限のある当局」とは、厚生労働省をいう。

付録一

1 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

2 第二節から第五節までに規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

3 第六節1に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、一年間の滞在を許可する。この期間は、

(a) 同節1(a)の場合には、一年ずつ二回に限り更新することができる。

(b) 同節1(b)の場合には、一年ずつ三回に限り更新することができる。

(c) 同節1(c)の場合には、同節1(c)に規定する養成のための施設における養成の課程の修了のために必要な期間まで更新することができる。

4 第六節2に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

付録二

1 第六節1(a)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であるフィリピンの自然人であつて、少なくとも三年間看護師としての実務経験を有するものをいう。

注釈 この1の規定の適用上、「フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師」とは、フィリピンの法令に基づきフィリピン看護師資格試験に合格した看護師をいう。

2 第六節1(b)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピンの自然人であつて、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定されたもの又は看護学校を卒業したフィリピンの自然人をいう。

注釈 この2の規定の適用上、「看護学校」とは、フィリピン政府により認められた高等教育機関であつて、看護学士の課程を運営するためのものをいう。

3 第六節1(c)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピンの自然人をいう。

第二部 フィリピンの特定の約束

第百八条の規定に基づく特定の約束

フィリピンは、この附属書の各節に規定する条件に従つて入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入国前に適当な査証を取得することを要求することができる。

第一節 短期の商用訪問者

1 業務上の契約（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（フィリピンにおいて業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、フィリピン国内から報酬を得ることなく、かつ、自らサービスの提供に従事することなくフィリピンに滞在する日本国の自然人については、最初の五十九日の期間（この期間は、その後二箇月ごとに合計一年まで更新することができる。）入国及び一時的な滞在が許可される。

2 フィリピンは、1に規定する自然人に対し、労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを免除する。

第二節 企業内転勤者

経営者若しくは役員である日本国の自然人又は専門的な技術若しくは知識を有する日本国の自然人であつて、日本国内においてサービスを提供する法人又は日本国内において投資を行う法人のフィリピンにおける支店、子会社、関係団体、代表事務所又は合併している相手企業に転任するもの（当該法人によつて雇用されているものに限る。）については、次のことを条件として、一年間（この期間は、更新することができる。）入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にある場合には、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従つて職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得すること。

(b) 当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にない場合には、改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得すること。

第三節 投資家

1 次のいずれかの活動に従事する日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) フィリピンにおける事業に投資してその経営を行う活動

(b) フィリピンの者以外の者であつてフィリピンにおける事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動

(c) フィリピンにおける事業であつてフィリピンの者以外の者が投資しているものの管理

2 フィリピンは、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを要求する。ただし、当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にある場合には、当該日本国の自然人は、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従つて職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可も受けることを条件とする。

第四節 自由職業サービスに従事する日本国の自然人

フィリピンにある公私の機関との間の契約に基づいて技術士（化学技術士、土木技術士、電気技術士、電子通信技術士、測量技術士、機械技術士、冶金技術士、探鉱技術士及び衛生技術士を含む。）としての活動に従事する日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従つて職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

第五節 フィリピンにある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識

又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事する日本国の自然人

フィリピンにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて技術的、指導的又は監督的地位を占める日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

注釈 技術的、指導的又は監督的地位は、熟練労働を含まず、また、フィリピンの法令に基づき定められる規制された職業に従事することを伴わない。

第六節 フィリピンにある公私の機関又はフィリピンにある公私の養成のための施設への入学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人

1 資格を有する日本人の看護師であつて、フィリピン看護師技能試験を受験する準備の目的で語学研修を受けるためにフィリピンに入国するものについては、六箇月間（この期間は、当該看護師が関連する学習経験を習得するために、六箇月から一年までの間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

注釈

(a) 「資格を有する日本人の看護師」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす日本国の自然人をいう。

(i) 日本国の法律に基づき免許を取得した看護師であつて、日本国の法令に基づく看護の課程（フィリピンにおける看護の学士号に相当するもの）を卒業したもの。フィリピンにおける看護の学士号に相当する看護の課程については、フィリピンの適当な機関が定める。

(ii) 当該免許を取得した看護師として病院において少なくとも三年の実務経験を有すること。

(b) 資格を有する日本人の看護師は、フィリピン看護師技能試験を受験する前に英語及びフィリピン語の語学研修、文化に関する適応指導並びに関連する学習経験をこななければならない。

(c) フィリピンは、フィリピン政府が資格を有する日本人の看護師の言語能力がフィリピン看護師技能試験を受験し、及び看護師によるサービスの提供に関する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該資格を有する日本人の看護師について(b)に規定する語学研修を全面的又は部分的に免除することができる。

(d) 資格を有する日本人の看護師は、通常の状態においては、この1に定める最長の滞在期間内に、出願に基づき及びフィリピンの法令に従い、フィリピン看護師技能試験を最大三回まで受ける機会を与えられる。

2 フィリピン看護師技能試験に合格した資格を有する日本人の看護師については、フィリピンにある公私の機関との間の個人的な契約の期間と同じ期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時

的な潜在が許可される。ただし、当該者が共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従って職業規制委員会から看護業務に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従って労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

3 語学研修については、入国管理局により認定された学習のための施設のみが資格を有する日本人の看護師を受け入れることができる。文化に関する適応指導及び関連する学習経験については、保健省により認定された特定の教育及び研修のための病院のみが資格を有する日本人の看護師を受け入れることができる。

4 雇用については、保健省及び看護師協会が共同で実施するフィリピン看護師技能試験に合格した資格を有する日本人の看護師は、保健省により特定された病院においてのみ就労することができる。

5 日本国の法律に基づく介護福祉士に相当する資格が将来フィリピンにおいて設けられる場合には、フィリピンは、この事項に関連する問題について日本国と協議する。

第百一条の規定に基づく特定の約束

1 労働雇用省及び入国管理局は、外国人雇用許可証及び特別労働許可証の発給に係る要件の重複を除去するため、それぞれ行政上の指針を設ける。

2 フィリピンは、この協定の効力発生の日から三年以内に、フィリピンを出国する日本国の自然人の負担を軽減する可能性について日本国と協議する。

審査報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十八年十二月五日

参議院議長 扇 千景殿

外交防衛委員長 柏村 武昭

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の規定に基づ

き、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率及び合計割当数量について定めるものである。この議定書の締結により、両国間の貿易の促進に資することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年十一月十四日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書

日本国及びメキシコ合衆国は、

二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)附属書一第二節及び第三節の注釈1(b)、4(b)及び10(b)の規定により協議の対象として指定した原産品に関し、市場アクセスの条件を改善することを希望し、協定第五条3(a)(i)及び5の規定に基づいて協議を行い、

次のとおり協定した。

第一条

締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二に定める合計割当数量及び枠内税率によつて拘束される。

第二条

付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の注釈1(b)、4(b)及び10(b)並びにこれらの注釈に対応する表に規定する譲許であつて当該付表に対応するものに代わる。

平成十八年十二月六日 参議院会議録第十七号(その二)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件

第三条

1 この議定書は、協定第五條5の規定に基づき両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り、効力を有する。

第四条

1 この議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 付表一は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(b) 付表二は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千六年九月二十日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために

成田右文

メキシコ合衆国のために

S・A・ガルシア・デ・アルバ・Z

付表一

1 協定附属書一第二節の注釈1(b)に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 三年目については、三千メートル・トン

(BB) 四年目については、四千メートル・トン

(CC) 五年目については、六千メートル・トン

(ii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA) 表2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(BB) 表2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(CC) 表2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

2 協定附属書一第二節の注釈4(b)に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 二年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 二年目については、二千五百メートル・トン

(BB) 三年目については、四千メートル・トン

(CC) 四年目については、六千メートル・トン

(DD) 五年目については、八千五百メートル・トン

(ii) 二年目に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(iii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA) 表2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(BB) 表2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(CC) 表2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十八・五を減じて得た税率とする。

(DD) 表2欄に四個の星印(****)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

3 協定附属書一第二節の注釈10(b)に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 三年目については、二千メートル・トン

(BB) 四年目については、三千メートル・トン

(CC) 五年目については、四千メートル・トン

(ii) 三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の五十を減じて得た税率とする。

日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉 四分体のもの その他のもの*		Q X	1

〇二〇一・三〇	骨付きでない肉**	Q	Q	1	1
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉**	Q	Q	1	1
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉	Q	Q	1	1
	ロインのもの**	Q	Q	1	1
	かた、うで及びももの**	Q	Q	1	1
	ばらのもの**	Q	Q	1	1
	その他のもの*	Q	Q	1	1
〇二〇六・一〇	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	Q	Q	1	1
	臓器及び舌**	X	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
〇二〇六・二一	牛のもの(冷凍したものに限る。)	Q	Q	1	1
〇二〇六・二二	舌**	Q	Q	1	1
〇二〇六・二九	肝臓*	Q	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
	ほほ肉及び頭肉**	Q	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
	臓器**	Q	Q	1	1
	その他のもの*	Q	Q	1	1
〇二〇七・一一	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)*	Q	Q	1	1
〇二〇七・一二	分割してないもの(冷凍したものに限る。)*	Q	Q	1	1
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)*	Q	Q	1	1
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	Q	Q	1	1
	肝臓	X	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
	骨付きのもの**	Q	Q	1	1
	その他のもの**	Q	Q	1	1
一六〇二・三一	七面鳥のもの	Q	Q	1	1
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	Q	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*	Q	Q	1	1
	その他のもの	Q	Q	1	1
一六〇二・三二	鶏(ガールス・ドメスティクス)のもの	Q	Q	1	1
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	Q	Q	1	1

一六〇二・三九	その他のもの	Q	Q	4	4
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*	Q	Q	4	4
	その他のもの**	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの*	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
一六〇二・五〇	牛のもの	Q	Q	4	4
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	牛の臓器及び舌のもの	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く)の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	単に水煮した後に乾燥したもの	Q	Q	4	4
	調味した後に乾燥したもの及びコーンビーフ*	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4
	気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)*	Q	Q	4	4
	その他のもの	Q	Q	4	4

有機農業の推進に関する法律案
右の議案を提出する。
平成十八年十二月五日

提出者

農林水産委員長 加治屋義人

参議院議長 扇 千景殿

有機農業の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

官 報 (号 外)

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようになることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れることができることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。)その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

三 有機農業の推進に関する施策に関する事項

四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行う者とする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するものとする。

ため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第

百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。